

平成 23 年 12 月 12 日開会

第 4 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
12月12日(月)	
議長開会の挨拶	6
町長提案理由の説明	7
12月13日(火)・12月14日(水)	
休 会	
12月15日(木)	
一般質問	
・3番議員	18
2病院の統合・再編について	
地籍調査について	
・11番議員	27
1病院1診療所の建設について	
地震・津波対策の現状と今後について	
・8番議員	44
2年間の町政の成果と今後の取り組みについて	
・2番議員	53
防災・減災対策について	
・12番議員	60

見 出 表	頁
道の駅の活性化について	
土地開発公社の設立について	
・ 14 番議員	65
病院事業	
防災事業	
・ 5 番議員	75
防災集合住宅建設	
・ 7 番議員	79
危機管理プロジェクトと地域防災計画について	
農業振興について	
・ 9 番議員	89
避難場所及び日和佐幼稚園・保育園の建設場所について	
12 月 16 日（金）	
議案審議	92
発議第 6 号	110
閉会中の継続調査申出書について	112
議長閉会の挨拶	113

平成 23 年 12 月 12 日 美波町議会第 4 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	山田 由美	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	谷口 和江	保健福祉課長	原 千代子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
政 策 調 整 監	草野 裕作	産 業 振 興 課 長	今津 秀貴
消防防災課長	武田 和幸	水 道 課 長	中林 伸次
住 民 室 長	花木美名子	地 域 振 興 室 長	小坂 進
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
学校教育課長	海司 広幸	社会教育課長	岩瀬 和夫

子どもセンター長 藤井 隆司
教育委員長 原田 村美

由岐・木岐・阿部保育園園長 服部 園子
監査委員 青木 昭夫

1. 会議事件は次のとおりである。

日程第 1

議案第 66 号 美波町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 2

議案第 67 号 美波町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3

議案第 68 号 平成 23 年度 美波町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 4

議案第 69 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険事業特別会計予算（第 3 号）

日程第 5

議案第 70 号 平成 23 年度 美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 6

議案第 71 号 平成 23 年度 美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 7

議案第 72 号 平成 23 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 8

議案第 73 号 平成 23 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 9

議案第 74 号 平成 23 年度 美波町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 10

議案第 75 号 平成 23 年度 美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 11

議案第 76 号 平成 23 年度 美波町固定資産評価審査委員会委員の選任について

（第 1 号）

日程第 12 議案第 60 号 平成 23 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 13 議案第 61 号 平成 23 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 14 意見書について

日程第 15 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

12月12日(月)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成23年第4回美波町議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはなにかとご多忙の折り、ご出席くださいますようお願い申し上げます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより平成23年第4回美波町議会定例会を開会いたします。

会議に先たちまして諸般の報告を行います。10月12日四国四県町村長・議長大会が香川県で開催され議長が出席しました。10月18日から20日まで防災対策特別委員会、委員3名が東日本震災、宮城県を視察してきました。10月24日四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟総会に議長が出席しました。10月24日、25日、議会改革・広報特別委員会、委員3名が議会広報研修会、東京都に出席しました。10月31日、臨時議会、文教厚生委員会、全員協議会を開催しました。11月10日、四国地区町村議会研修会が鳴門市で開催され議員11名が参加しました。11月16日から18日、全国議長大会に議長が出席しました。11月24日、海部郡・安芸郡議長会総会及び徳島県知事、徳島県議会議長に阿南安芸高規格道路の早期完成について、要望活動を行いました。12月3日、四国の道を考える大会が美波町で開催されました。12月7日、議会運営委員会を開催しました。以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。日程第1会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。

13番舩田議員、14番山本議員両名を指名いたします。

日程第2会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る12月7日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

山本議会運営委員長

14番議員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。先週12月7日議会運営委員会を開催いたしました。委員5名出席のもと、理事者側からは影治町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成23年美波町議会第4回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議いたしました。結果会期は本日12月12日より12月16日までの5日間に開催することに決定いたしました。なお議員定数についても協議に入ったところであり、今

後引続き協議を重ねてまいりたいと思います。なお一般質問の
通告は本日の正午までといたしております。ご承知おき願いた
いと思います。以上議会運営委員長報告を終ります。

議

長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から
12月16日までの5日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から12月16日までの5日間と決定いたしま
した。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程
表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3町長提案理由説明を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にあります
とおり条例議案2件、補正予算議案8件、人事議案1件、計
11件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町

長 おはようございます。今年もいよいよ年の瀬になりまして、
何かと慌ただしくなってきました本日、美波町議会第4回
定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご
多用の中、ご出席を賜りまして、ご審議をただけますこと大
変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につ
きましては、条例の改正議案2件、平成23年度の一般・特別・企
業会計の補正予算に関する議案8件及び人事議案1件の計11議
案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、第3回定例会以降の町政の動き、
また、各課・室における事務事業の進捗状況について、それぞ
れご報告を申し上げ議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、総務企画課関係でございますが、旧日和佐高等学
校の解体工事は、11月10日に付近住民の方々を対象とした工事
説明会を開催し、11月14日から工事に取り掛かっております。
現在、仮囲い等の仮設工事を終え、内部材取り壊し等を行って
おり、来年3月25日の工期までに完了する予定であります。な
お、解体後の跡地利用につきましては、多目的な利活用ができ
る用地として避難路と共に現在設計を進めております。

赤松小学校の跡地利用につきましては、11月28日に赤松地域
づくり推進協議会が開催され、町から他の事例にみられる課題

や事例紹介などを行わせて頂きました。協議の中では吹筒花火や神踊りの伝承施設などの意見が交わされましたが、今後、更に課題を踏まえて十分に地域の中で話し合い、方向性を出すこととされております。

次に、税務課関係でございますが、町税及び使用料の滞納徴収対策につきましては昨年度に引き続き町税、国保税含む・水道使用料・住宅使用料・介護保険料について、全庁体制でのチーム編成で、12月6日から12月28日まで個別訪問による徴収に取り組んでいるところであります。

町税は町の歳入の根幹をなす自主財源であり、又負担の公平を図る上にも滞納対策は重要であることを全職員が認識し、滞納の解消に向け取り組んで参りたいと考えております。また、誠実に納税している住民との不公平感をなくするために、行政サービスの制限条例、仮称ではございますが、の制定について検討したいと考えております。

次に、住民生活課関係でございますが、福井環境開発株式会社が計画いたしております阿南市福井町の産業廃棄物処理施設につきましては、事前協議が未了であることを理由として、平成22年9月9日付けで徳島県から計画の廃止勧告を命じられ、それに対し福井環境開発株式会社が変更申請書の提出を行いました。その後、その処分を不服として平成22年9月28日付けで行政不服審査法に基づき、その審査請求が環境大臣宛提出されておりましたが、平成23年10月18日付けで判決がなされました。内容については、徳島県知事に対し、速やかに産業廃棄物処理施設変更許可申請に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく何らかの処分をすべきことを命ずる。というものであります。これは、徳島県が変更申請書を受理しなかったことは裁量権の濫用に当たることから、変更申請書を受理し、審査を行うことを求められたものであります。この判決があったことから、去る11月17日に福井環境開発株式会社から変更申請を出す前に、地元への説明会を開催したいとの申し出があり、12月22日に地元説明会を予定しているところであります。今後は、前回意見書として提出しております生活環境保全上の措置について適切な対応を行うよう、関係機関とも連携し、対応して参りたいと考えております。

次に、産業振興課関係でございますが、観光関係のイベントとして、10月2日に美波町観光協会主催で大浜海岸、及びカレット駐車場、秋の観光まつりを開催し、海亀回向祭・県南の

特産市・ステージコンサート・石の亀作り等のイベントを行い、訪れた多くの観光客に対して美波町及び県南部のアピールを行いました。また、12月3日4日には、四国の右下右上がり協議会が主催する県南地域、四国の右下食博覧会が旧水産高校で盛大に開催され、同時にひわさ商工祭も開催されております。初日は雨が一時降るあいにくの天気となり人出の心配をしましたが、足元の悪い中約7千人の来場者があり、南阿波井が大集合した会場では、行列のできる店も多数あり、評判も上々でありました。2日目は好天に恵まれ初日より多くの来場者があり、用意した約5千食の南阿波井は完売いたしました。また、イベントとして、マグロの解体ショーと即売会、日和佐太鼓・阿波踊り・日和佐ちょうさの練り歩き等、たくさんのメニューに大変にぎわいました。特に、赤松・相生の伝統の吹筒花火の競演は、迫力ある豪快な花火に大勢の人が酔いしれたところであります。

次に、海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受入については、本年度5月から9月までの間に、11校1,561人を受け入れております。10月以降の修学旅行の受け入れ実績としては、10月12日・13日の福山市立新市中央中学校149名を受け入れ、20日は体験のみですが、45名を受入、10月25日から26日には福山市立培遠中学校179名、10月28日から29日に同志社国際中学校117名、11月17日から18日には福山市立大成館中学校143名を受け入れました。今年度の予約状況は、12月に1校84名が訪れることになっております。また、来年度も仮予約を含めて、17校2,503名の予約が入っております。

次に、本年3月に開催を予定しておりました全国ほんもの体験フォーラムについては東日本大震災に配慮し、中止されておりましたが、平成25年3月16日から18日の3日間、本県で開催することが決定いたしました。詳細につきましては、今後関係者が協議し決定することとなっておりますので、今後とも、ご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。

次に、支所における産業振興関係でございますが、今年で21回目となる由岐伊勢エビまつりにつきましては、由岐商工会を事務局とする実行委員会を実施主体に、そのプレイベントとして伊勢エビ感謝祭を10月15日に、本番を例年どおりの第4日曜日である10月23日に開催し、大勢の家族連れらで賑わいを見せました。

また、県及び徳島大学の協力により進められております美波の海の恵み研究会を主体とするヒジキの養殖実験については、今月下旬に種系を海上に設置する予定で調整が進められています。当初予算で稚魚を購入して放流を予定していたクエについては、種苗生産業者との調整に手間取りましたが、今議会会期中に放流を行える見込みであります。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事についてご報告をいたします。繰越事業で行ってございました県単災害防止緊急対策事業の西河内はりま中岡宅横谷と北河内久望弥野谷は11月末に完成しております。他事業との関連で繰越ししてございました4箇所の農業施設災害は3箇所が完成し、残る1箇所については12月末完成予定であります。農業用施設は発注準備中であります。公共土木施設災害は道路2箇所は完成し、河川1箇所は発注準備中であります。

次に、県工事の主なものについてご報告いたします。先ず道路関係でございますが、赤松由岐線では赤松耳瀬で局部改良の設計ができましたので、境界立会を10月から11月に行い、用地測量と用地及び建物補償に関する調査を10月に発注したと聞いております。

赤松由岐線馬路の災害復旧は河川は完了し、迂回路と道路は来年3月の完成予定と聞いております。日和佐小野線・田井ノ浜の現道改良については、設計は9月中に完了し、建物調査に8月末から入り境界立会を9月末に行い、その後、国の3次補正で建物移転補償及び用地取得を予定していると聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道では、鹿ノ首岬付近手前の改良と鹿ノ首岬手前と岬すぐ後の側溝及び舗装は改良と側溝は発注し、舗装は12月末完了予定と聞いております。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、新たに阿部集落のすぐ手前とお水荘付近の測量設計を発注したと聞いております。由岐港線では西由岐の道路維持修繕は10月上旬発注したと聞いています。由岐大西線の伊座利での道路維持修繕は測量設計を10月下旬発注したと聞いております。赤松日浦野田線の道路維持修繕は測量設計は8月発注し、地質調査は準備が整えば発注と聞いております。北河内奥河内線・日和佐小野線西町の舗装は10月上旬に完了いたしております。

次に、河川・砂防・治山関係でございますが、奥瀬川総合流域防災事業は、支線である牟井谷川は来年1月に発注と聞いております。河川特改では、阿部東川で床止め工事が平成24年2

月に発注と聞いております。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、伊座利小学校裏付近の繰越工事は11月末に完了し、平成23年度は擁壁、法面工事を11月上旬に発注したと聞いております。東由岐の津波避難階段は準備が整えば発注と聞いております。山王谷の通常砂防事業は測量設計、地質調査を発注しており用地測量、用地補償に着手すると聞いております。治山事業で実施している南海地震対策の苫越の防潮堤嵩上げ工事は、11月上旬に発注したと聞いております。北河内久望弥野谷の予防治山事業は11月末発注したと聞いております。次に、港湾関係ございますが、日和佐港の海岸高潮対策事業は、南防波堤改修工事の繰越分は24年2月完了予定であり、現年分は12月末発注予定と聞いております。

次に、地域高規格道路についてご報告申し上げます。今年度は日和佐道路が全線開通し、また桑野道路が整備に着手しました。更には福井道路が来年度新規事業箇所候補として選定されており、ぜひとも事業化していただきたいと考えております。12月3日には四国の道を考える会美波大会を開催し、衆参国會議員・徳島県知事・高知県副知事、高知・徳島両県の県議會議員、市町村長・市町村議會議員の皆様等270名余りの参加を得て盛大に開催することができました。基調講演では、陸上自衛隊第14司令部第3部長の西村和己一等陸佐から東日本大震災派遣活動の概要とその教訓として第一線での貴重なご講演をいただきました。パネルディスカッション大規模災害時における緊急輸送路の役割では、阿南工専湯城豊勝教授をコーディネーターにパネリスト5名によりそれぞれの立場から高速道路の必要性が訴えられました。

大会決議では道路整備予算の確保、四国8の字ネットワークの早期完成、遅れている四国東南部の道路整備の促進を川尻議長の力強い朗読により決議され、12月8日に民主党本部と国土交通省政務三役をはじめ、県選出の国會議員ほかへ大会決議を持って要望活動を行なったところでございます。今後とも、阿南安芸自動車道の全線開通を目指し、関係自治体と連携して国へ要望して参りたいと考えております。

防災関係の工事では、日和佐道路の木岐・北白浜の既設緊急輸送進入路や田井高架橋・木岐高架橋の橋梁点検用の階段を活用し、入り口の扉を非常時に叩き割って進入できるよう改修や通路部の平張りコンクリート及び蓋掛けを行い、緊急時に避難可能な通路の整備を24年3月末までに実施すると聞いておりま

す。

次に、国道関係でございますが、北河内地区、大戸地区での防災対策工事は12月末完了予定、大戸第1号溝橋は床版補修工事を発注し2月完了予定と聞いております。

次に、支所における建設関係でございますが、平成23年9月1日から4日にかけての台風12号の豪雨により発生した普通河川谷裏川の災害については、10月26日に災害査定があり、公共土木施設災害復旧事業として2,958千円で採択されており、12月中旬に入札を行うべく作業を進めております。

次に、漁港関係でございますが、昨年から繰り越された県営由岐漁港・由岐地区の通称、流れ川護岸の改良工事については、11月に矢板の打ち込みが着手され、来年度を含めた2ヶ年で望へい橋の上流部分を県単独漁港改良事業により完成させる予定で、水産課及び南部総合県民局において調整が進められております。

また、同じく台風12号により発生した町営伊座利漁港南防波堤及び沖防波堤の消波ブロックの被災については、11月24日に災害査定が行われ、南防波堤については10,061千円、沖防波堤については2,788千円で採択されており、年度内に完成すべく本定例議会に予算を提案させて頂いているところであります。

当初予算に計上しておりました町営恵比須浜漁港のストックマネジメント調査については、年内に契約すべく手続きを進めているところであります。

次に、消防防災課関係でございますが、木岐公民館耐震診断業務は11月25日に入札を執行し、株式会社平島弘之+TEAM28が1,186,500円で落札しております。設計額1,594,950円に対し、請負率は74.39%で履行期間を平成24年3月31日としています。危機管理プロジェクトにおきましては、現在、職員の動員・配置マニュアルなど25の個別対処危機管理マニュアルの策定に取り組んでおり、現在、各専門部会の責任者からその中間報告が提出されており、最終報告の期限を12月末までといたしております。その後、全体のマニュアルとしてとりまとめを行う予定であります。

次に、教育委員会関係でございますが、9月21日午後6時から日和佐総合体育館におきまして、合併5周年記念行事として音楽文化が息づくまちづくりin美波町が開催され、時任康文先生が指揮するとくしま国民文化祭記念管弦楽団の演奏と地元コーラスグループのすみれコーラス・さくらコーラス・日和佐小学

校児童で結成された、ひわさっ子104合唱団と先生たちの共演があり、多くの観客を魅了いたしました。

恒例の町民運動会は、11月3日に由岐地区、6日に日和佐地区で開催され、両地区ともあいにくの空模様で足下の悪い中、多くの参加者は悪条件をものともせず、各種目に元気いっぱいのプレーを見せ、スポーツの秋を満喫していました。

11月18日には、中学生議会が開催されました。今年度は、日和佐中学校1年生28名が参加し、6班に分かれ、環境問題や地域の活性化策について、質問を行いました。参加した生徒達にとって貴重な経験になったと思っております。

次に、病院事業関係でございますが、11月30日に第8回目の美波町病院事業のあり方検討委員会が開催され最終答申がまとめられ、12月7日に正式に答申を受けたところであります。答申につきましては、12月7日の病院事業改革特別委員会でもご説明させて頂いたところでありますが、9月9日の中間報告で示されておりました方向性について、より具体的に示された答申となっております。

答申の骨子としては、美波町の2病院は統合・再編し、1病院1診療所とすること。病院の建設場所については東海・東南海・南海地震における津波等を考慮し災害に強い安全な場所とすること。また、病床数については日和佐・由岐病院の入院患者が1病院に入院することから50床規模程度とすることとなっております。診療所については、入院機能は病院で確保されることから無床とすることが望ましいとされ、訪問診療などの在宅サービスや保健センター仮称などを併設し機能の充実を図ることとなっております。

また、病院と診療所を受診するための交通手段を整備していただきたいとなっております。

町では、答申を尊重するとともに、徳島県が年内に公表予定の3連動地震の津波高の暫定値や浸水予測を踏まえて、住民説明会やパブリックコメントを実施の上、住民の皆様が安心できる医療体制の整備に向けて取り組んで参りたいと考えているところであります。

次に、水道事業関係でございますが、深瀬地区に上水道を整備するための美波町上水道事業経営変更認可設計業務は、9月22日に光設計株式会社と委託契約を締結し、1月30日の納期までの完成を目指して作業を進めています。由岐簡易水道中央監視システム改造工事は、10月17日に完了し、現在水道課でも由

岐地区の各水源地の稼働状況をパソコン画面で監視できるようになっております。以上「諸般の報告」といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、議案第 66 号は美波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今まで、非常勤職員は育児休業の対象にはなっていなかったものを、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い条例の一部を改正するものであります。対象となる非常勤職員は一般の非常勤職員で、現在、美波町では対象となる職員はいませんが、法律の改正に準じて条例改正を行うものであります。この育児休業が取得できる主な要件については、在職期間が 1 年以上であり、1 才未満の子どもがいて引き続き在職すること、又勤務する日が 1 週間で 3 日以上、1 年で 121 日以上とするなどとなっております。

次に、議案第 67 号は美波町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。現在、美波町の施設で指定管理者を指定し管理を行っている施設は、全体で 44 施設あり、その内の 34 施設については来年の 3 月 31 日に指定管理期間が満了となり、新たに指定しなければならないこととなっております。現在の条例では、指定管理者を指定する場合は公募を原則としていますが、公民館等の施設の適正な管理を確保するために特に必要とする場合の特例を設けるものであり、公募することなく指定できることとするための条例改正であります。なお、指定にあたっては、従前どおり議会の議決を頂くこととなります。

次に、議案第 68 号から議案第 75 号までの 8 件は、平成 23 年度一般会計、特別会計、企業会計の補正予算であります。まず、議案第 68 号は平成 23 年度美波町一般会計補正予算（第 4 号）であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ 199,133 千円を追加し、総額を 5,131,428 千円といたしております。

今回の補正での歳出における主なものでございますが、総務費関係では、財産管理費で備品購入費として公用車購入費 2,400 千円、諸費で、代替路線バスへの補助金として負担金補助及び交付金で 9,112 千円をそれぞれ追加いたしております。

民生費関係では、社会福祉総務費で国民健康保険事業安定化基準超過費用繰出金として繰出金で 6,724 千円、老人福祉費で

利用者増による介護予防及び地域支え合い事業委託料として 3,530 千円、海部老人ホーム負担金の確定分として負担金補助及び交付金で 2,269 千円、6 名分の養護老人ホーム保護措置費として扶助費で 6,399 千円をそれぞれ追加いたしております。

また、後期高齢者医療費では、平成 23 年度保険基盤安定負担金が確定したことにより繰出金で 1,820 千円を減額し、児童福祉総務費では子ども手当の制度改正に伴うシステム開発委託料で 1,761 千円を追加いたしております。

衛生費関係では、保健衛生総務費で普通交付税に算入された病院事業分として、負担金補助及び交付金として 94,357 千円を追加いたしております。

農林水産業費関係では、農業振興費で北白浜用排水路改良工事の工事請負費で 1,000 千円、農山漁村活性化費で、山河内地区農家の女性高齢者を中心に組織する山河内活性化協議会の産直市に係る費用分として、負担金補助及び交付金で 1,000 千円をそれぞれ追加いたしております。

また、漁港管理費では、県単独漁港改良事業で進行中の県営由岐漁港由岐地区の通称流れ川の護岸改修工事にかかる事業費について、県予算を追加計上して頂いたことに伴い、町負担分として負担金補助及び交付金で 3,150 千円を追加いたしております。

土木費関係では、砂防費で赤松総屋敷滝本宅裏、寺前松坂宅裏、中畑延命寺裏の 3 件に係る県単急傾斜地崩壊対策工事費として工事請負費で 10,700 千円、都市計画総務費で、都市防災総合推進事業により都市計画区域内の建物の倒壊危険度の判定業務に係る委託料で 21,000 千円、住宅管理費では住宅修繕に係る費用として需用費で 1,500 千円をそれぞれ追加いたしております。

消防費関係では、災害対策費で津波避難対策の一つの取り組みとして海拔高標示シールを町内の主要なポイントに表示するため、海拔高さの測量業務を行うための委託料として 1,000 千円を追加いたしております。

教育費関係では、保健体育総務費で由岐小学校のフェンス及び側溝の修繕料として 1,346 千円、海洋センター費で、プールクリーナー等プール関係備品の購入費として 2,131 千円をそれぞれ追加いたしております。

災害復旧費関係では、漁港施設災害復旧費で 9 月 1 日から 4 日に来襲した台風 12 号により被災した伊座利漁港の南防波堤及

び沖防波堤の消波ブロック復旧工事の関連予算として測量設計業務に係る委託料で 1,000 千円、工事請負費で 13,000 千円を追加いたしております。

なお、これらの歳出に充てる財源といたしましては、地方交付税 2,013 千円、分担金及び負担金 4,756 千円、使用料及び手数料 1,682 千円、国・県支出金 29,852 千円、繰入金 1,000 千円、諸収入 2,430 千円、町債 157,400 千円を追加し、財源に充てることといたしております。

次に、議案第 69 号は平成 23 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,723 千円を追加し、総額を 1,425,004 千円といたしております。歳入では、一般会計からの国民健康保険事業安定化基準超過費用にかかる繰入金として 6,723 千円を追加いたしております。歳出の主なものでは、療養費の増加に伴い退職被保険者療養給付費で 12,852 千円及び高額療養費で 4,366 千円を追加し、不足分を予備費で減額いたしております。

次に、議案第 70 号は平成 23 年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,800 千円を追加し、総額を 28,706 千円といたしております。歳入では、下水道加入金 2,800 千円を追加し、歳出の主なものでは、下水道加入に伴う加入補助金として 2,000 千円、接続補助金として 800 千円を追加いたしております。

次に、議案第 71 号は平成 23 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 900 千円を追加し、総額を 136,069 千円といたしております。歳入では、受益者負担金及び下水道使用料として 900 千円を追加し、歳出の主なものでは、不明水対策として公共ますの蓋の改良費用として 1,000 千円を追加いたしております。

次に、議案第 72 号は平成 23 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。補正額はなく、歳出予算項目を組み替えた補正予算といたしております。施設介護サービス給付費から高額介護サービス費負担金に歳出予算項目を組み替えいたしております。

次に、議案第 73 号は平成 23 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,820 千円を減額し、総額を 117,253 千円と

いたしております。歳入では、平成 23 年度保険基盤安定負担金額が確定したことにより、一般会計からの繰入金を 1,820 千円減額し、歳出では、後期高齢者医療広域連合への納付金を 1,820 千円減額いたしております。

次に、議案第 74 号は平成 23 年度美波町水道事業会計補正予算（第 2 号）であります。収益的支出に 345 千円を追加し、収益的支出の合計を 84,081 千円といたしております。4 月の人事異動に伴う職員給与費等の調整により 345 千円を追加いたしております。

次に、議案第 75 号は平成 23 年度美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）であります。補正額はなく、収益的収入の収益項目を組み替えた補正予算といたしております。一般会計からの普通交付税分の繰入金 94,357 千円を追加し、同額を入院収益及び外来収益で減額いたしております。

次に議案第 76 号は美波町固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。固定資産評価審査委員会委員である谷口直宏氏が去る 10 月 21 日に亡くなられたことに伴い、後任として役場職員として 36 年勤められ、また、その内税務職員を 18 年経験され、固定資產業務についても精通されている、古字道直氏 59 才を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意をお願いするものでございます。なお、任期につきましては前任者の残任期間となりますので、平成 24 年 5 月 28 日までとなっております。

以上、簡単でございますが、諸般の報告並びに提案説明といたします。

なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

どうぞよろしく願います。

議

長

提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

（時に 9 時 45 分）

12月15日

(時に 9時00分)

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので休会前に引続き、本日の会議を開きます。

日程第1一般質問を行います。一般質問の通告者は9名です。通告順に発言を許可します。

3番影山議員の一般質問を許可いたします。

3番議員 おはようございます。私は2点質問をいたします。まず1点目、2病院の統合・再編についてお伺いします。病院問題については、旧日和佐町・由岐町両町合併のおりから町民のもっとも注目する事項であり、委員会や議会等において何度となく協議してきたところであります。合併の翌年平成19年度には美波町医療体制整備検討委員会が設置され、美波町にふさわしい新たな医療体制を構築することが必要であると答申が出されました。国においては平成19年12月に公立病院改革ガイドラインが示され、町当局は美波町病院改革ガイドラインを策定し、経営の健全化に取り組んでいるさなかのようではありますが、掲げた経営指標及び数値目標を大きく下回っているとの答申が出されております。また美波町病院事業経営評価委員会からは早急な経営形態の見直しをする必要があるとの答申があり、平成22年1月に美波町病院事業あり方検討委員会を設置し、その最終答申がこの12月7日に出されたところであります。いよいよ病院問題についての方向性が固まるものと考えます。あり方検討委員会の答申の冒頭には、平成18年3月31日の合併により、本町の病院事業は日和佐・由岐の2つの病院をもつこととなり、病院事業の経営状況が悪化し、町の大きな財政負担になっているとあります。答申内容からは、1.日和佐・由岐病院の存続については町財政に大きな影響を及ぼすだけでなく、長期的な医療提供を困難にすると共に、行政サービス全体の低下をまねく恐れがあるため、美波町の2病院は統合・再編し1病院1診療所とする。2.災害に強い安全な場所で医師確保や療養環境及びさまざまな医療サービスなどを行うことを目的として整備する。なお1病院の病床数等については、日和佐・由岐病院の入院患者が新たな美波町病院(仮称)1病院に入院することから、病床数は50床規模程度とするとあります。そこで次の4点についてお伺いします。

1.美波町病院事業あり方検討委員会は1病院1診療所の整備を答申しているが、町は今後どのような方向で進めていくのか。

町長

2.病院建設場所の設定や建造物の設計等について、どのように進め決定していこうとしているのか。3.県は地域医療再生計画を圧縮した、町財政は逼迫した状況であり、移転建設は大きな財政負担となる。町財政の健全化はどうか。4.移転建設しても経営形態の見直しをする必要がある。経営健全化のための施策はどのように考えているのか。以上よろしくお願いします。

それでは私の方から答弁させていただきたいと思います。まず今後の方向といたしましてでございますが、美波町病院事業あり方検討委員会の答申を尊重すると共に、徳島県が今月中に公表予定の三連動地震の津波高の暫定値や浸水深予測を踏まえまして、病院及び診療所の規模・内容・場所等の素案を策定いたしまして、来年1月中下旬から2月中下旬を目途に住民説明会やパブリックコメントを実施のうえ、住民の皆様が安心できる医療体制の整備に向けて取組んでまいりたいと考えておるところであります。

次に場所の選定についてでございますが、住民説明会での意見やパブリックコメントを参考にさせていただき、安全性・利便性などを総合的に判断し、決定したいと考えておるところであります。その後建物の基本設計・実施設計・建築確認等を経まして、工事着手・工事完成・開院準備期間を経て開院という手順で進めてまいりたいとも考えておるところであります。

次に病院・診療所建設による町財政への影響懸念についてでございますが、町財政の健全化につきましては平成18年から平成21年まで美波町集中改革プランにもとづきまして、また平成22年度からは美波町行財政改革プランにより、健全化に努めているところであります。その結果財政指標は大幅に改善いたしております。例えば公債費比率につきましては、合併前の平成17年度と平成22年度を比べてみますと、公債比率は17年度が15.9でありましたものが22年度は5.8となりまして、10.1ポイント改善、形状収支比率につきましては平成17年度97.2でありましたものが平成22年度は79.7となっておりまして、17.5ポイントの改善。地方債の現在高、いわゆる借金でございますが平成17年度66億円ございましたものが平成22年度末では6,250,000千円となっておりまして、350,000千円減少いたしております。基金現在高、これは貯金に該当する分でございますが、平成17年度には1,980,000千円であったものが平成22年度末では2,790,000千円となっておりまして、810,000千円増加

いたしております。実施事業費につきましては、まだ規模・内容また建設場所が決まっておりませんし、実施設計が出来上がらないとはっきりしたことは申し上げられないところではございますけれども、この規模・内容を例えば美波町病院事業あり方検討委員会の答申に沿ったと過程いたしまして、病院を50床程度、診療を無床とした場合、概算事業費でございますが17億円程度と見込んでおります。

次に財源でございますが、この度の地域医療再生計画にもとづきます地域医療臨時特例交付金が国・県を通じましていただけることになりました。で議員が懸念されておりますように、県全体では県から国に申請された額は89億円でございますが、最終決定額は47億円となりまして、率で申しますと53%となっております。美波町の統合再編にかかる当初の申請額につきましては950,000千円を計上されておりましたが、最終決定額は650,000千円となっております。これは率にいたしますと68%となっております。本来なら総額の53%になるわけでございますが、それにプラス15%ということになりまして、これは徳島県の配慮によるものと感謝をいたしておるところでございます。

次に自己財源でございますが病院建設の基金につきましては、現在508,000千円の残高がございます。したがって総事業費を17億円といたしますと、残につきましては542,000千円となっております。この542,000千円の財源といたしましては、財政調整基金をあてますとか、起債これは合併特例債また過疎債が適用されることとなります。後一般財源というふうになりますが、もし仮に残額全額を起債をした場合、542,000千円を起債をしたといたしますと、合併特例債を借りた場合につきましては交付税参入が7割ございますので、町の実質負担額は3割ということになりまして、162,600千円が実質の町負担というふうになってまいります。もうひとつのパターンといたしましては、残額を先ほど申しました財政調整基金を一部あて起債に振り分けた場合、仮にでございますが財政調整基金を取崩して、242,000千円をあて、残り3億円を合併特例債にあてた場合には実質負担額は3割でございますので900,000千円となっております。このどのように財源措置をするかにつきましては、また議会とも相談しながら決めていきたいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても先ほどご説明・答弁させていただきましたように、後年度の町財政に与える影響は少ないとい

うふうに考えておるところであります。

最後に今後の病院事業の経営健全化についてでございますが、統合再編による2病院集約化による経費削減等が見込まれるというふうに考えておるところでありますけれども、医業収益の根本である医師不足がこの統合再編によって、解消されるわけではございませんので、現在医師確保について個々に徳島大学病院・徳島県医師会・阿南医師会などと連携をはかっているところではありますが、このたび県が設立いたしました地域医療支援センターの支援や、定住自立圏の中における医療連携について今後とも努力を重ねてまいりたいと考えているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長
3 番 議 員

影山議員

自席から失礼します。ただ今町長から説明を受けたわけでございますが、まずあり方検討委員会の最終報告をそれをそのまま受入れたいとような答弁と思います。ということは1病院1診療所、これはその方向で行くというような答弁だと思うんですが、まず1点目ですが1病院のみというような考えは視野にはないのか。それから病院場所の設定については町民がもっとも関心を寄せているところであります。災害に強い安全な場所として、あり方検討委員会は5か所の候補地を挙げておりますが、どのように決定していくのか。今町民への町民の説明会、またパブリックコメント等をもとにして、場所の設定をしていくということでございますが、これのとても難儀な作業になるかと思えます。それぞれの地域・人達の思いがいっぱいあって、意見が交差するものと予測されます。そのあたりかなりのことと思えます。いつごろ決定しようとしているのか、説明会・パブリックコメントの後ということでしたが、おおよそいつごろ、病院建設・設計それから建設という運びで、前の病院特別委員会では24年度に設計をして、25年度に着工して、26年度から開業というような会議ではなかったでしょうか。そのあたりもう一度ちょっと後でお願いします。町民説明会やパブリックコメントはその設計の先なのか、後なのかも合わせてお願いします。今、地域医療再生計画を圧縮して87億円のんが47億円で減額されたというようなこともこの間の徳島新聞にも載っておりました。町長の話、ちょっと町の方が実質160,000千円、そしてまだいろんな特例債とかも入れると90,000千円程度でできるというようなことで、大変安心しておるところです。かなりの町の累計の負債も65億減ってきておるといいますが

まだほんなけ残っております。そのあたりで町の方の町民への増税が心配されておったところではありますが、もう一度その当りも確認したいと思えます。統合・再編に係る費用も今示された17億円程度ということでございますが、町民の皆さんもこの問題には大変関心を持っておりまして、ある話では噂なんですけど30億円とも40億円ともいわれておって、60億の上にもまだほんなけが負債が抱えるとなると町民への影響が大きいんじゃないかと危惧されておりますので、十分そのあたりも住民説明会のあたりでもすべきだと考えます。移転建設しても一層の経営形態の見直しが必要であると思えます。経営健全化のための施策、またあり方検討委員会の方でも基本的な整備の方向については魅力的な環境作り、その他医師の確保というのも項目に入っております。そのあたりは医師の確保も大丈夫なのか、魅力ある環境作りと病院の形態もその魅力的なあることの部類に属するかと思えます。そのあたりをさっきの答弁からはちょっと聞きとれなかったと思うんですが、医師の確保そのあたりもよろしく願います。

議
町

長 町長

長 まず病院・診療所についての再問についてでございますが、あり方検討委員会の答申を尊重していきたいと思っております。次にあり方検討委員会で場所について5ヶ所の提示があったというのは、それはまったくございません。あり方検討委員会には場所の選定については私の方からは諮問をいたしておりませんので、そのことについてはございませんが、先ほども申し上げましたように場所の選定につきましては住民説明会での意見やパブリックコメントを参考にさせていただきます。安全性・利便性などを総合的に判断し、決定したいと考えております。設計の前か後かというお話でございますが、設計の前に住民説明会、またパブリックコメントはやらさせていただきます。具体的な日程等につきましては、先ほどパブリックコメントと住民説明会につきましては申し上げたとおりでございます。年が明けまして1月の中下旬から2月の中下旬にかけて約1か月程度でパブリックコメントなり住民説明会をその間でやらさせていただきます。そしてできるならば来年度の当初予算に基本設計の予算を計上させていただけたらなあというふうに考えているところであります。開院までのスケジュールでございますが、先ほど議員がおっしゃられたように24年度はいわゆる基本設計・実施設計で25年度には着工と25年

度着工といえますのは先ほど答弁させていただいた中に医療再生計画のいわゆる交付金がいただけることになっておるんですが、その最終のリミットが平成 25 年度に着手ということが決められておりますので、25 年度中には着手をさせていただいて、だいたいこの程度の病院の規模になりますと工事期間が約 2 カ年ほどかかるかなあというふうに想像いたしておりまして、開院につきましては平成 27 年度中若しくは 28 年の 4 月を目指していきたいというふうに考えておるところであります。それから町財政への影響・懸念につきましては、先ほども詳しく答弁をさせていただいたつもりではおりますけれども、この病院建設が基になって町で増税するというようなことはございません。それからですね、議員の中でちまたで 30 億とも 40 億ともいわれているというお話がございましたけれども、先ほどの私が申上げました 17 億程度といえますのも実際には実地設計等ができておりません。で過程の話でございますので最終くくってみますとどうなるかというのはあるとは思いますが、1 床あたりの建築費でありますとか、機器・備品類の金額等もある程度考慮していきますと病院・診療所、両方を建設したとしても 17 億円程度の前後になるのかなあというふうに思っておるところでございます。後、今後の経営状況につきましては先ほども申上げたところの繰返しになりますけれども、医師の確保については手立てについて今確定というようなことはございません。ですから今後とも医師の確保につきましては努力を重ねてまいりたいと考えておりますし、このたび医療再生基金の中で徳島県が設立いたしました地域医療支援センターというのがございますが、その支援をお願いしているところがございますので、そういったところでもありますとか、先般結びました定住自立圏の中で阿南市との関係の中で連携を深めながら医師確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところですので、ご理解をいただけたらと思います。

議 3 番 議 員 長 影山議員
最後の質問になります。あり方検討委員会などは最終答申が
だされました。今までの各委員会の存続・存在はどうなるのか、
また新しいプロジェクトを再編・編成するのをお聞きしたい
と思っております。よろしくお願ひします。

議 町 長 町長
現在のあり方検討委員会につきましては、私の方から昨年諮
問させていただきました件につきまして、最終答申をいただき

ましたので解散というふうになります。新しい組織を立ち上げるというのは、そういったいわゆる町じゃなくて民間の組織という意味でよろしいんですかね。建設をしていくための町の内部の組織のことをおっしゃってんですか。

議
3 番 議

長 影山議員

委員会が今町長の答弁では全て解散するという事なんです
が、また新しい病院に建設にこれから向って行くにあたって
いろんな人の知識人とか関わる人達もより良い意見を持って編成
して取組んでいこうかと思うんですが、そういう編成の計画は考
えはあるのかどうか。

議
町

長 町長

今のところそういった新しい組織を作る予定はございません。
ただ数年に亘る大きな事業を実施することになる予定で
ございますので、町内部の組織といたしましては新たに課もし
くは室を設置させていただこうかなあというふうには考えてお
ります。その時期につきましては来年度、来年の4月から病
院建設にたずさわる専門の部署といいますかは、設置させて
いただくというふうに考えております。以上でございます。

議
3 番 議

長 影山議員

2問目の質問をいたします。地籍調査についてお伺いします。
この事業については昨年9月議会において山本議員が一般質問
をしたところでありますが、今だ町の方針が示されていないた
め、改めて今議会において私より質問いたします。

申すまでもなく地籍調査とは一筆ごとの土地についてその実
態を明らかにするため、所在・地番・地目及び境界の調査と登
記簿に記載された所有者の表示事項に関する認識と、境界の測
量及び面積の測定を行い、調査の結果を地図及び簿冊に作成す
ることをいい、いわば土地に関する戸籍調査ともいうべき基本
的な調査であります。現存する土地に関する資料は極めて貧弱
で、現在登記所に備え付けている地図や土地・登記簿は明治初
期に実施された地租改正の際の調査結果を基礎としておりま
す。また登記所の地図に表記された地図の位置や区画は当時の
測量技術の未熟さなどから、位置・形状・面積などが現地と合
わない場合があると同時に、経度・緯度との関連付けもされて
いないため、地図としての役割を果たしていないものが多くあ
ります。そこで国土開発及び保全をするためには土地に関する
実証を科学的に調査した情報が必要であります。また土地の有
効利用に向けた土地取引の活性化のためには、土地に関する基

礎的な情報の整備が必要であり、災害に備えて一筆ごとの土地の境界の正確な位置について現地・復元能力のある地図の整備が必要であります。平成7年の阪神・淡路大震災では地籍調査の未実施地域での土地の境界確認に手間取り、災害復旧の障害になったといわれております。このため近代的な測量技術によって科学的に実態調査を行い、土地に関する基本的情報としての地籍簿図及び地籍簿を早急に整備することが必要であります。また次のような緊急性からも必要であると考えます。その1つとして、南海トラフを震源とする地震の発生の予測が発表されていますが、災害の円滑な復旧対策のため、被害が想定される地域を中心に地籍調査を早急に完成させることが必要であります。もう1点は中山間地域では土地所有者の高齢化と不在村化により、今後さらに境界確認の困難さが増大することからも早期に調査を実施することが必要であると考えます。

以上のようなことから次の点について質問をいたします。1. 町は地籍調査について、どのように認識しているのか。2. 今後どのように取組んでいこうとしているのか、ご答弁をお願いします。

議 長
建 設 課 長

建設課長

1番2番まとめて答弁いたします。地籍調査は国土調査法にもとずき、土地の一筆一筆について所有者・地番・地目・面積及び境界を調査確認することです。この調査結果から作成した地籍簿及び地籍図を法務局に送付し、地籍簿をもとに土地・登記簿が改められ、地籍図はその土地の正確な位置と境界を明確にしめし、現地を復元できる地図として備え付けられます。地籍調査は小字単位を目安に概ね3年を1サイクルとして実施されます。事業の流れとしては、1年目に住民説明会と測量基準点の設置、2年目に一筆地立会いと測量、3年目に成果の閲覧を行い、最終的に法務局に送付して完了となります。地籍調査は土地・権利関係の明確化により、境界紛争のトラブルの防止、土地取引や公共事業・災害復旧の円滑化・公共物管理及び課税の適正化などのメリットがあり、本町発足直後に実施に向けて検討を行った経緯がありますが、多額の費用と人員の確保、また長い年月を要することなどの課題が多く、実施にいたっていないのが現状であります。徳島県内24市町村の内、現在15市町村が地籍調査を実施しておりますが、その内6町村が進捗率5%未満であり、他に5市町が休止中、県下全体では半数が進捗率5%未満、もしくは休止中となっております。県全体の進捗率は

28%であります。長い年月をかけて既に調査を完了している市町もありますが、大半は厳しい財政状況の中、予算を確保することが困難になっていること、また行政需要が多様化する中、地籍調査に必要な職員を確保することが困難なこと、土地所有者の権利関係などから低進捗率であったり、また休止状態であったりというのが現状です。こうしたことから着手はしたものの完了までに数十年かかるというような状況にあるようです。地籍調査を実施する場合の経費負担は国が50%、残りを都道府県と市町村で25%ずつ負担することになっております。また測量委託費は補助対象になりますが、実施体制を整備するための職員人件費は補助対象になりません。職員人件費を含めると事業費の約半分が町負担になります。本町としても財政事情等を考慮しながら特に南海・東南海地震津波に関連することについては、その復旧・復興計画においても取り組んでいかなければならない課題であると考えております。平成24年度を準備期間とし、早ければ平成25年度新規着手に向けて調整を進めてまいります。以上でございます。

議 員 長 影山議員
3 番 議 員

今、鈴木課長の方から答弁いただきました。徳島県の地籍調査は昭和28年に阿南市が着手して以来、平成23年度までに23市町村が事業に着手しているという、そういう実施状況の資料が持っておるところであります。今も課長がいうたように県の進捗率は28%・全国は49.3%となっております。既にこの事業を完成している市町、吉野川市・松茂町は昭和38年にかかって昭和43年に終えております。また北島町も昭和39年に着手して昭和44年に事業を終えております。この調査については長年かかる、また経費も大変かかるというような報告も今いただいたところでもあります。そういう事情も重々理解はするところではありますが、先ほどもいいましたが東日本大震災を受けて、その後、阪神とかもあのようなこともあり、そういう事例もありますので今後そのようなときにあった場合に、備えておくべき必要な事項と考えます。また中山間の地域では村を離れて、地元を離れて都会に住んでいて、そして自分の土地の境界すら分からずに人がたくさんおる状態であります。そのあたりで地域の人達もかなり不安を抱いております。必要なものと私は考えるところではありますが、ほのあたり病院建設もありますし、大きな事業にはなりません。長年かかるのであればやはり少しずつでも始めていくべき、徳島県では美波町だけが未着手の地域とな

っております。今後、それからこの前の11月の30日には県の議会代表質問の中にもその点も質問している方がありまして、土地の境界や面積を固定する地籍調査事業は地域経済の活性化や雇用対策・災害復旧などさまざまな効果が期待できる、引続き着手に推進すべきだと、知事の答弁はるるあるんですが、この一説に10年度に藍住町、11年度に牟岐町が新たな事業着手し、美波町も新規着手に向けた準備を進めていると、こういうような答弁があります。それから同じく11年の6月の県議会においても地域調査事業は災害復旧・復興の迅速化等、様々な効果がある。予算を来年度からさらに大幅に増額し、進捗率を全国平均、四国3件並みに上げるということを考えるがと、当年として6月補正予算で大幅に増額した。今後も事業の国庫負担を引き上げを軸に国に提言しながら市町村との連携を密にし、積極的に推進に取り組むとあります。美波町にもに向けた準備を進めているとありますが、この点もう1度ご説明いただけたらと思います。県からはこのようなことが伝えられておるか。

議 長
建 設 課 長

鈴木建設課長

先ほどの答弁で一番後段にいったとおりでございますが、平成24年度を準備期間として、早ければ平成25年度新規着手に向けて調整を進めているところでございます。よろしいでしょうか。

議 長
3 番 議 員

影山議員

この地籍調査についても何回も申しますが、次に起こる大震災、また過疎化の進む中山間地域にとっては重要な事項となっております。どうか25年に着手するというようなことでございますので、よろしくお願い致しまして私の一般質問を終えます。

議 長

以上で影山議員の一般質問は終了しました。

続いて11番寺下議員の一般質問を許可します。

寺下議員

1 1 番 議 員

私の方からは、大きく2問。1病院1診療所の建設についてと、地震津波対策の現状と今後についてを質問いたします。

まず、1病院1診療所の建設についてですが、病院事業のあり方検討委員会の最終答申が12月7日に出されました。同じ日に開かれた病院事業改革特別委員会でも、その内容や今後のスケジュール等が示され、その後の質疑の中で、町長は最終答申を尊重し決断すること、現段階では、平成24年度の当初予算に予算計上し、準備室を設置する意向を明らかにされました。県の地域医療再生計画に乗った新たな美波町病院の建設に関して

は、平成 25 年度着工という期限を切られています。現在、合併して 6 年が過ぎようとしています。私個人としては本当に早かったと感じますし、それと対比して今から 2 年余りで着工にこぎ着けるには、限られた時間の中でスピード感を持って、計画的にかつ住民ニーズも十分汲みながら、検討を重ねなければならないと考えています。様々なハードルがあるはずですが、しかしそれは町民の皆さんと共に越えなければならない、私たちに課せられた重要な仕事です。

そこで、2 点に分けて、お伺いします。先ほどの影山議員の質問とも重複しますが、まず今後のスケジュールについてですが、平成 24 年度に設計となると、それまでに用地を決定・確保し、病院や診療所の診療機能等、ある程度の内容まではっきりさせなければなりません。先ほど概算で 17 億円という見積額を言われていましたので、大まかな規模であったり診療機能等は検討されているのかなというふうには想像するのですが、それによってどのような施設にするのか、何階建てにするのかなど設備面での取決めも出てきます。期限を切られた中で、後手後手の仕事をすれば、結論ありきのやっつけ仕事、ほりつけ仕事になるのは目に見えています。新しい町立病院の建設は、合併時からの大きな課題であり、町民に将来的にも愛される施設にするためにも時間を惜しんで綿密な検討を重ねる必要があると考えますが、先ほど住民説明会、パブリックコメントを経て検討していくといわれていましたが、2 月下旬どのように検討を進められるのか、お伺いします。

2 つ目、これまで町民の皆さんには、美波町病院事業経営改革プランの評価委員会の評価とあり方検討委員会の検討状況の中間報告しか知らされていません。その他の情報は知らされておらず、事実に基づかないような憶測が出てきている現実もあります。本来、もっと開かれた行政であるべきだと私は考えていますし、今回の最終答申を受け、新たな美波町病院の建設にあたっては、やはり住民の意見や提案等も大事にしたいと思っています。病院事業改革特別委員会で、町長は、住民説明会とパブリックコメントを活用すると言われていますが、時期や機関に関しては先ほど答弁がありましたので、それに関してどのような体制で行うのか。またその内容についてお伺いしたいと思います。以上 2 点よろしくお願ひします。

議
町

長
長

町長

それでは答弁をさせていただきます。まず先ほどの影山議員

の答弁と重複するかもしれませんが、そのあたりはご容赦願いたいと思います。まずスケジュールについてでございますけれども、先ほど申上げましたように美波町病院事業あり方検討委員会の答申を尊重いたしまして、県が今月中に公表予定の三連動地震の津波高の暫定地や浸水深予測を踏まえて、病院及び診療所の規模・内容・場所等の素案を町の方で策定いたしまして、来年の1月中下旬から2月中下旬を目途に住民説明会やパブリックコメントを実施のうえ、住民の皆様が安心できる医療体制の整備に向けて取組んでまいりたいと考えているところでございます。

今後の予定といたしましては、先ほど申上げましたようにパブリックコメントと住民説明会は平成24年の1月中下旬から2月中下旬というようなことで、基本設計の形状をできうるならば当初予算にさせていただきたいなというふうに考えておりましたが、開院までのスケジュールでございますが、基本設計に約6ヶ月から8ヶ月、実施設計が8ヶ月から10ヶ月程度、その後建築確認・建築申請期間として3ヶ月程度、建築期間が20ヶ月から24ヶ月、開院の準備期間を2ヵ月から4ヶ月程度といたしまして、開院というようなスケジュール的なことを考えておりましたが、先ほど影山議員の質問にも答えさせていただいたとおり、平成28年4月の開院を目標といたしまして進めてまいりたいというふうに考えております。

次に住民説明会とパブリックコメントにおける体制・内容、時期や期間につきましてでございますけれども、体制につきましては来年の1月から2月ということもございまして、現行の体制で実施いたす予定にしております。現行の体制といたしますのは新しい課・室はございませんので、病院の事務長・総務企画課長等が中心となって、この住民説明会・パブリックコメントをしていくというようなことでございまして、来年度からは3月議会に新たな課設置条例の一部改正条例案を提案させていただきまして、新たな組織として課もしくは室を設置いたす予定といたしております。

次にパブリックコメントの内容でございますが、美波町、今はですね美波町の病院事業のあり方検討委員会の答申を尊重し、そして県が今月中に公表予定の三連動地震の津波高の暫定地や浸水深予測を踏まえて、それが出ないと場所等についても住民の皆様になかなか意見も伺えない、こちらも提示ができないということもございまして、それが出た後で病院、そして

診療所の規模でありますとか内容・場所等の素案をお示しして、そしていただくと、意見をいただくというようなことにしたいと思っております。期間は先ほど申上げたとおりでございます。今月の26日に町内会連合会の皆さま方と町長との意見交換会というのを開く運びとなっておりますので、その中でもこの件につきましても、今の範囲でご説明なりをさせていただいて、理解を得ようというふうに考えておるところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

自席の方から失礼いたします。先ほどの答弁の中で、準備室については来年の4月以降、課なり室を設置する方向といわれていたんですけれども、新しい課とか室を設置することによって、今までの業務に関して支障とか、きたさないようにはやってくれと思うんですけれども、そのあたりどういうふうに考えられているのかということと、用地確保については、今答弁されたんですけれども、県の津波高の予測であったりとか、浸水の予測が立地要件としては重要な指標になるというのはよく分かるんですけれども、それと並行して住民説明会については先ほど病院の事務長とか総務課長を中心に行うといわれたんですけれども、今まで住民に出されている情報っていうのは少ないと思いますので、パブリックコメントっていうのは本来、意見聴収であって、アンケートではないと思いますので、そのあたり住民が意見をいえるような情報がなければ、またこちらの意図する情報と違う部分で意見が出てきたということもあると思うので、そのあたり十分な情報を吟味して資料を作ってもらわないとそれは困ると思いますので、そのあたりも並行してやっていただきたいと思います。

先ほど町長が、基本設計だったり実施設計だったりの期間っていうのを具体的におっしゃっていただいたんですけれども、現実そのぐらいの期間で本当にできていくのか、私は今までの大きい工事に関しても、そんなに勉強不足なところもあるんですけれども、本当にこの期間で進んでいくのか、そのあたりもお伺いしたいと思います。

それとパブリックコメントの公表に関して現状どのように考えておられるかお伺いします。

議 長
町 長

町長

まず新たな課設置それか室を設置することによる通常業務への懸念についてでございますが、実は今職員はですね来年の3

月を持って一般職の行政事務に携わる職員は4名が退職、1名は今年度中に亡くなっておりませんが、それも含めてですね4名となります。その中で新規採用を3名いたしております。その時点でマイナス1名というふうになります。来年度は県の滞納整理機構へ1名美波町から出すということが決められておりまして、そこでまた1名減というふうになります。その上に今回病院事業について新たな室・課を設けるということでございますので、今のところ人員については2名程度を想定いたしておりますので、今年度と比べまして4名減るといような計算となつてまいります。その4名減るから実際には非常に苦しいわけではございますけれども、そこはそれぞれの課、職員と相談もしながらその現有の組織・人員で行政サービスが落ちないように頑張っていく所存であります。

次に用地等の選定についてでございますけれども、このパブリックコメントの中には用地の件につきましても、もちろん入れる予定というふうに考えております。ですから内容についてはまだ原案が出来上がっておりませんので、今ここで申し上げられませんけれども、答申を尊重するという事で、新たな美波町の医療体制について病院は何床になりますか、診療科目はこれこれですというふうな話、それから一方診療機能についてはあり方検討委員会でも触れられておりますように、原則無床というふうになっておりますけれども、現在のいわゆる由岐地区・日和佐地区における由岐病院・日和佐病院として、外来機能についてその低下をまねかないような工夫をしたいというふうに考えておりますので、今までどおりいわゆる外来機能についてはご不便をかけないようなかたちで今回の計画をまとめていきたいと考えておりますし、入院機能についていわゆる由岐病院・日和佐病院、老朽化しておりますので、それをあわせて統合・再編してひとつの仮称ではございますが美波町立病院をつくるということでございますので、外来機能につきましてはそれぞれ今住んでおられる住民の方々にご不便をかけないような工夫、そしてまた新たにそれだけではなくて、特に診療所の方につきましてはこのあり方検討委員会の中でもこう触れられておりますけれども、訪問診療や在宅医療等、私共考えておりますのは現在リハビリでありますとか、そういった機能回復、また病気にならない予防に重点をおくような内容等で、そのパブリックコメントでいわゆる内容を作らさしていただいて、その上に建設場所についても入れさしていただきたいとい

うふうに考えておりますので、その場所について入れるためには、今のところ県が出される暫定のいわゆる津波高・浸水深、それがもうどうしても必要でございます。本来なら国が出される中央防災会議の津波高また浸水深というのが待つところでございますけれども、そこまでは私共のこの医療体制の事業につきましては平成25年度には工事に着手ということが決められておる中で国から650,000千円をいただけることになりましたので、そのことにつきましてその小さいお金ではございませんから、それに向けて困難はあると思っておりますけれども、全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

議員が心配されておりますように、今回の病院事業につきまして住民にほとんど知らされていないというようなことでございますが、なかなか私共ほの知らせの手立てってというのは、手立てと申しますか手段はあるんでございますが、内容についてそのことが知らせることがなかなか出来なかったというようなことで、中間報告につきましては広報で掲載させていただきましたけれども、今回の最終答申につきましても来年の広報みなみ1月号に全文載せさせていただき予定といたしておりますので、今のところそれが情報の全てでございます。町としての答申を受けてのいわゆる案というのは来年の住民説明会、またパブリックコメントをいただくときにならないと出来上がらないと、素案ができあがらないというようなことでございますので、急ぎたいのは山々ではございますけれども、それは今のところおしめすることが出来ないということで、来年1月の広報に載る最終答申というようなことで、住民の方にご理解をいただいて、そして町といたしましてはその答申を尊重しながらやっていくということで、お汲み取りいただけたらなあというふうに思っております。以上でございます。

失礼しました、パブリックコメントの最終の取りまとめの公表ってということですかね、パブコメの公表につきましては現在多くの自治体がやられておりますパブコメの公表と同じようなかたちでは考えておりますけれども、パブコメの方法、まず方法といたしましてはインターネットのいわゆるホームページにのさせていただくというのと、3,500世帯ほど美波町でございますけれども、全戸に各戸配布で紙ベースで送らせていただいて、そしてその意見を町の方にまた送り返していただくってというような方法をとりたいというふうに思っております。公表につきましては先ほど申し上げましたように、その意見をいただいた分

について、こういう意見があったというようなことをまた同じようなホームページでさしていただくのと、次は各戸配布とはいきませんが、広報等を通じまして工夫をしましてですね、こういう意見があったというようなことは載せさせていただきたいなあというふうに考えております。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員 ぜひスピード感を行政と病院現場でも共有しながら、住民にも情報をしっかり出していただいて、町民が誇りに思える地元の病院の建設となるように努力を重ねていただきたいと強く要望して私の1問目は終わります。

議 長 寺下議員
1 1 番 議 員 2問目、地震・津波対策の現状と今後についてお伺いします。3月11日に起こった東北大震災からはや9ヶ月が経ちました。この9か月間で美波町はどのように変わることができたのでしょうか。未曾有の津波被害を受けた被災地に今だ瓦礫の残る現状を、決して他人事だと思っははいけないと私は思います。震災を受けて、学校や保育園・幼稚園・病院や高齢者福祉施設は、それぞれに自助努力を重ねられています。また、各自主防災組織も、それぞれに内容の違いはあるものの対策を始めています。6月議会、9月議会と繰り返し防災対策については質問を重ねてきておりますが、今回は町としての役割についてどうお考えなのか3点に分けて伺いたいと思います。

まず、今月18日に徳島県と県南5市町合同で開催される避難訓練については、9月議会の一般質問で、さまざまな角度から考え、訓練を行いたいとの答弁を受けています。あれから、3ヶ月程度の猶予がありました。そこで、今回の訓練は、何を目的とし、何を把握するための訓練なのか、またこの訓練には、8月末をめどに各自主防災組織単位で実施された避難地の見直し結果等もいかされるのか、消防防災課長に具体的に伺いたいと思います。そして、この訓練の総括はしていただけるのか、示していただけるのであれば、いつごろを目途に出されるのかお伺いします。

2点目に、防災対策については出来ることから何でもやっていくというのが、町長の方針だと認識しています。3.11から9ヶ月たった現在、どのようなことをなされたのか具体的に教えていただきたいと思います。また、町として今後やるべき目標の具体的な事項は掲げられているのか、掲げられているとしたら、それを一番把握し、中心的存在として機能しているのは誰なの

かお伺いします。

3点目に、9月議会の一般質問でも述べたように、被災した時、この町の復旧復興にかかる具体的な基本部分は、この町の住民にしか描けないと私は考えます。近い将来、必ず来ると分かっている地震・津波に備えて、事前復興計画を作っておくことの重要性を考えますが、どのように考えられているかお伺いします。以上3点、どうぞよろしく願いいたします。

議
副

町
長

副町長

私からはご質問の地震・津波対策の現状と今後についてについて、2番目と3番目のご質問にお答えをさしていただきまして、1番目については担当課長よりお答えをさせていただきます。

まず初めに3月11日からどのようなことをされたのか具体的に伺いたいとのごことでございますが、これまでの議会でもそのつど提案説明とか、あるいは議員の方からのご質問にお答えをさしていただいておりますが、防災対策関係に関する事柄について申し上げます。まず22年度末までに町内全域で自主防災組織が結成されたのを受けまして、4月28日に美波町自主防災会連合会を設立いたしまして、連合会の役員選出や今後の活動方針等を協議し、町といたしましても連合会と共に情報や課題を共有して防災啓発活動等に取り組むことといたしております。その後東日本大震災を踏まえた今後のまちづくり方針を策定いたしまして、さまざまなまちづくり施策を横断的に取り組んでいくため、危機に強い役場組織作りを目指した危機管理方針を制定いたしまして、常設の危機管理体制として8月1日に危機管理プロジェクトを設置したところでありまして、内容につきまして広報みなみの10月号でも周知をさせていただきました。そしてこの危機管理プロジェクトの最初の取組みといたしまして、避難場所と避難路について各地区の自主防災会と連携を図りまして、8月中に点検と見直しを行っていただき、その避難場所等の点検報告については冊子にまとめあげまして、各自主防災会に配布をさせていただきます、他地区の状況等の情報提供をさせていただいたところであります。現在は職員の動員・配置などの個別体制危機管理マニュアルの策定を行っておりまして、各専門部会からの中間報告が提出されており、最終報告の期限を12月末といたしており、その後各マニュアルの取りまとめを行いたいと考えております。また11月の29日には自主防災会連合会の2回目の総会を開催いたしまして、1番目のご質問にあります避難

訓練について協議をしていただいたところであります。

次に後段部分の町として今後やるべき目標の具体的な事項が掲げられているのか以降のご質問でございますが、先ほど申上げました今後のまちづくり方針におきまして、1つ目安心した暮らしを実現するための災害対策の強化、2点目として災害対策を視野に入れた着実なまちづくりの推進、3点目として被災地・被災者へのできる限りのさまざまな支援活動の実施と美波町の災害対策へのフィールドバックを3つの柱といたしまして、様々なまちづくり施策を横断的に取組んでいくために常設の危機管理体制として、危機管理プロジェクトを設置したところがございます。この危機管理プロジェクトの責任者は町長であります。町長を補佐し全町的な危機管理の統括等、災害対策を視野に入れたまちづくりを総合的に調整する危機管理監が副町長でありまして、危機管理監を補佐するのが危機管理監補でございます。このプロジェクトが行う役割を総合的に推進調整していく機関として幹事会等、専門部会を設置いたしまして、この専門部会には全職員で構成をしております。限りある職員を機能的に配置し、従来の縦割りによる弊害をなくし、横断的な仕組みにより危機管理体制の整備施策の推進等を図って住民の安全と安心を確保してまいりたいと考えております。

続いて3点目の事前復興計画の策定の必要性についてのご質問でございますが、先ほども申上げましたが、東日本大震災を教訓に東海・東南海・南海の三連動地震、津波に備え、被害を最小限に抑えるために平常時からの危機事案を想定した出来る限りの対策と、被災後の被災者対策や復旧・復興のあり方など、何をどうすべきかをスピード感を持って組織が一丸となって重点的に取組むための組織として、危機管理プロジェクトを設置しております。このプロジェクトは避難場所や避難路の見直し、地域防災計画には記されていない具体的な行動手順等を明確に分かりやすく解説した個別対処危機管理マニュアルの策定を行うだけでなく、被災後の被害者対策や復旧・復興のあり方などの検討、それから調査研究なども行うこととしております。9月上旬に議長と町長が被災地へ直接赴き、義捐金をお届けをさせていただいたところでございますが、その際に岩手県大槌町の町長からも事前復興計画を策定しておくとの重要性と申しますか、切実な思いのアドバイスをいただいたということも踏まえまして、災害が発生した際のことを想定し、被害の最小化に繋がる事前の復興計画を策定しておくことが今後のまちづくり

において重要と捉えておりまして、情報収集作業を行っているところでございます。以上答弁とさせていただきます。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

私からは1つ目の避難訓練についてお答えさせていただきます。12月18日の地震・津波避難訓練を実施するにあたりましては、11月29日に開催しました美波町自主防災会連合会総会でも協議していただき、今回の訓練につきましては美波町全域で全地域で実施し、津波浸水被害のない地区では地震対応行動を確認する。津波浸水が予想される地区は8月に見直しを行った避難場所の結果等をもとに、山・高台への避難をする。今回は消防団員も実際に即した行動として、住民として避難する、避難場所での避難者の人数・避難時間等の把握は職員が行うというかたちで、地震・津波避難訓練をおこなうこととしています。目的といたしましては、南海・東南海地震の発生を想定し、実践的な訓練を行い、住民の命を守るため、住民の防災意識の向上、また災害に対する対応能力の向上を目的としています。今回の避難訓練では、配置職員が避難場所で訓練参加者からの意見等も伺うこととしておりますので、各避難場所からの報告書を取りまとめ、避難訓練としての問題点や課題、また避難場所としての問題点や課題等を把握し、今後の訓練の方法・避難場所の選定にあたっての参考としたいと考えております。報告書を取りまとめたものにつきましては、できるだけ早い時期に自主防災会連合会にお示ししたいと考えております。また今回の訓練につきましては、町内全域で一斉に行いますが、町としましては地域の自主防災力向上のためにも、今後自主防災組織単位での地域の実情に合わせた、これも以前にもいうておりますが早朝とか夜間、暑い時期・寒い時期等での地区住民が主体となった訓練も必要であると考え、自主防災会連合会総会でもお願いしております。以上です。

議 長
1 1 番 議 員

寺下議員

再問をさせていただきます。先ほど消防防災課長から避難訓練についての話があったんですけども、今ここに各戸に配布された避難訓練の用紙があるんですけども、この内容は、午前7時30分に防災無線放送で津波避難を指示して、7時45分に解除の放送をすとなっています。加えて、山・高台へ避難してください、というあまりにもあいまいな表現がなされています。このような提示では、近くに山や高台がない人は、たった15分で終わるんだったら、行った気になったらそれでいいんじ

やないかと、なりませんか。どれだけの住民が、本気でこの訓練に参加するといえるのでしょうか。また、先ほど職員を配置して把握するといわれましたが、山・高台へ避難して下さいという提示では、住民がどこに逃げるかも把握できないのではないですか。住民がどこに逃げるとかというのを想定して、どれだけの職員を配置するのか、そのあたりについてもお伺いしたいと思います。分からんのに、どのように把握するかも理解に苦しみます。15分で解除の放送をするということは避難してきた住民であっても15分が経てばもう帰ってもいいかなあと思うのではないかと思います。その時に具体的にどういうことが気になったかとか、どういう避難経路といたくことの、ほの意見聴衆についてもやはり具体的に住民自身が考えてなければなかなかそういう把握もできないのではないかと思います。どうお考えでしょうか。訓練は本気でやって効果を生むもの、しんどい思いも、我慢をするということも必要になって当たり前だと思います。なぜなら、本当に南海地震・津波が発生すれば、津波避難後、住民はどこかに集合して、安否確認を行ったり、炊き出し等を準備したり、二次避難に向けた動きをしなければなりません。

私が言いたいのは、そういった訓練を今やらないで、いつやるんですか？ということ。平時では、想像もつかないような修羅場の中で、それぞれ冷静に対応できるとは思えません。試行錯誤も甚だしいような対応も出てくるかもしれません。地震・津波への備えは、現在、海の近くで暮らす私たちに課せられた宿命でもありますし、訓練を本気でやるためには、町民一人ひとりが、逃げるという意識を高めることが急務の課題です。釜石の奇跡は、単に偶然に起こったものではありません。それは、日常からの訓練のたまもの、そして避難するということに対する意識の高さの結果です。それを単にすごいねって思うだけでは、私達は何も変わりません。過疎が進み、高齢化が進む中で、私達は必ず変わらなければならない状況に立たされていると私は思います。そして、ただ避難するだけではなく、そこから一步も二歩も進めた訓練をくり返す必要があると思うのです。

次に、副町長の方からこれまでの具体的な実施事項等教えていただきましたが、目に見えることが少なく一つひとつが遅いような気がします。地震・津波対策について町民の意識啓発にどれだけのお金と時間をかけられたのでしょうか。危機管理

プロジェクトを設置することで職員の意識はどう変わったのでしょうか。被災地に派遣された職員の皆さんは、その経験をどのように生かされているのでしょうか。何よりも中心的存在としてまとめ役をしておられる危機管理監の副町長がそれぞれに優先順位を付けて、今できると考えられていることを途中段階でも構いませんので再度いくつか挙げていただきたいと思います。

加えて本来、防災対策は、個々の自治体の自然環境・人口規模・人口分布など、それぞれで異なるはずですが、町独自であっていいと思うのです。それなのに、町独自の見直し基準や新たな訓練計画などが、なぜもっと上がってこないのか、何か弊害になっているのがあるとするれば、それについてお伺いしたいと思います。

そして、事前復興計画の策定には、町独自の信念みたいなものが必要になるのではないのでしょうか。例えば、鳥取県西部地震の時、人こそインフラだと、被災住宅再建に初めて公費を投入した当時の鳥取県知事だった片山知事のように。新潟県中越地震で、大きな打撃を受けながらも、山へ帰ろうと目標を掲げた旧山古志村の長島村長のように。復興のビジョンは具体的に分かりやすいものでなければ、住民の気持ちはちりぢりになってしまいます。そのビジョンを今から、住民と共に思いを共有しながら作り上げていくことが重要であり、それが前向きな防災のまちづくりにつながるのだと考えます。そのためには、人として生きていく暮らしの元となる、医療・就職・住居・学校は、一番に芯に据えなくてはならない課題です。それを一番身近に考えているのは、この町に暮らす町民一人ひとりです。危機管理プロジェクトは庁舎内の組織で、だからこそ住民と共にビジョンを作り上げる手段を踏むことが必ず必要になってくると思います。そのあたり、町長はどのようにお考えであるかお伺いします。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 避難訓練のことについてですが、今寺下議員さんおっしゃられましたように、訓練のやり方につきましてはいろいろとご意見は個人個人いろいろ考え方はあると思いますが、今回の訓練を実施するにあたりまして、訓練の仕方というか方法につきましては消防防災課の中でもいろいろ検討いたしました。その中でも今回は例えば避難場所を指定しての訓練をしてはどうかとか、やはりもっと暗い時期・暗い時間での同じ日曜日にする

んでも暗い時間でしたらどうかとか、避難場所での人数把握をやはり自主防災会組織とか連合会もあって、自主防災組織、各地区できとんでその自主防災会組織で行っていただいではどうかとか、いろいろと考えを出して検討はいたしました。それとその中で今までは消防団、以前は消防団員が消防団員として事前に避難所、指定された避難場所において誘導また人数把握、それと消防団員としての情報伝達訓練も行っておりましたが、今回の東日本での消防団員がたくさん犠牲になられたという現実も受け、今回は消防団員も一住民として避難していただくと、避難していただく中での手助け、また住民の避難誘導も行っていただくといったような訓練をしてはどうかということにまとまりまして、先ほどいいましたように 11 月 29 日の自主防災組織会、組織の連合会でもこういう案を示しまして、検討させていただきました。そこで先ほどいわれましたように、15 分 30 分で放送避難開始して、15 分で避難解除っていうんで、それだったらそういうふうに初めから 15 分で行けないとって初めからしないという人もいるんじゃないかというご意見もありました。そこでちょっと述べさせていただいたんは、一応 15 分でも要は自分がどこまで 15 分内で平常な時間ででれぐらいいけるかというのを確認していただくという面もあるかと思えます。そしてやはりこれは訓練というのは毎回違った訓練を行うという方法が良いという方もありますし、毎回変らない同じ訓練を繰り返すのも訓練であるというような考えもいろいろございますので、今回はそういうかたちもありますが、今回はやってみて先ほどもいいましたように、職員の配置が全てに行けないんじゃないかということもございしますが、それも極端にいうたら 8 月にこれ 8 月の避難場所の見直しの結果を基にといういい方をしたんですが、それを基にもちろん逃げていただくところを自主防災会組織によっては自主防災会組織単位で今回はここへ逃げようとか決めて避難するというお話も聞いております。それと先ほどいいましたように、そういう見直しもしておりますが、場所によってはやはり裏山へ逃げるとか、そういう方も聞いております。今回今までのうちの避難場所というのは 100、津波に対しての津波避難場所というのは 169 ヶ所ございます。それももちろん見直しもしていただきましたが、今回もちろんどこへ逃げるか、どこへに今いうたように住民の方逃げるか分からないとこで、とにかく要は自分の命を守るため、高台ちょっと先ほどもいいましたように漠然としとうという言い方

ですけれども、まずは高台・山等に逃げていただいて、その中で職員に意見、意見を現場で主なところしか人数的な制限もございませんので、主なところには職員は配置しておりませんが、そこの中でそういう意見を住民からの今回の避難訓練についての意見等をいただき、それをまた次の先ほども申しましたが、今回のその中の意見の中で次の避難訓練の仕方とかいうことを考えていくための、ということで今回やらさしていただいております。そういうことでやり方につきましては、いろいろ自主防災会組織の中でもご意見もございましたが、先ほどいいましたように、それと各自主防災会組織ができておりますので、実情に合わせた、その地区でできる時間帯、またできるような季節そういうこともしていただきまして、各自主防災会組織での避難訓練を日々していただきまして、町内全体の避難訓練というのもまたこういうふうにやっていきたいというふうに考えて実施しております。以上です。

議
副

町

長 副町長

私の方から再問の件なんですけれども、ちょっと全部控えてないかも分からないんですけれども、目に見えることがまあ少ないというようなことやったかと思うんですけども、たしかに今現在までに危機管理プロジェクトで行っているということが避難場所・避難路の見直し、それに今現在マニュアルの策定しているわけなんですけれども、それがですね結果としてまだ表には出せていないという状況はたしかにございます。これは全職員が携わってやっていただくというようなことも全職員が携わってやっていくというようなことでございまして、通常業務をやりながらという中で若干スピード感がないのかなあというふうな印象が受けられるのかとは思いますが、そのあたりはご理解をしていただけたらと思います。

それと職員の意識がどう変わったのかでございまして、普段の職員のお話の中でも例えば被災地へ行ってその結果どうであったとか、というようなことも口に出して話たりとか、あるいはマニュアルを作る上でですね、普段会話の中でもそういうようなことができてきたと、どのようにしたらいいのかなあというような話題で話をしているというようなのを聞いたりしておりますので、そのあたりについてはこの危機管理プロジェクト事態が当初職員の危機意識を高めるというようなことも目的としておりますので、ある程度そういう役割っていうんですかね、果たしているのかなあというふうには思います。それと後復興

計画等についても必要性につきまして、先ほども申し上げたところでございますけども、重要性っていうのは重々認識をしておりますので、今後この策定に向けた取組ができたらというふうには考えておりますので、現在いろんな情報等を集めているというようなところでございます。

それと後町の方で独自の基準を作ってできないのかというようなことやったかと思うんですけども、やはり町で独自の例えば基準ですね、津波高とかそういうふうな基準を出す基礎の資料といいますかデータ事態を持ち合わせてないというようなこともございますので、やはり県なり国なりの基準を基にしているんで、今考えております。一応それで答弁とさせていただきますたいと。

議 長 寺下議員、どうですか最後に。
1 1 番 議 員 住民と共にビジョンを作り上げることに関しての町長の考え方。

議 町 長 町長
私の今までの申上げている中で、いわゆる住民と共に作り上げるっていうような住民参加型っていうのは政策として掲げているところでありますので、住民の方の意見をいただきながらそういった計画を作っていくという姿勢は変わっておりません。ですから例えば先ほど出された内容、お話のありました内容でいきますと、事前の復旧計画っていうのは本当に進んだ考え方っていうふうに考えております。被災地のいわゆる今回訪問させていただきました南三陸・女川・大槌を議長と共に義捐金を持っていかさしていただいたのが9月だったんですけども、6か月経ったときにもまだ復興計画ができていたのは、南三陸町のみでございました。女川町につきましても大槌町につきましても復興の方針がやっと決まったというような状況でございました。その中で先ほど副町長が答弁いたしましたように、大槌町長の方から被災を受けたときには事前に作っておく方が、これがいいからというようなアドバイスもいただいておりますので、そのことは作ろうというふうに思っておるところでございますけれども、順番といいますか、そういうのもございますので、今は現実にある地域防災計画を見直すということが大前提で取り組んでいるところであります。その準備といいますか、そういったことで危機管理プロジェクトを立ち上げさせていただいて、職員の研修も含めながら地域の住民の方々と共に、8月に避難場所の点検、それから見直し等も行っていただきましたと

きも、指示を出したときに職員からは「町長、津波高をいってもらわないと逃げるにも逃げれない、それから想定するにも想定できないではないか」という意見を数人の職員からいただきました。そのときはですね、「まずはあの東日本大震災の津波の状況をイメージして、住民の方と話し合いながら進めてください」というようなことを申し上げたところであります。それは現実には想定は想定で今回の東日本大震災は想定外だったというふうにいわれております。今回私共が待っておりますのは国の中央防災会議の津波高の想定でございます。やはりそういった国・県のいわゆる専門といわれる方の知見をいただいた中での津波高が出されないと、なかなか次に向けての避難場所をどこにして言いかっていうことにつきましても、自然の高台があれば上へ上へ逃げてくださいますということがいえませんが、その自然のそういった高台が近くにない場合には新たな避難ビルのもの、もしくは避難タワー的なものを作らなくてはならないということになりますけれども、じゃあどれぐらいの高さにしたらいいのとかというような問題も出てきますし、町といたしましても住民の生命・財産を守るのは当然のことでございますから、そういったジレンマの中で走りながら考えているということでございます。ですから 8 月に住民の皆様と共に点検・見直しをさせていただいた場所につきましても、今月中にも出るであるといわれている県の暫定地がでたときには、また再度していただくようなことになるのかなあというふうに思っております。そして来年の 6 月以降に出されるであろうという国の中央防災会議の津波高、また浸水深が出たときには、それが今回出される県の暫定地と違っていた場合には、高くなっていた場合にはまた住民の方にご迷惑といいますか、かけますけれども、また点検見直しをさせていただくという作業をしていただくようになるというふうに思っております。そういったことで住民の方とは共に自分の命を守ることでございますので、町といたしましてはいろんな情動的なものを住民の方にお渡しするのが責務かなあとは思っておりますけれども、先ほどの議員のご質問から推察いたしますと、町からの情報も少ないし、いわゆる指導も少ないんじゃないかというような感じで受取っておりますので、それは真摯に受け止めまして、今後住民と共に新たな命を守る住、いわゆる避難場所そういったものに向けて取組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議

1 1 番 議

長 寺下議員

18日の避難訓練はもう3日後にありますので、各自主防災組織に声掛けを行うとか、できるだけたくさんの方が逃げるという行動に移していただけるように様々な対応をお願いで、また把握、状況の把握に関してはできるだけ広範囲で把握できるように検討していただきたいと思います。

それと副町長の方から現在町として指標をさせるだけのデータは持ち合わせていないということだったんですけれども、確かに国とか県から出される指標というのが基準になると思うんですけれども、ほれまでも地域防災会計画を作る上で、いろいろなデータってというのは持つておられると思います。そういうのも含めて国・県からの指標が出たら至急にそういう部分が提示できるように努力をお願いしたいと思います。

それとこれまで私自身防災に関しては真剣に考えて提案もしてきましたし、他の議員さんもそれぞれの立場で真剣に考えて提案されています。それに対して全てではありませんが取り入れたいというような前向きな答弁もこれまでにはいただいているはずですが、しかしそれがかたちとして余り見えてないように思います。提案したことは検討されたのでしょうか。検討したけれども、必要に値しなかったのか、それとも検討の土俵にすら上げてもらえなかったのかお伺いしたいと思います。また被災地に派遣された職員の報告会では職員がまず生き残って町を支えていかなければならないという言葉がありました。釜石の奇跡にもあった「率先避難者たれ」ということと考えます。また平時から様々な場面を想定して訓練をしなければならないというようなこともありました。そこで率先避難者となるために、町長を筆頭に町職員の中でなんらかの訓練とかは今後される計画があるのか最後にお伺いしたいと思います。

議
町

長 町長

今まで役場のいわゆる庁舎・支所の中で避難訓練をしたということは、どちらかといえばフォローする立場っていうことでありまして、単独のいわゆる施設の避難訓練というのは行っておりません。ですが今回の暫定の津波高とかもですと役場の庁舎のどこまでが浸水するかであるとか、それから役場のいわゆる屋上に向かって逃げたらいいのか、それとも外に向かって自然の高台へ向かって逃げなくてはいけないのかとかというような判断もあるかなあとは思っています。想定を想定としないためにはいわゆる建物は上へ行っても限りがあるので、高台へ逃げなさ

いというのが指導といえますか、考え方でございますけれども、そうはいいましても住民の方にいわゆる避難の放送でありましたり、そういったものをしなくてはいけないとか、いろんな業務もございます。ですからそういったところも津波の想定、そういったものも踏まえまして、今後必要に応じてそういったものが個々でいわゆる職員を対象としてやるのか、やるかどうかというのも決めていきたいなあと考えております。町職員は多岐に渡っておりますので、いわゆる病院でありますとか、保育園でありますとか幼稚園そういった方の職員につきましては、子ども達と共にまた患者さんと共に避難訓練はやらささせていただいているところであります。

議 員
1 1 番 議 員
議 員
町 長

長 答弁もれはないね。
員 提案したことに対して、検討はされているのか。
長 町長
長 いただきました提案につきましては、実現できているところは実現していているというふうには思っておりますし、検討させていただいているものと、それとなかなか実現が難しいものともございますけれども、それはこの中で一般質問・議案審議の中でいただいたものについて、その都度ご答弁をしたり、それからご説明もしていているものというふうに私の方は思っておりますので、何か異論でありますとか、このことを提案しているけれども、町長できてないでないかとか、この返事が無いということがございましたら、また個別にさせていただければ私の方からまたご説明なりをさせていただきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

議 員
議 員
8 番 議 員

長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。小休します。
(小休)
長 再開します。
員 8番向山議員の一般質問を許可します。
員 それでは私からは1問お伺いしたいと思います。町長就任2年目を振り返ってその成果と今後の取り組みについてお聞きします。影冶町長は前町長の任期途中退任により無投票により町長に就任して、今、任期4年の半ばを過ぎました。無投票で就任したことは、その分行政を預かるものとして町民の期待に応えなければならないという責任も大きなものであると思います。就任に当たって町長は、熱意と意欲を持って行政執行に当たっているものと思いますが、就任当初町長は対話の町政を基本姿勢に掲げ、4本柱を軸に行政を進めたいと申しました。就任後2

議
町

年を過ぎた今、その成果はどうか、どう感じているか、町長のめざすまちづくりが進められているか、またもし2年間の行政執行において反省点があるなら、今後はその反省をも踏まえ、残り2年弱、あるいは2年後以降の取り組みをどのように考えているか、お聞きしたいと思います。よろしく願い申し上げます。

長 町長

長 それでは2年間の町政の成果と今後の取り組みについてご答弁をさせていただきます。私が町長に就任させていただきましてから2年と3ヶ月が経過いたしました。まず就任直後の平成21年9月には半世紀以上続いてきた自民党政権から民主党政権への政権交代があり、また100年に1度といわれる経済危機・世界同時不況・円高・デフレ・雇用情勢の悪化等、日本社会全体に閉塞感・不透明感が漂い、国政も混迷を極め将来への不安感がただよう先が見えない状況の中、本年3月11日には東日本大震災が発生し、自然の驚異をまざまざと感じさせれると同時に以後9ヶ月間は東北地方の復旧・復興を全国の方々が応援するという人と人との絆や心の優しさなどを感じさせられた2年間であったと感じております。こうした状況の中で住んでよかったと実感できる町を実現していくため、対話の町政を基本姿勢に産業振興のまちづくり、安全・安心のまちづくり、未来をつくる人づくり、持続可能なまちづくりに取り組んできたところでございます。向山議員からは昨年9月議会でも同様の質問をいただき、まちづくりの成果と今後の見通しについて答弁をさせていただいたところでございますので、今回は重複を避けまして、今年度の重点施策とその成果、あわせて今後取組もうとしている重点施策につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。今年度の重点施策につきましては本年3月の議会におきまして、初心といたしまして今後の医療体制のあり方についての検討、2つ目といたしまして旧日和佐高校跡地を利活用した総合的な安全防災基地構想の推進、3つ目といたしまして幼保一体化施設建設に向けての基本構想の策定、4つ目といたしまして子育て支援体制の検討、5つ目といたしまして交通弱者対策の推進、6つ目といたしまして合併5周年記念日和佐道路全線開通記念イベントの実施というふうに、6項目を上げさせていただきました。まずこの6つにつきまして成果といいますか、反省も含めて答弁をさせていただきたいと思っておりますが、まず今後の医療体制のあり方についての検討につきましては、先般12月7日に

最終答申をいただきまして、また地域医療再生計画にもとづく地域医療再生臨時特例交付金もいただくことが決定し、いよいよ来年には住民説明会やパブリックコメントを実施予定というところまでこぎつけたかなあというふうに感じております。今後住民の皆様が安心できる医療体制の整備に向けて取組んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

2 つ目の旧の日和佐高校跡地を利活用した総合的な安全防災基地構想の推進でございますが、これは徳島県から美波町が譲り受けるときの条件的なものということで、美波町が作成した中にその日和佐高校を取り壊し、後を安全防災基地構想また医療の提供施設でありますとか、幼保の一体化施設にしするというようなことでもございましたけれども、今現在日和佐高校につきましては、解体工事を発注さしていただいて、解体が進行中というふうなことでもございます。後の使い方につきましては、次の3番目の幼保一体化施設に向けての基本構想の策定と重なりますけれども、3月11日の東日本最震災を受けまして、県が今月中にも出されるといわれております三連動地震の津波高の暫定地や浸水深予測を踏まえなければ動きにくくなったということで、今のところこの幼保一体化施設建設に向けての基本構想については、その発表待ちというふうなことでもございまして、ちょっと棚上げ状態かなあというふうに考えております。

4 つ目の子育て支援の対策の検討につきましても、幼保一体化と若干リンクするところもございまして、現在検討中というふうなことで、本来なら来年度の施策実施に向けて検討を進めていくというふうなことでもございましたけれども、現在検討も十分まだ行われていないということで、後年度の終わりに向けまして、検討を進めていきたいというふうに考えておるところであります。

5 つ目ね、交通弱者対策の推進につきましては、8月からタクシー補助制度っていうのを試行させていただくということで、申込み等を受け付けまして、先般の総務産業建設常任委員会でもご説明をさせていただいたように、若干いろんな問題点はありますが、利用者は徐々に増えている状況でございますので、使い勝手の良い、そしてまた公平感のあるっていうようなところを視点に入れまして、今後ともその試行をやっていきたいなあというふうに思っております。そして年度が開けるころには本格的な実施というのも考えていかなくはないというふうに考えておるところであります。

最後の6番目の合併5周年記念の日和佐道路の全線開通記念イベントの実施でございますが、これはもともと昨年11月に行われました中学生議会、由岐中学校の生徒さんでございましたけれども、その中でご提言をいただいた中でひとつでも実現ができたということで取組んだのがこの事業でございます。徳島県とそれと徳島県警のご理解またご協力をいただきまして、本来ならなかなか全線開通イベントはできないところでございますけれども、供用部分についても使わせていただいて、マラソンまたウォーキングができたところでございまして、今後につきましては、日和佐道路ができましたけれどもこの阿南・安芸自動車道まだ全然繋がっておりません。桑野道路が今年度から事業着手になったところでございます。今、福井道路が来年度の事業着手となりますよう、今年の後半本当に沿線の組長・議会議員それから住民の方々が中央へ繰返し繰返し陳情をして、やっと国土交通省の概算要求に入ったというようところでございますので、今後ともその福井道路が来年事業着手されますことや、美波に向けては海部道路、まだ空白地帯でありまして、その後東洋道路・北川道路と続いていくわけでございますが、そういった道路の事業化に向けて関係自治体と連携して取組んでいきたいと思っております。

反省点を先に申し上げますが、対話の町政というようことで進めさせていただいておりますけれども、今年度は地域懇談会の進捗状況があまりかんばしくございませんで、そこが反省しているところでございまして、今後につきましてはその分につきまして巻き返すようなかたちでやっていきたいなあとというふうに思っております。

次に今後取組もうとしている重点施策について議員の方からは2年それ以降というようなことも申されておりましたけれども、まず残された期間1年数ヶ月につきまして、基本的には4本柱について実施していくということでございますけれども、私といたしましては、最重要課題といたしましてやはり日和佐・由岐両病院の統合再編に伴う医療体制の整備、これに全力を傾けていきたいというふうに思っております。ですから優先順位といたしましては1番というふうには考えておるところでございます。その次にこの東日本大震災を受けまして、今後起こるであろう南海・東南海・東海の三連動、それから日向灘を入れて四連動、四国沖を入れて五連動ともいわれておりますけれども、そういった今後必ず来るであろう南海地震対策の防

災・減災対策について力を入れていきたいというふうに思っておりますので、その中には今回の幼保の施設、日和佐地区の幼保でございますが、については移転計画というようなことで住民の方達とも要望もございますので、そのことも含めた減災・防災対策ということで進めていきたいというふうに思っております。

後2点ほどございまして交通弱者対策ということで、先ほどタクシー補助のことを申し上げましたけれども、タクシー補助はそういったかたちで試行が済みましたら完全実施ということでいくわけでございますが、町内の高齢者の方の足を確保すると、それから病院がひとつに集約される、診療所として片一方は残るわけでございますが、そういったことも含めた病院間の輸送でありますとか、住民の足を考えるということでタクシー補助とはまた別にそういった交通、言葉的には地域公共交通と申しますけれども、そういったものの整備にも努めていきたいなあというふうに思っています。

4番目といたしましては、引続き子育て支援につきまして子供を育てやすい美波町というようなことで政策をつくっていききたいというふうに思っております。といいますのも近年生まれてくる子供の数はここ数年だいたい36名前後でございます。昨年は37名でございまして、今年度は4月から11月までで28名というふうに聞いております。ですからお亡くなりなる方は140名から150名程度というようなことで、人口の自然減はなかなか食い止めることは難しいでございますけれども、その将来に向けての町の宝となる子どもについて、子育てしやすい環境をどのようなしたらつくっていけるかということにも意を注いでいきたいというふうに考えているところでございます。町民生活の安全・安心を確保を優先課題とした施策に取組みさしていただきまして、できることから着実に進めてまいりたいというような所存でございますので、より一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長
8番議員

長 向山議員

それでは自席から再問したいと思います。町長から社会情勢や数々の実績を詳しくお聞きしました。今説明いただいた成果についてはですね、私自身納得できるところ、また一層努力を要すると私自身が感じる点もあったかと思えます。私の中にはですね、町長の実績として財政が健全化に向っているということもひとつの成果であると感じておるところでございます。詳

しく説明していただきまして、状況は私なりに理解いたしました。説明をお聞きしますと町長の努力の成果が現れているものと思いますが、さらに3点ほどについて説明をお伺いしたいと思います。

医療とか防災それから福祉関係につきましては先輩議員から先ほども質問があったり、今後質問が予定されておられるようなので今回は省略させていただきたいと思いますが、まず1点目について産業振興についてお伺いしたいと思っています。産業の振興については生活基盤の整備ということで、町長の4本柱のトップに上げており、まただれもが優先的に取り組む必要があると感じておるところであります。残念ながら町長の今の実績からは産業という言葉が全然なかったことで少し残念かなあと思っています。それぞれ成果もあったことだろうと思いますけれども、これについて質問させていただきたいと思います。ひとことで産業振興といいましても、なかなか難しい点があることは承知しておりますが、今後の産業の振興にあたってはこの関連する施策や条例がですね、今の時代相応したものであって有効にまた効果が上がる施策となっておられるのか、それから行政を執行するにあたって不都合な点はなかったのかお聞きしたいと思います。日和佐町と由岐町の合併については比較的短時間で協議が進んだ経緯があります。施策のすり合わせも合併後協議するといった事項もあったかと思っています。条例等が合併当時のままで活用されていないとか、政策施策が有効な物であるかどうか、逐次検証や支援を受ける立場にある方の意見を聞くなどして制度を充実するための作業を今行っているのかどうかお伺いしたいと思います。とりわけ後継者対策とか定住促進対策については各議会ごとにですね、議員からの一般質問等をまた提言等もあるところですので、よろしくご検討いただきたいと思います。また今後の就業者増を図るための見習従事者育成事業など相互的にまた有機的に取り組む必要があると思いますので、その点についてもよろしくお伺いしたいと思います。産業振興のための体制がですね、体制の整備が十分であったかどうかについてお伺いしたいと思います。

次に2点目についてはですね、先ほど町長の方から説明がありましたけれども、対話の町政を基本姿勢にということで当初そういった言葉が数々聞かれたわけですが、現状を見てもと町政懇談会がもう2年3ヶ月を済むというのにまだ30地区済んでないと、たびたび町長からはスピード感を持ってという言葉

葉がきかれるわけですが、どうも言葉と行いが十分合致してないようなところはありますので、再度どういう理由で済んでなかったのかお伺いしたいと思いますし、今まで行ってきた町政懇談会の中です、今後の町政に生かされるようなものがあったのかどうかあわせてお願いしたいと思います。

それから第3点目として、昨年町長も覚えておられるかと思えますけれども9月に同様に質問はさせていただきました。そのときには旧町同士の一体感の醸成をも力をいれたいというお話しをいただきました。今後病院問題とか災害対策についてですね、解決しなければならぬ多くの課題もありますし、そういった面です、町がひとつになったという、なっていくというための対策なりをどうしていくのかというのを伺いたいと思います。

議
町

長 町長

まず3点いただきましたので順番にでございますけれども、まず産業振興のまちづくりについて報告がなかったという点でございますが、全然やってないというわけではございませんで、長々喋るとしていうところもございましたので重点的にあのような答弁となりましたけれども、農林水産業の中では新規事業といたしましてはソフト事業では地域おこし協力隊という事業を初めてさせていただきました、平成22年度2年目に入っておるところでございます。それから由岐の志和岐の方でクエの養殖の試験養殖というのをやらささせていただいております。それは今後どのように展開していくかどうかっていうのはまだ未定ではございますけれども、当初予定しておりました生育状況といいますか、これぐらい大きくなるというように予定をしておったところが若干遅れているというようなこともございまして、まだ放流等のところまでまだちょっときてないというところでございますが、それから平成21年から22年にかけては、地域活性化等の国の交付金事業をたくさんいただきました。総額約10億円を余るお金をいただいたところでございます、その中で従来ならなかなかできない維持管理的なところを直ささせていただきました、農林水産業でいえば西由岐の漁協がある、横にあるほの水産物の共同荷捌き所の改修でありますとか、そういったものをやらささせていただいたところでございます。後継事業ではいろいろと有害対策でありますとか、そういったこうやらささせていただいているんですけども、先ほど議員の方からは条例等が不具合はないかというよう

なご質問でございましたので、一部ほのいわゆる地域づくり関係で一度改正をさせていただいた部分はございますけれども、今私共の小坂室長の方から私の方に定住促進条例関係の見直しを検討してはどうかということをお大分前にいただいております、それがちょっと棚上げになっているところがございます。ですからこのことにつきましては、また関係の各課の課長等寄っていただきまして、そのどのように直すかというようなことでまたしていきたいなあとというふうに思っております。それから後継者対策につきましては条例っていうのはひとつしかないっていうふうに認識しておりますけれども、その額を増やすのがいいのかっていうようなところは以前から内部でも検討をしているといたしますか、議論になっておるわけですが、はたしてその額を倍にしたところで本当にほの後継者対策になるのかということところが最終詰めができないところではございますが、そういったものを含めまして、早急にその条例改正がある分につきましては、していこうかなあとというふうに思っております。後ご質問いただきました見習制度でありますとか、そういったものにつきましては順次行っていく予定ということで以前にも産業振興課長の方から答弁をさせていただいていると思っておりますので、そういうかたちで進めさせていただこうかなあとというふうに思っております。

2 点目の対話の町政といいながら特にスピード感を持ってといっているのになかなかできていないんじゃないかというようなことで、正にご指摘のとおりでございます、反省するところでございますが、私といたしましてはサボっているわけではないというふうに思っておりますが、諸般の事情がございまして、なかなか開催できなかったということでございますので、今後につきましては次回議員からそのような指摘がないようにですね、頑張りたいというふうに思いますのでよろしくお願いを申し上げます。それから地域懇談会で出た意見で活かされているかというようなところがございましたけれども、個別のことにつきましては全部が全部私がまあ今覚えておるわけでございますけれども、一番最初に伊座利から始まって由岐地区を回らわしていただいて、そして日和佐地区に入って恵比須浜・田井・戎町・東町まで来ておりますけれども、やっぱり関心事で関心事というか一番関心が高かったのは病院問題かなあとというふうに思っております。

3 つ目の問題として議員がおっしゃられた旧町間の一体感の

醸成っていうのはそのときからは私の頭の中にはございまして、ですからあまりヒートアップしないようなかたちで皆さんが、住民の方が冷静に判断できるようになっていうことで務めてきたというふうに自分では思っております。現在、以前は非常に大きな問題となった病院問題も住民の方々は今は比較的冷静に捉えてくれているのかなあというふうに思っております、一方では情報が少ないっていうことで、ちゃんとした町の方の動きが伝わってないというようなご指摘もございましてけれども、なかなか本当に難しいところがございまして、あり方検討委員会に諮問をさしていただいたこの1年間というのは、町の方で独自にこうしますというのはなかなかいえない状況でもございましたので、今回12月7日に最終答申をいただきましたので、今後につきましては後はいただいて町が成案をつくるということになっていきますので、しっかりと情報を提供して、そして意見をいただいているというように務めてまいりたいというふうに思っております。以上簡単ですけれども答弁とさせていただきます。

議 長 向山議員
8 番 議 員

それでは今町長から答弁をいただいた件について若干質問をしたいと思えます。条例とか施策についてはですね、産業関係に限らずですね福祉関係いろいろたくさんあるわけで、その時勢にあったような対応をしていかなければ絵に描いた餅であるように思えます。ですから遂次ですね、見直しという作業をしていただいて町民が使いやすい効果が上がるような施策なり条例に改正する必要があるれば改正していただきたいと思えますし、特に産業振興関係につきましては条例数も少ないんですけども、やはり使う方の意見等も十分吸い上げていただいて活用できるような方法で検討していただきたいと思えますので、よろしくお願いしたいと思えます。

それから町政懇談については少し理由もあってということなんですけども、町政懇談会だけが対話の行政ではありませんけれども、やはり町政懇談会というのは対話と象徴されると思えますので、できるだけ町民の声を聞くという意味でもですね、そういう機会を早く持っていただきたいと思っております。

それから最後の旧町同士のということで、あまりこう大きなそういうことをするとまた逆にということだったかと思えますけども、今後またですねいろいろ病院の場所とか等ですね、議論も交されるんでないかと思えますけども、町長、若い町長

のですね、手腕を十分発揮していただいて、これからの行政に執行していただきたいとお願いして私の質問を終わります。

議長 以上で向山議員の一般質問は終了しました。

続いて2番江本議員の一般質問を許可します。

江本議員

2番議員 私は1点に絞り、減災・防災対策についてをお伺いしたいと思います。東日本震災が発生して9ヶ月となり、同僚議員もそれに関連した質問がなされたと思います。私も自主防災組織の役を受けており、地区の避難場所・避難路の確保・整備に関わってきた一人でございます。先日いただきました避難場所点検報告書等を読ましていただき、この少し疑問点についてお伺いしたいと思います。

全体的に今回の18日に避難訓練が予定されておりますが、その時に山・高台ということ限定された避難訓練のように思われます。その内容的にいろいろ場所的に見ましても、由岐の伊座利地区から山河内・赤松地区、広範囲にかけてもかなりの避難場所ができております。その中にやっぱり避難路の見直しって、避難場所の見直しとなります建てや、建物ですねそういうところも何点か入っておるように思われます。また場所等についてもこれから至急に考え直さなければならないと思います。この中で特に大半の地区におきましては山・高台ってところが近くにあるというような地域が大半でございます。この中で特に日和佐浦、本村地区という厄除け橋から東の地区につきまして、少し場所的に不安があるのではないかとということで少し質問させていただきたいと思います。

この地区におかれましては、避難箇所、役場周辺を含めて11箇所ということで計画されておりました。これは前の東南海津波対策におけるひとつの避難場所でしたが、今回の東日本震災を受けて、こういう地域が想定外ってということもございまして、いろいろ考え、また見直さなければならないというところに来ておると思います。この地区におかれましてはただ今一時避難ということで限定されて、簡単に避難できる場所ということで少しお聞きしたいのですが、この地区には山・高台といわれましても金毘羅さん、これから山王から通じる四国の道だけしかありません。この区域の避難場所についてこれから先どのように考えておられるのか、早急に対策が必要でないかと思われましますので、この1点についてお伺いしたいと思います。この四国の道、また金毘羅さんの避難場所の収容人員っていう

のは2カ所合わせて100名というような、わずかな収容人数しかございません。役場がどうこうっていうことになればほら逃げるところがなくなるっていうのが現状であると思いますので、この点についてどのように考えておられるのか、またこの地区におきましても都市計画の中で、道路の見直しっていうことが委員会等でも何度か議論があり、見直すという方向であると思われまます。その点につきましてもこの道をどのように考えておられるのか、都市計画の中でまちづくりのワークショップでも参加の皆さんのほとんどのグループが防災・火災・地震・津波のために道の整備が必要であるという認識が示されております。まちづくりの観点からの避難路の整備は急を要すると思います。どのようなかたちで取組んでいかれるのか、それもお聞きしたいと思ひます。

次に防災基地また資材の備蓄倉庫でございますが、各自主防災組織でちっちゃい倉庫、仮置場っていうことではいろいろ考えておると思ひますが、役場本庁また支所として、まとめた備蓄倉庫っていうことは考えておられるのか、そこのおところをお聞きしたいと思ひます。役場本庁が安全で津波対策に十分心配ないとおっしゃられるあれば、そのまま本庁が使えると思ひますが、想定外の津波っていうことでもありますので、本庁がどうかたちで残るかまだ十分な津波基準っていうもんが、県・国ともまだ出されておらない中で安全な防災基地・防災センター、防災の時にいろいろ指揮をとられる場所として、どこか適当な場所を考えておられるのか、そこのおところお伺ひしたいと思ひます。そしてついでにその備蓄、実態的な町の総額的な場所としての備蓄の種類、備蓄物資の種類はどういうものを予定しておるのか、よければお聞かせ願ひたいと思ひます。

議
副

町

長 副町長

長 防災・減災対策について答弁をさせていただきます。まず1番目にあります3月11日東日本大震災を受け、避難路・避難場所の見直しはについてでございますけれども、これについて私の方から答弁をさせていただきますして、後段部分については担当課長からお答えをいたしますので、よろしく願ひをいたします。

先ほどの寺下議員の答弁の中で危機管理プロジェクトについて触れましたが、8月に役場職員とそれぞれの地域の住民の皆様と共に各地区の避難場所・避難路の見直しをおこなっていただきました。今回の避難路等の見直しにつきましては、国・県に

おいても新たな地震・津波の想定が示されていないなかでの見直しでありまして、現在の津波浸水マップ等で示されている基準を最低限の基準としてとらえ、3月11日に発生いたしました東日本大震災の現状を参考にしつつ、各地域の実情に応じた判断によって現在の美波町地域防災計画で示されている避難場所及び避難路の点検と見直しを行っていただいたものでありまして、津波避難場所の基本を高台とし、担当職員自らが自主防災会とか町内会・消防団等と連携を取りながらすすめていただいたところでございます。この点検結果につきましては幹事会で取りまとめをおこないまして、それを冊子にまとめたものを各自主防災会に配布をさせていただいたところでもございます。今後は徳島県が年内に公表予定としている、東海・東南海・南海の三連動の地震が起きた場合の津波高あるいは暫定値的な浸水予測を参考といたしまして、また中央防災会議の調査とか、対策も踏まえて最終的な避難場所等を見直しいたしまして、それを地域防災計画に反映させていきたいと考えております。

続きまして2番目の防災基地・資材備蓄倉庫等に対する計画についてでございますが、先ほども申し上げましたが、今後国の中央防災会議あるいは徳島県から出されます東海・東南海・南海の三連動地震・津波を想定した津波の高さや、浸水予想を参考に致しまして、自主防災組織と連携いたしまして、見直しを行いました避難場所・避難路また現在策定作業を行っております個別対象危機管理マニュアルなどを踏まえまして、住民の皆様と一緒に検討をしていきたいと考えております。現在かなり厳しい財政状況の中ではございますけれども、防災基地のあり方でありまして、資材・備蓄倉庫等のあり方などについては今後検討いたしまして、計画的な整備ができればと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
建 設 課 長

建設課長

都市計画道路見直しについて答弁いたします。都市計画道路の見直しにつきましては、2月5日・2月19日・3月5日の3回のワークショップを行いました。その中で地域の課題と地域の将来像では、津波時の避難路・避難場所・避難案内板の整備や火災時の緊急進入道路の確保と災害に強い町にしていく必要があるといった意見が多くいただきました。その後大震災が起こったところでございますが、防災に関しては皆さん共通認識であります。取り組み提案として、そのためには南北方向の幹線道路である日和佐浦東線・日和佐浦西線は幅員を変更しても

整備が必要といった意見が多く出されました。対象路線の道路設計を行いまして、計画の廃止・幅員の変更・線形や構造変更など地区ごとの説明会を1月から行う予定であります。その結果各路線の縮小や位置の変更が生じる路線につきましては、関係住民の皆さんから意見などを幅広く聞き、概ねの同意が得られた段階でその方針を公表するとともに、都市計画の手続を進めていきます。

地震発生時における住宅密集地の日和佐浦地区においては役場北側の山までの南北方向の避難経路としては途中長い路地や倒壊が心配される家屋やブロック塀・石塀などがあり、そのような心配のない幹線道路と整備の必要性を改めて今回の東日本大震災で思い知らされたところでございます。日和佐浦地区には地震・津波以外にも火災時等の防災・減災の観点からも南北方向の幹線道路は必要であると考えております。以上でございます。

議 長 建設課長
建 設 課 長

私からはこの避難場所の中で先ほど四国の道というかね、山王の四国の道ということが出ましたので、その件について説明します。これは平成23年度から山王谷の砂防事業を徳島県が事業主体で着手したところでございます。23年度の事業費や40,000千円であります。現在測量設計・地質調査にかかっているところであります。県道の日和佐・小野線の奥河集会所前の町道から北の山に突き当たりまして、右奥の調整池までの水路の山側に平地がございます。その標高は約12メートルでございます。そのあたりについて工事用道路がつくと考えております。山の所有者の了解を得た上で、作業事業が完了した後は、工事用道路を避難路として残させていただけるように考えております。このあたりの平地をたちまちの木を伐採して、避難場所ということにするにつきましては。まだ地主の了解も得ておりませず、工事に支障が出る恐れもございますので、それについては工事着手に請負業者が決まってから工事区域の木を業者が伐採すると思っておりますので、それでいいのではないかと考えております。以上でございます。

議 長 江本議員
2 番 議 員

防災・避難場所等につきまして、ああいう答弁をいただきましたが、この今現在の日和佐浦本村地区のこの避難場所というところで、今のところ役場本庁、コミュニティを含め小学校までがこういう対象になっており、それがあすこの今鈴木課長の方

から答えていただきました山王の少し平地でも 12メートルって
いうことですので、その高さから見たらこれから先 7
メートル、いままでだったら 7メートルが大浜海岸の高さ津波
だったと思うんですよ。これから先 10メートル・12メートルっ
ていう想定が出たときに、どこに避難するのか、ほういうふう
な津波が起きたときに今の現状では逃げるところがないと思う
んですよ。早急にいろんな手立てを考える必要があるんでな
かろうかと思います。

それともう1つ小学校の裏、裏山にしても実際広場がとれる
っていう場所は限られてくると思うんです。それともうひとつ
小学校から上がって金毘羅さんへとかそういう高台の広場へ向
う道というのも、今そこそこちょびっと 10メートルかそこら上
がるぐらいの整備しかできてないと思うんですが、そののとこ
ろももう少し道路、こういうふうな避難路的な道路を十分整備
していく必要があると思うんですが、そういうところは今まで
ほういうふうなほの図面からまとめられた報告書の中からも簡
単に分かると思うんですが、これについてほういうふうな検討
とかはなかったんでしょうか。

それともう1つ防災拠点、そういうふうな一番大事な場所を
今の現在の想定高っていうんはだいたいの予測がだされとうと
思うんですが、その点について今の本庁舎でいけると感じてお
られるのか、そのところそういうふうな緊急な災害におうた
ときに、どういうふうな対処をなされるのか、さっきもいわれ
た危機管理マニュアルとかそういうふうな話の中にもございます
が、実際現実的にどういうふうな対応をするつもりでおられる
のか、そのところちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議
町

長 町長

長 今のご質問に対してでございますが、私共も東町のから西町
にかけてのこの住宅街のいわゆる密集地の方々が、津波が来た
時に逃げる場所としてはここの山王から天神の鼻にかけてのい
わゆる城山ということで考えておりまして、先ほど建設課長が
答弁いたしましたけれども、東町の方では山王のところは今年
から 3 か年計画で県の砂防工事に着手をしていただきましたの
で、その進入いわゆる工事車両道路をそのまま県の方に要望い
たしまして、できあがったあかつきには避難路というようなこ
とをひとつ考えております。もうひとつが日和佐小学校の裏に
つきましては、今年度知事に来年度から裏山を県単急傾斜地崩
壊対策事業でやってくれないかということをお願いしまして、快

諾をいただいておりますので来年度から調査費等の予算をつけていただけるものかなあというふうに期待をしておるところでございますが、それができますといわゆるイメージといたしましては由岐の中由岐の避難路のいわゆる階段の部分っていうんがあると思うんですけれども、ああいったかたちでの取り付きを考えさしていただいて、そしてそこの取り付いたところだけでは先ほどいいましたように海拔10メートル前後ということもございまして、後津波高がどれぐらいになるかということも考慮して、裏山の地権者の方ともお話しをさしていただきながら、いわゆる一時避難的なものを考えるのか、それとも本日最終の一般質問をされております岩瀬副議長の方からもありますけれども、そういったもっと大きい物を考えたらどうなということもございまして、そういったことも含めまして今後考えていきたいと思っておりますのと、それともう1つが現在ある金毘羅へ上がる避難路でございます。それは幅が狭いということもありますけれども、なかなか広げるのが困難かなあと思っておりますけれども、そこは現状で工夫をしながら使うと、もう1つは天神町に近いところの場所で、日和佐小学校の裏と同じようなそういった取り付きの避難階段を設置すべく、今ボーリング調査でありますとか、そんなところを始めているところでございますので、大きくいえばどこからでもそこに取り付けられるようなとしたいところでございますけれども、西町のお不動さんがあるところからこちらにかけてというのはずっと急傾斜地の対策工事が行われておりますので、数メートルまでの高さまで擁壁ずっと重なっております。ですから自然の道っていうのが一箇所だけでございまして、そういったところにつきましては先ほど申し上げました避難階段的なものを付けて、そして逃げていけるようにというようなことをやっていきたいというふうに考えております。

それと先ほど私が日和佐小学校裏は県単の急傾斜地崩壊対策事業と申し上げましたけれども、県営の急傾斜事業ということでございまして、訂正をお願いしたいと思います。

それから次にこの度の津波が来た時に役場で大丈夫かどうかというようなお話しでございますけれども、現在のところの二連動の浸水といたしましてはこの役場本庁は約50センチの浸水というふうになっておりますけれども、このたび県の方で暫定が出されるであろうっていうのがいくらになるか分かりませんが、もし仮に今までの津波の想定のおよそ2倍というふうにな

った場合ですと、今の漁業前に到達する津波っていうのが 7 メーター前後というふうに聞いておりますので、その倍の 14 メーターが来た場合には、ここが 50 センチでございますので、地形等の影響もありますけれども、プラス 7 メーター、多分それよりは若干下がると思いますが、そういったことの浸水になっていくのかなあというふうに考えておりますので、それが出てみないとなんともいうところがございますが、この建物事態は鉄筋コンクリートで耐震も出来ておりますので、東北地方を見ていただくと分かるように建物事態は津波の影響を受けても残るのかなあというふうに思っておりますけれど、行政機能はほの津波高によっては麻痺してしまいますということでございますので、その津波の想定、いわゆる暫定地を受けて新たに被災を受けた場合の役場の機能が確保できるような代替施設についてもあわせて考えていきたいと思っておりますし、役場のバックアップ機能であります住民基本台帳でありますとか、戸籍のバックアップについては、今は阿南にあります新野の阿波銀行の倉庫、住民基本台帳のバックアップにつおてはそのような対策をとっていつきてもいけるようにというふうなことでもう始めさせていただいておりますけれども、戸籍についてはまだ法務局の方と協議がございまして、ちょっとまだできてないところでございますが、そういったバックアップ機能とそれと役場の機能をまた今後とも考えていかななくてはいけないなあと思っておりますけれども、前段となります津波の想定がでないことにはなかなかそのなんともいうことがございますので、それが今月下旬に出されるというのを心待ちにしているところでありますので、それがでましたらそのことについて具体的にまた検討を始めていきたいというふうに今考えているところであります。

2 番 議 員 どれぐらいのものを備蓄しとんかっていうんをちょっと教えてもらえんかな。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 すいません、現在の備蓄状況、今ちょっと持っておりませんが、一昨年整備しております日和佐病院横の備蓄倉庫、中に毛布それと今年度当初に買いました非常食それと非常用の電源とその照明具、照明機とがございまして。それと由岐支所の方にも、由岐支所の方は 3 階の方に同じ今年買いました食糧とそれと詳細はちょっと今ちょっと把握してございませんが、それと以前にもお答えしたんですけれども、備蓄倉庫に例えば備蓄するという

もんは各、行政で各防災組織等で備蓄しにくいようなものということを考えて、それと今いいましたように、また改めて想定が出た場合ですね、備蓄する場所ですね、改めて考えていきたいとは考えております。以上です。

議 2 番 議 員

長 江本議員

今そういうふうな、防災基地そういうふうな管理センターっていうところも今の本庁で心配ないだろうってようなお話を伺っておりますが、はっきりした浸水事情とかいうもんが新たに出てきたときにまた改めて見直すというときになっていくと思います。都市計画の避難路につきましても、日和佐浦西線・東線というところは大変みな住民にとっても関心ごとであり、また大変住民にとって住んでいる人にとったら地区を動くっていうことに対しては大変な違和感が、持っている人が多いと思います。十分その人達と説明会なり話し合いを行って、進めていただきたいと思います。この日和佐浦西線につきましても下水が用水がとおっており。この用水についても耐震が、地震等がきたら壊れるというような可能性のある用水だとも思いますので、その点についても十分に配慮して早急に改善していただきたらと思いますので、その点につきましてもお願いしたいと思います。また金毘羅さんにつきましても、あの周辺の用地としてはかなり広いところは使えると思いますので、そういうところは上がる道がいくつも通っておれば十分に避難場所として機能もするんじゃないかと思いますので、そういうところも、地区だけが一番心配されるんじゃないかというような感じ受けておりますので、それを十分に配慮していただきたらと思います。自主防災会は組織連合会の中からはいろいろお話が出てくると思いますが、これも18日の防災訓練、当等とその中でいろいろ課題が出てくると思いますが、その中でできるだけ自然の山・高台をつかえるように十分な計画を作っていくって欲しいと思いますので、これを要望として私の質問を終わりたいと思います。

議 長

以上で江本議員の一般質問は終了しました。
小休の小休といたしまして昼食といたします。
(小休)

議 長

休憩前に引続き再開いたします。
続いて12番新開議員の一般質問を許可します。
新開議員

議 1 2 番 議 員

議長の許可を得たので一般質問をさせていただきます。
まず1件目ですが、道の駅の活性化について、日和佐町の道

の駅が開設されて約8年の歳月が経ち現在にいたっております。毎年運営状況は議会に報告を受けておりますが、美波町は町内外からすれば薬王寺の周辺・道の駅周辺は美波町の顔になっております。今後この道の駅を活性化するには産品の出店者をはじめ、その内容・企画等を見直す、出店者自ら参加する中、アイデアと発想を出せるそれぞれの意見を聞く組織、下部組織の委員会的なものを考えてみてはどうか、町長の考えをお聞かせ願います。

議
町

長 町長

長 それでは道の駅の活性化について答弁をさせていただきます。まずはじめに道の駅日和佐の概要と、それと株式会社道の駅日和佐に分けて説明をさせていただきたいと思っております。まず道の駅日和佐でございますが、道の駅と鉄道の駅とが一体化した施設でございます。平成15年と16年の2カ年をかけまして国土交通省と旧日和佐町の共同事業で整備し、平成17年4月からオープンをいたしております。総事業費は国直轄分を含めまして15億円でございます。町ではこの道の駅を町の駅と位置付けまして先ほど議員がおっしゃられましたように町の新たな地域振興の拠点、地域情報発信基地として交流人口の拡大と地域活性化の起爆剤になるものと位置付けられておりました。内容といたしましては、物産館・足湯館・産直館・トイレ・駐車場から構成をされております。次に株式会社道の駅日和佐についてでございますが、道の駅日和佐は先ほど申しましたように国土交通省と旧日和佐町の共同事業で平成13年12月から平成16年3月までの約2年数ヶ月をかけて計画作りのための検討委員会、地元ワーキンググループ会議及びアドバイザー会議を開催いたしまして、地元住民や専門家などの多種多様な意見・提言を基に実施計画を策定してきたところであります。その時に道の駅日和佐の運営方法については、各種会議の協議の中で検討した結果、民間の経営感覚やノウハウが活用され、柔軟な発想による経営が期待できる株式会社第3セクターを設立し、運営するという方針が決定しまして、これを受けまして運営会社の資本金は20,000千円でございます。町の出資額は55%に当たる11,000千円とする内容の予算案が平成16年6月の定例議会で承認されたところでございます。さらに民間経営の効果をより高めるために、経営の中心となる道の駅駅長は全国公募で選任されました。その後同年12月の定例議会において道の駅日和佐の設置及び管理に関する条例が制定され、平成17

年 3 月の定例議会で指定管理者の議決を得たところでございます。したがって、今おこなっております株式会社道の駅日和佐は町は出資をしております、かんでありますし、私自身が社長を仰せつかつともありますから、発言をする事はできるかなあと思えますけれども、町長としてというのはなかなかちょっと難しいところもちょっとございますが、そういったことも理解していただきながら答弁とさせていただきたいと思えますが、現在の資本金はさきほどいいましたように 20,000 千円でございます、うち町の出資額は 50 千円増えまして 11,050 千円となっております。出資比率は 55.25% でありまして、現在 7 期目をいっておるところでございますが、6 期連続黒字経営というようことございまして、現在正社員 1 名、これは駅長でございますが、とパート 11 名の雇用で行っております。あと第 6 期の物産それから特産品の売上額事態は約 290,000 千円でございます。道の駅の日和佐の主な収入は物産館・産直館での物産、いわゆる地元で取れた新鮮な安全で低価格の農林水産物や特産品でございます、の販売による手数料収入でございます。町からは指定管理でございますが施設の維持管理に要する経費、いわゆる管理委託料は支出をいたしておりません。昨今の経営状況でございますから、楽観は許されませんが、株式会社道の駅日和佐は施設の管理運営のみならず収益事業による利益を上げること、すなわち町の地域産業の再生活活性化もなっていることなるため、今後とも創意工夫を凝らした企画によりまして、地場産品の売上げ増に繋げ、地域活性化の拠点に成長していただきたいと思いますところでございます。現在議員からお話ありました、産直館の出品者については 180 名でございます。物産館の出品者、いわゆる登録者数は 50 名でございます、合計 230 名というふうになっております。出品者会議というのを年 1 回程度開いております。道の駅日和佐の出品については出品者会議でご意見・ご提言をいただいておりますところでございますけれども、先ほど議員の方からもう少し会を開いてはとか、もうすこし小さな会って意味だったかも知れませんが、そういったご提言をいただきましたので、実は今月の 21 日に取締役会を開催する予定となっておりますので、その取締役会に報告を議員からいただいたご提言は報告させていただきたいというふうに思っておりますので、答弁とかえさせていただきます。

議

長 新開議員

1 2 番 議 員 私もここ最近県下の道の駅を見て回りました。中には JA 直轄による丸投げの運営をされている道の駅もあります。また出店者にも各道の駅については商売人が多くを占め、固定されていると個人での出店者が少ないと、農業者・漁業者からの出店が少なくなっていると聞きました。毎年同じような仕方で出していてずっと毎年毎年置いておるような状態でございます。やっぱりどっかで 1 つの起爆剤として、新しい発想を入れてイベントなり、また今ちょっと住民の方から話がございましたように、足湯の利用者が減っておるとか、まだまだ日和佐の道の駅としての目玉は一体何かということも聞くし、また高速バスのあっちは観光バスの待合をするわけですが、雨の日に待合をする場所がないと、軒の下でいても木や花がいっぱい置かれて待合する場所がないんやと、せめて待合場所もつくってほしいとか、いろいろそういうような要望も聞きます。こうした中で全体的な道の駅のやっぱりアイデアというか発想を変えた中で、県南における道の駅の今後のあり方っていうんですかね、10 年経つとやっぱり観光施設っていうんはそれなりの見方で新しい発想を入れた考え方をとっていくべきでないかなあと思う中で、今回私の質問をさせていただいたわけです。どうか何らかの方法を考えながら、これからの活性化に向けてこれからも考えていてほしいと思います。以上です。

議 長 2 問目、新開議員

1 2 番 議 員 続きまして 2 番目の質問をさせていただきます。土地開発公社の設立について質問させていただきます。今年の 3 月 11 日の震災を東北でものすごく被害を受けたわけですが、今後想定される東南海の津波を考え、公共施設の高台の移転を含め町としてはどのような構想を考えているのかお伺いいたします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 お答えいたします。土地開発公社は日本列島改造論に沸いた昭和 47 年に公有地の拡大の推進に関する法律の施行に伴い、全国で自治体の出資で設立されていた特別法人でございます。公社の役割といたしましては、自治体に代わって土地が値上がりする前に公共用事業用地を取得したり、工業用地や住宅用地の取得や造成などを行い売りに出したりすることなどとなっております。公社の利点といたしましては、土地取得に際して、議会の同意が不要であることから素早く土地を買えるということがございます。反面支出のチェックが働きにくいという点も

あります。合併前の旧日和佐町・旧由岐町においてもそれぞれ土地開発公社を設立いたしておりましたけれども、合併を期に解散いたしております。これは全国的にも土地を先行取得し、商品を保有するケースがあり、地下の下落により塩漬け状態となり、結局は借入利息などで町の財政を圧迫し、問題視されたことからその存続の必要性が見直されたことが背景にあります。現在徳島県かでは4市9町が設置いたしておりますけれども、平成20年度に吉野川市、平成21年度は鳴門市、平成22年度には美馬市・勝浦町・那賀町と解散されており、設置市町村が年々減少していくのが現状であります。さて公共施設の移転につきましては、日和佐・由岐両病院それから日和佐保育所・日和佐幼稚園などが考えられておりますけれども、厳しい財政状況であることからできるだけ町の財源を使わずに合併特例債や過疎債など有利な起債を利用することが望ましいと考えております。また何年か先の先行取得がどうしても必要な場合におきましては、土地開発公社と同様の機能を果たします公共用地先行取得等事業債が借入可能となりますので、現在のところ土地開発公社の設立は考えておりません。公共施設の移転につきましては社会経済情勢の不安定な今日、多額の財政支出を伴うことや住民の方々の利便性などさまざまな課題もあることから、総合的な判断により進めることが大切かと考えております。以上です。

議長 新開議員

12番議員 今総務課長から説明がりましたが、近々にだされる県の津波の想定図を考えた場合、今ある美波町の公共施設では大きなダメージを受けることが考えられます。先般12月13日の徳島新聞でも津波対策最悪の条件想定ということで、津波防災地域づくり法っていう法律が27日に施行予定と、国の法では予定になっております。その中には病院や学校の建築規制やそういうよう現建物に対する移転勧告ができるという法律で縛られてくるのが今後想定されます。ということは今海の端にある病院や学校また川の端にある学校や病院は多分これから建築基準法に基づく法規制によって制限される可能性があります。そうした場合にやはり高台に物事を移していくっていう公共施設は最悪安心して住民の命・生命を守るためにはやっぱり高台に持っていく場合に、今すぐ買うんでなしに、やはり計画に基づいて先行取得をしていくにはやっぱり公社的なものを何らかの方法を早急に考えて、もうここに近づいておりますので、できる

だけ早くこういう公社的なものを考えて取り組んで欲しいというのが私の願いでございます。また先ほど総務課長がおっしゃったように旧も由岐町も・日和佐町も元土地開発公社は設立されておりました。この土地開発公社は目的が達成した時点では多分それぞれ廃止されていったと思いますが、今後この土地開発公社につきましては、いろんな利点面もありますので、ひとつの参考にできましたらご検討していただいて、今後のメリットの多い方法を考えていただけたらと思っております。今総務課長は多分これに代わるものがあるとおっしゃいましたが、県も国もこれからこの土地開発公社事態がもっと見直されてくるんじゃないのかなぁと思います。特に牟岐の場合も病院の移転ということを考えたら、牟岐の人に聞きますとやっぱりそういうようなもんが動いていかなんだら多分病院は移転できないんでないのかなぁと、海部病院もそういうこともいってました。そういうことも含めて今後想定される津波を考えた場合、高台の用地取得っていうんを考えていく上には計画性を持って取り組んで欲しいとおもっております。以上です。

議長 以上で新開議員の一般質問は終了しました。

続いて 14 番山本議員の一般質問を許可いたします。

山本議員

1 4 番 議 員 今年も残る日々は 2 週間余りとなり、慌しさがなりましたが 2 点質したいと思っておりますが、同僚議員と重複かぶる部分もあるかと思っておりますが、了解をいただいて違う側面から質したいと思います。

まず初めに 1 点目の病院事業について、本町美波町にとって大きなプロジェクトテーマのひとつである病院事業については、合併当時からの懸案事項であり、歴代トップも頭を悩ませておったわけでございますが、今ここに来て大きな山場を迎えているわけでございますが、全国的に見ても公的な病院経営は非常に難しく、また医師不足がそれに拍車をかけておりますが、本町におきましても交通の面でも大きく変わり阿南市・徳島への医療機関への関わりが強くなり、人口減少も重なり病院経営も非常事態の状態ではなкаろうかと思っております。しかしどんな政策よりも優先しなければならない生命の安心・安全の観点から歴代のトップは人の命というものは会計を超越したものだとして赤字覚悟で取り組むことにより、早期治療はもちろんのこと、家族にとっても時間的・経済的にも支出を最小限にできるというメリットで病院経営に取り組んでいた時代もあったようですが、膨

大な赤字を抱え、雪だるま式に増える過ぎしも山またくるべきも山との感があり、その山肌をぬってひたすら流れるものがあると考えるならばそれはなんとか町民のためというトップの使命感・責任感であるかと思いますが、さてその懸案事項である病院事項が12月7日病院事業あり方検討委員会の最終報告がなされたわけですが、診療所等は無床診療所がの望ましいという答申をなされておりますが、同僚議員の答弁にもありましたが、確認を含めて病院管理者としての美波町医療体制をどのように考え、その制度設計を構想を描いておるのかお伺いしたいと思います。

次に本町において医療施設用地としていろいろ取りざされているが用地に確保・選定については、地域住民の代表でもあるまた合併地に地域審議的あるいは地域連絡協議会との役目をになうといわれておりました町内会連合会との協議も必要不可欠であると考え提案いたしましたところ、午前中の同僚議員の答弁にもありましたように、町内連合会との会を持つといわれており、対話の町政を掲げるならば住民との最低限の協議の場であると思います。評価はできるがどのような形態の説明会、病院事業のテーマを決めての住民の意見を聞いての場となるのか、あるいはあくまでも行政からの病院事業あり方検討委員会の報告的なものとなるのかお伺いしたいと思います。

なおかつ選定されて用地を絞って総合評価評点プロポーザル方式的ないわゆる点数でランク付けをして、防災面・利便性・将来性また医師確保の体制面、その他も含めてを取り組み、評価をして評点をして住民に対して分かりやすい説明もでき、理解も協力も得やすい方法を考えていくべきではないのかお伺いいたします。また住民の皆さんのことをかりるなら、私なりの提言も踏まえまして同僚の答弁にもありましたが、県の浸水予測図を受けての日和佐高校跡地の有効利用として考えるとこのことですが、地震にも対応できる免震構造の構想ビル避難的な津波に対し抵抗の少ない南西方向に建物を建てれば医療施設用地として十分活用できるのではないかと、現在校舎も解体中であるが、たんに解体して跡地利用がなければ県から無償譲渡を受けた意味・メリットがなにも等しい状況となり、将来において過誤を残すだけとなるのではないかと。日和佐高校跡地は低地という低いというのであれば、桜町町内会も地域避難場所として要望しているコンビニのサンクスの裏山周辺での造成もすれば幼保施設も可能であり、避難所機能・医療施設としてオ

ールランドの施設としての用地としても可能であり、前向きに検討にあたいする用地であると考えますが、どのように考えるか、見解をお聞きしたいと思えます。地権者の了解が得られたならばということですが、どのように考えるか、そしてまたやはり町の将来を考えた場合、小さくてもキラリと光る町として存在のある町として残っていくには大曲的に考えまして、ある程度は基本的には先日の新聞報道でも国交省が推奨しており、公共物は集積化いわゆるコンパクトシティ化を図っていくべきであり、美波町の都市計画のワークショップでも提言されておるところでございます。病院にも行き、他の用事も行き、買物も済ませるような町づくりができたなら、まあ理想論とは思いますが、現在小松島の日赤周辺そのような町づくりができつつあると思えますが、町のトップとしてどのように考えるかお伺いしたいと思えます。

最後に美波町医療再生計画での統合再編にかかる経費は午前中の同僚議員に答弁、17億といわれておりましたが、用地等も含まれておるのか、ある程度概算だろうと思えますがお伺いいたします。

議
町

長 町長

長 それでは病院事業について答弁をさせていただきます。一括して順次ということで答弁させていただきたいと思えますけれども、まず午前中から答弁させていただいておりますとおり、病院・診療所の制度設計につきましましては、あり方検討委員会の答申を尊重させていただいて、そして私共の方で成案といえますか、つくらさしていただきましたら、まず議会に対してご説明をさしていただくこうと思っております。その説明が終りましてから午前中答弁いたしましたように住民説明会、またパブリックコメントをいただいくというような手順で考えておるところでございます。

それから続きまして、町内会の件でございますが、テーマを設けて、つまり病院問題について町内会連合会と意見交換をするということにはなっておりません。町内会の連合会の各会員さんいわゆる町内会長さんに対して、総務企画課の方から通知を出さしていただいている中には議題として要望がありましたら送ってくださいというような内容にしておりますので、いろんな協議内容が出てこようかなあとは思っておりますけれども、その場で私の方からは特にそのことについて要望なり意見がなくてもですね、町の説明ということで最終答申を受けた内

容につきまして説明をさしていただくかなあと思っておりますし、県のいわゆる暫定が26日に町内会の連合会の会を予定しておりますわけですが、それまでに出ておればまたそのことについての私の考えも、もしかすると述べさせていただくかも知れませんが、今のところそういうふうには提言を持っておりません。

それから続きまして用地選定についてご提言をいただきまして、評価の総合評価でありますとか、評点を付けてどなたが見てもこの場所が一番高得点だからってという説明をしてはどうかというようなことをいただきました。これは大変いいご提言というように受け止めさせていただきまして、参考にさせていただきたいと思っておりますが、私の方でも住民説明会、それからパブリックコメントを得るときに、場所もなんらかのかたちで候補地としてお示しするか、町で考える最適といたしますか、第1候補はここだというふうにはまだ決めておりませんが、ほのそれぞれの候補地についてもコメントを付けたいと、ここをどうして選んだか、町がですね、どうして選んだかっていうのは付けるような方法で住民の方々の意見をいただきやすいような、ほうというようなかたちもつくってみたいというふうには思っております。

続きまして日和佐高校跡地の有効利用につきましては、もちろん十分検討していくことといたしておりますが、今のこの段階では先ほど申しましたように県の暫定地も出ておりませんので、どのぐらいの浸水深になるかも分かりません。今は県と町と譲渡に関する契約書にもとづきまして順次進めさせていただいているところでございまして、建物については解体させていただいて、その後ヘリポートを作らせていただくというのは、浸水深がいくらになろうとそれはやらさせていただこうかなあというふうには思っておりますが、その中で新たな施設を作る場合には、やっぱりある程度そのことについての町の考え、また議会の考え等も踏まえたいいわゆる美波町の考えっていうのが必要なかなあというふうには思っております。中央防災会議の最終報告でありますとか、先ほどいっていただきました防災の地域づくり法案の中でもいわれておりますように、県の方で例えば特別警戒区域であるとか警戒区域に美波町の一部が指定されるっていうふうになれば、それは施設を建てなくても建てれないというような状況にもなってこようかなあとは思っておりますので、そういったことも踏まえまして浸水が予想

される地域につきましては、考えていきたいということですのでご理解といたしますか、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それからコンパクトシティの考え方っていうのは、行政の経済性・住民の利便性を考えると本当にいい考えであるかなあと思います。その中で美波町の地形とそれぞれの住居の点在具合とかを見ますと、そのすぐにそのようになるのかなあというのはなかなか難しいものがございまして、特にコンパクトシティっていうと、中心部に向って集約するということが考えられますけれども、美波町の日和佐地区・由岐地区ととりましても中心地は今現在は津波の被害を受けるというふうに想定されつつある地域でございまして、それを先般の新開議員の質問と同様に全て津波の影響の受けないところに行くとなると、今の公共施設の9割はいわゆる町中といたしますか、津波の被害を受けるところといたします。一部赤松でありますとか山河内・それから大戸から奥の方というような地域にある公共施設については津波の心配はございませんけれども、ほとんどが津波の影響を受けるということになって、その公共施設を全て津波の被害が受けないようなところに持っていくとなると、本当に莫大な用地、それと住民の方もそこに移転するいわゆるコンパクトシティ的な考えをするとそこに全て集約するというのは、なかなか難しいのかなあというふうに考えておりまして、ただ限界集落でありますとか消滅集落のことを考えながら地域の絆でありますとか、人との繋がり、それからコミュニティが崩壊してなかなかそこで住めないという方達のそんな状況が出てきたときには、あるところに町としてひとつにするんじゃなくて、ある地区ごとにまあっていうことも手法としては考えられるのかなあとは思っておりますけれども、今現在はこのコンパクトシティの方向に向いてすぐこう着手できるというようなことではございませんので、そのあたりご理解をいただきたいなあというふうに思っております。

それから最後になりますけれども、経費につきましては前段申し上げたとおり仮の話でございまして、まだどのようにするか、いわゆる病院についても答申は50床程度というふうになっておりますし、無床とすることが診療所については望ましいということとございますから、とはいえ皆さま方の理解をとか、それからそういったことに対してのご意見をいただくためにはある程度概算事業費というのを出さないといけないだろうなあ

思いましたので、一応病院については50床で診療所については無床ということで出さしていただいた額が17億程度ということになっておりまして、議員がおっしゃられた用地取得費というのは入ってございません。勘案をしてはございません。建物の建設それからいわゆる設計費、それと機械器具というのを見込んでの値段というようにしておるところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

議 長
1 4 番 議 員

山本議員

町長からいろいろ答弁を受けたわけでございますが、我々も日和佐地区・由岐地区からの住民の思いを受けて今現在この場に、こういうようにしておるわけでございますが、やはりどの地区に位置場所が決まろうとやっぱり経緯ね、プロセスを住民に十分説明のできるような方法をとっていかな、なかなか難しいかなあと思います。美波町医療事業検討委員会でおおかた1年もかけて病院にする・診療所にするいうてしてきた中で、場所については早できたってちゅうんではね、やはりもっと住民に広く住民の立場になって開かれた町政ということで、取組んでいかなくはなかなか難しい面も不満も出てくると思います。時間的余裕があったら以前にちょっといいましたがアンケートとかいうようなものを取ってもよかったかなあいう感じもあるところでございます。とにかくほういう方向になったといういろいろ住民に対して責任もでき、説明もできるプロセスを十分に踏んでいただいくことが大事であろうかと思いません。今度1月の中旬からほういう住民説明会を行うといわれておりますが、場所についてもどのような形態で由岐・日和佐とかいうような、何箇所に分けてするとかいう具体的説明会をするのかということと、ほれともう1点提案したいんですけど、病院事業も公立病院であれば医師1人に対して患者15名ぐらのおればだいたいちょっとした赤字ぐらいでいけるというようにいわれておりますが、この美波町立病院となった場合に病院・診療所間の医師の交流やいうんはできていくんですか、ほこのところ。おそらくこの美波町病院の位置についても医師確保ということについて大分このなにか懸念材料になると僕自身も思います。ほこんところちょっと頼みます。

議 長
町 長

町長

それでは3点ほどいただきましたので、まず場所の選定について住人の意見を十分に汲取るようということで、それはそのようにしたいと思っております。今までなぜ場所の選定につ

いて町の方で動けなかったかっていうことをひとつご説明をさせていただきたいと思っております。

昨年からあり方検討委員会におきまして、美波町の医療体制については諮問をさしていただきまして、1年間かけてそのあり方についてご検討いたさいたところでもあります。場所についてはその方々、委員の方々にそれまでを負担を負うていただくのはしのびがたいということと、用地については町でしっかりと住民の方に説明ができる、また住民の方が多くが納得できるころをっていう思いもございまして、いろんなどのようなかたちでっていうようなこともございましたけれども、今年の本当に3月の11日の東日本の大震災があったことによりまして、環境は大きく変わったことは事実であります。そのような中でそれ以降につきましては次のいわゆる三連動とも四連動とも五連動ともいわれている南海地震がくるときに、どのような津波高・浸水域に美波町の土地がなるのかということが分からないと、先ほど繰り返しになりますけれども、いわゆる公共施設その中でも病院の施設であるとかいうのはできるだけ津波のリスクの少ないところを選びなさいというようになっておりますので、そういったところにつきましてはやはり想定といいながら想定が出ないことには動けなかったというようなことがございます。

それとアンケートというようにお話しがございまして、そういった手法もあるのかなあというふうに思いますけれども、アンケートについてどうしてしなかったかっていうことにつきましては、どうしても2町合併の中で合併して5年が来ておりますけれども、午前中お話しもありましたように、町が全て一体感をできているかっていったらまだまだそうではございません。そんな中で病院問題は非常にデリケートな問題でもございまして、集約するということは2つの病院を1つの病院に新しく生まれ変わるというようなことでもございますから、一方の病院を廃止して、一方の病院を残すとかいうような考え方でもございませぬ。2つの病院を1つにするというようにところで、といいながら設置場所については2町合併ですから、丁度真ん中に建てるということはなかなか現実的には難しいっていうことがあると、どちらかの旧町に建つということになった場合に建たなかった方の、いわゆる診療所となる方の地域の方々のお気持ちとかいうのも考えますと、いたずらにアンケートという綱引きみたいなかたちになりまして、町がいわゆる町の一体感

を調整するといいいながら混乱を生じさせることにもならないかなあということもあって、アンケート方式というのは断念をいたしております。それに代わる方法といたしまして先ほどから申上げている私共の方で成案を作り、議会の方で説明させていただいて、その場所についてもどこか、入れ方については案が出来ておりませんからなんですけれども、そういったものを作ってそしてここでどうでしょうか、もしくはこの候補地の中でどれがよろしいですかというような、選んでいただくときにはご自身のその理由を書いていただくとか、そういったそれが議員のおっしゃられる評価にも繋がっていくのかなあと思いますので、そういった手法でやらさしていただくかなあというふうに考えているところであります。

それから医師の相互のいわゆる病院と診療所となった場合に相互のいけるかというようなことにつきましては、まだ先生方と詳しくお話しをしておりませんけれども、そのあたりがいけるんかどうかっていうのはまたお話しをしてみたいというふうに思っております。常勤の医師は現在 4 名でございますので、病院と診療所を 4 名の常勤のお医者さんとそれと派遣をしてくださっているいわゆるパート医師であったり、そういった方達に助けていただいと部分が多いので、そういったところでしていきたいなあと思っておりますので、先生方の意見も十分お聞きしながらしていきたいなあというふうに思っております。

それから最後に住民説明会を何箇所で開催するか決まっておるのかということでございますが、今のところまだ決めておりません。少なくとも旧町単位では開くつもりでありますけれども、もう少し細かく開くであるとか、そのあたりはまだ決めておりませんので、今後決めさしていただいて来年になりましたらそういったかたちで説明会が開けるように進めていきたいというふうに思っております。

議 長 山本議員
1 4 番 議 員

最後に 1 点、これからの高齢者社会において医療と福祉は一体的に取り組んでいかななくてはならないと思いますが、本町において今度病院・診療所となった場合、介護・訪問診療というようにいわれてまた在宅診療ともいわれておりますが、午前中のなにも少し漏れておりましたが、もう少し詳しくどのような体制で訪問診療・介護というように取り組んでいくつもりなのか。

議 長 町長
町 長 あり方検討委員会の中でいわゆる在宅に向けての町の支援と

いうことに触れていただいておりますので、そういったかたちがとれるようにということで、診療所の部門には午前中もお話しましたけれども、病院が一方で診療所になって非常に縮小したというような感じにならないように、繰返しになりますけれども外来の機能は今までと同じようにしたいなあというのに付加えて、いわゆる病気の予防的なことも含めて、リハビリができる部屋を設けるでありますとか、訪問看護ができる体制をつくる、いわゆるそこには保健センター的なものも併設して、保健師とか職員をそちらの方に配置してでありますとか、これは今私が申しているのはそういうようになるっていうか、成案でございませぬので、そうイメージですけれども、そういったことも含めて住民の方のいわゆる医療体制について対応が低下することなく、どちらかといえばアップするようなかたちも工夫をしながらいきたいなあと、人が集まれるような、どういうんですかね、先ほどの機能訓練でございましたらそんなに悪くない方も要は病気になってそれから機能訓練をする方っていうのは普通リハビリとか機能訓練とかいいますけれども、元気な方が元気を持続するみたいなので使っていただくとか、そういった使い方もあるのかなあと思っておりますので、そういった複合的なものも考えながら成案をつくりたいと、いうふうに考えておるところであります。

議 長 山本議員
1 4 番 議 員

ほういう介護とかほういうなにいろいろ取組んでいくといわれておりますが、早く構想を練って住民にも説明ができるようにしていかな、ただしていこうと思ういうだけではやっぱり住民も納得できんと思う。やっぱりいろいろ1つになるとしても内容を充実していくことが肝心であると思えます。それともう1点日和佐高校跡地についてでございますが、ヘリポートその他多目的需要というようにいわれておりますが、あの広大を敷地を以下に利用するかということは美波町にとって大きく将来左右すると思えます。震災の防災の予測図のこともありますが、それに対処できるよないろいろ考えて、知恵を絞って対処していただきたいと思えます。これで質問を終わります。

議 長 山本議員
1 4 番 議 員

次2点目に防災事業、東日本大震災から9ヶ月が過ぎましたが、一向に復旧復興の見通し経っていないのが現状であり、本町においても三連動・四連動大震災が叫ばれておりますが、国・県の浸水マップは本年内に示されるといわれておりますが、

ハード面において特に日和佐地域においては防災面においては大きく立ち遅れており、おくらばせながら自主防災会の避難所の見直しも行われておりますが、今後危機管理プロジェクト内で協議を行いつつ、工事にかかるとは思われますが、具体的にはどのように進めていくのか、午前中の答弁の中にもありましたが私も6月議会でも申上げておまして、日和佐川南岸・北岸の避難所についても危機プロジェクトチーム内で協議をされていくといわれておりましたが、どのように進捗、進んでおるのか、高台であれば金毘羅さん、またサックスの裏山あたりであれば県の予測図マップは出なくてもある程度の高台であり、県・国の予測図を待つでなく、最悪を想定した取組、町独自案も示せることも本当になくはないのではないか。今後県の浸水予測図を受けて着手するといわれておりますが、どのようなスケジュールいわゆる時期的にもどのように考えておるのかお伺いしたいと思います。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

防災対策の取組状況についてでございますが、美波町では東日本大震災を教訓に防災・減災対策に取り組むための組織として、全庁的な組織体制で全職員が関わる危機管理プロジェクトをご承知のとおり8月1日設置しております。午前中の質問に町長が回答させていただいたように、まず各自主防災組織ごとでの現在の津波避難場所の点検・見直しを行い、現在は個別対処危機管理マニュアルを策定作業中であります。また今後防災・減災対策を順次進めていくため、自主防災組織からの要望等も提出していただき、今年度は県費補助を活用して自主防災組織単位での一次避難場所への備品、地区内の避難路整備の材料等の助成をしております。現在避難困難地区の避難路・避難場所を検討調査するため、日和佐地区で都市防災総合推進事業測量設計委託業務として、日和佐高校跡地でのヘリポートの測量・設計と共にその周辺での避難階段等が設置可能かどうか地質調査ボーリングを行っております。徳島県が暫定津波高及び浸水深を今月下旬に発表すると聞いておりますので、この発表を受けた後、自主防災会と共に避難場所・避難路の点検・見直しを再度していただき、その結果を受けてハード整備を順次進めていきたいと考えております。以上です。

議 長
14番議員

山本議員

課長からいろいろ説明・進捗状況を受けたわけでございますが、午前中の江本議員がこの日和佐川の北岸について金毘羅さ

んというところを具体的に意見・答弁をされておりました、この桜町、以前にもわし 6 月議会でも提案したんですけど、桜町地域についての自主防災会からもいろいろ要望も出ておりますが、そういう危機プロジェクト内で 8 月に立ち上げてから日にちも経っておりながら桜町の自主防災会あたりが要望しとるようなことはどのように検討なされておられるのか、ちょっとお聞きします。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

今山本議員さんがおっしゃりましたように、桜町自主防災組織からも要望としまして、避難場所、避難場所ということで先ほど申しましたようなサンクスが具体的に、サンクスの裏山を避難場所として整備してほしいというような要望もいただいております。それと今申しましたように全町的に北岸・南岸というわけではなく、全町的にそういう避難場所的なことも大きなところかやはやり考えていかなければならないということで、そちらももちろん検討はしておりますが、今先ほどいいましたように具体的には今日和佐高校跡地の測量的なところとあわせて現在その周辺のところでは避難階段等が可能かどうかというような地質調査、それでまたその結果によればやっぱりできないとかいうこともありますので、そういうことで考えております。以上です。

議 長
1 4 番 議 員

山本議員

いえることは、とにかくほのスピード感を持って望んで欲しいということです。以上質問を終わります。

議 長

以上で山本議員の一般質問は終了いたしました。

続いて 5 番永本議員の一般質問を許可します。

永本議員

5 番 議 員

防災対策についてお聞きいたしたいと思います。午前中・午後の各議員の質問によりまして、何度も述べられましたので私は少し角度を変えまして、被災後のちょっと気が早いかわかりませんが、被災後の対応策を考えていかなければならないかという観点から質問させていただきます。

10 月 18 日から東北被災地を私共 3 名の議員が視察をさせていただきました。まず 1 番最初に降り立ったのが女川町・女川漁港でしたが、あっと驚くような惨状でございまして、3 階建て 4 階建てのコンクリートのビルディングが 2 つも横倒しになっておりましたし、その他公共施設・木造住宅等は全部無くなってしまって、まさに戦場の後といったような感じでありました。

私達が参加をいたしました18日に勝浦町からあるいは吉野川市から同じく視察されたようでございまして、本町の場合、議長を含めまして現在のところまだ議会からは13名中5名しか被災地を見て気ていないというような状況でございまして、海陽町におきましても、近々全議員が被災地を視察されるようございしますので、ちょっと本町の場合もう少し勉強しなければいけないのでないんかなあと考えております。といいますのは南三陸町、ほれにつきましてはあらかじめ公共広場とかあるいは町民広場・運動公園といったものが整備をされておりました。そこへ避難対策の仮設住宅であるとか、そういった役場の移転とかいうことが行われまして、すでに私達が行ったときには復興復旧作業にとりかかっておられたというようなことで、他の地域と比べてやはりそういった高台への公共用地あるいは民間宅地にしろ、できているところは復興が早いのではないかというふうに考えたところでございました。

公共施設あるいはまた幼保・福祉施設・学校等についての避難対策については過去質問をいたしてまいりましたので、残るは在宅の高齢者でありますとか、あるいは身体障害者・幼児とかいった人達のいわゆる避難、要避難支援者・災害弱者ということございましょうか、その人達をあらかじめやはり津波浸水の被害の心配のない高台へ移転をさせておいて、市街地にはできるだけ若い人達、自分で避難出来るような人たちだけが仕事をするというようなかたちが理想的ではなかるうかと考えておるところでございます。

去る10月28日徳島新聞のせまる巨大地震を生きるためにという特集がございまして、由岐西の地防災きずな会が事前復興まちづくり計画の検討を始めたとあります。事務局の浜大吾朗さんは、この方は町職員ですが今から復興に向けた道筋をつくっておかなければ子ども達にこの町に住んで欲しいとはいえない、その言葉は巨大地震を迎え撃つ決意表明のようだったと結んでおります。本当の38歳の一職員をして、これだけの覚悟があり、大災害を予言する姿勢を私共議会議員また町幹部の皆さんも見習わなければならないのではないかと考えます。公共施設の関係者の安全対策はもちろんでありますが、在宅の避難困難者の避難対策も防災・減災の最重要課題であると考えます。どのよな施策・考え方を持っておられるかをお聞きいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

副 町 長

ご質問にあります防災集合住宅建設について、津波浸水被害の心配のない高台に町営住宅を建設し、自力で避難できない災害弱者を優先的に移住さす施策についてご答弁をさせていただきます。

本年7月に東日本大震災で津波の被害を受けた施設の今後の土地利用に関する政府のガイドラインが出されておりますが、このガイドラインにおきまして、土地利用の考え方として住宅・病院・福祉施設等に関連する居住系の土地利用は一般的には海岸線から内陸側に順次被災リスクが軽減されると考えられることから、津波リスクが最も低い内陸側のエリアから誘導調整することを基本とする。特に自力で避難することが困難な災害時要援護者が滞在する病院・福祉施設等については原則として津波浸水シュミレーション等による検証によって、最大クラスの津波高でも浸水しないエリアに誘導調整することを基本とするとされておきまして、公共施設等について津波被害の心配のない高台に整備するのが望ましいと考えております。

しかしながら当町において津波浸水被害の心配の無い高台となりますと買物とか通院などの日常生活が不便となるとか、あるいはこれまでの住み慣れた環境の中で慣れ親しんでいた隣近所の人たちとの会話とかふれあいの機会が少なくなり、孤独になったりするってことも考えられます。現に東日本大震災の被災地の仮設住宅において起こっているような現象でございまして、日常生活が暮しにくくなるようなことであってはならないと考えております。

こうしたことを踏まえまして、午前中の寺下議員にもお答えいたしましたでしたが、東日本大震災を踏まえた今後のまちづくり方針で示している安心した暮らしを実現するための災害対策の強化をはじめとする3つの柱を基本に、東海・東南海・南海の三連動地震、津波に備えた安全・安心な町づくりを進めて行く中で検討してまいりたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 5 番 議 員

永本議員

議席からお願いしたいと思います。先般神奈川県におきましては、最大津波浸水高さ5メートルを14メートルに変更いたしております。神奈川県からかなり離れておりますが、ほぼそのような資料・数字が出てくるのではないかと予測されておるところでございまして。そこでですね、限界集落・過疎集落というようなことになって、非常に疲弊をしていきつつある山間地に

ですね、そういった集合住宅、ですからそういう整備が孤立しないような集合住宅を建設して、そこあたりに移住をしていただく、あらかじめ移住をしていただくというようなことが将来的に必要なかと考えております。このあたりにつきましてもう一度よろしく申し上げます。

長 町長

長 今、議員がおっしゃられたことは最もだというふうに感じておりました、私達もこのたびの暫定の津波高がどれぐらいになるかっていう、非常に興味といいますか関心を持って待っているところでございます。やはり津波が来ると分かっているながら想定されるところで住居については個人の持ち物でございますので、その移転等につきましては住民合意等も必要なのかなあとは思っておりますけれども、今日の多くの方の一般質問でありましたように、高台への公共施設の移転も含めまして、高台用地を整備するという考え方は私共も持っております。その中で特に被災した後は仮設住宅を建てる場所でありまして、それから自衛隊に来ていただいて駐屯していただける場所があるとか、いろんなほういった広場が必要なわけでございますが、そういったこととも含めまして、今おっしゃられてる本当に想定されているのは1人暮らしのお年寄りで、自力でなかなか避難が困難な方と思われませんが、そういったかたちの集合住宅またグループホーム的なことも考えないといけないのかなあと思っておりますけれども、そういった福祉施設的なことも今後多くの自治体で問題点がはっきりと出てくると思います。それは今はこの徳島県の太平洋の海岸域でそういった浸水高が示されていない等のことございまして、皆さん今はもう高台へ高台へっていうことになっておりますが、なかなか山の急峻な中で美波町でいえば89%が山林というような中で、山で全てのほういった大地をもくろむのがどのようなことかっていうのはイメージしてもなかなか本当に生活ができきるのかなあというようなことございまして、そういったこととそれと人命を助ける・助かるにはやっぱりソフトのところ、その方に逃げていただくっていうところもございまして、いろんなものを組み合わせながらやっていくのが一番現実的なんかなあと思っておりますけれども、今のところは町もきちとした方向性であったり構想をまだよう持ち合せておりません。ですが県の暫定が出ましたらそういったことについてここはだめだねってことではっきりある意味してくるわけでございますので、そういった中で安全な

ところで高台は、また造成費はどれくらいかかるのかとか、いろんなことを想定、想定といいますかそういったことをしながら財政とも見比べながら進めて参りたいというふうに決意といいますか、そう思っておるんですけれども、やはりなかなか動きにくいところがございます、公共施設を特にどこに建てるかっていったらそこは津波に大丈夫なのかっていうことを住民の方にきちっと説明するためにはやはり国・県のいわゆる津波高でありますとか浸水深が必要なわけがございます、それが出てない中で今議論がいろいろなされておるんですが、まずは避難に高台へ逃げていただくっていうようなところで今現在、町が動いているところでございますので、今しばらく暫定値が出るまで待っていただいて、出たあかつきにはそういったところについての取組・計画をしまいたいと思いますので、そのような方向でやってまいりたいと思いますので、今のところをご理解をいただきたいと思います。

議長 長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。
小休いたします。

(小休中)

議長 長 再開します。
続いて7番北山議員の一般質問を許可します。
北山議員

7 番 議員 それでは一般質問をさせていただきます。私は大きく2点について、私なりに質問をしますのでよろしくお願いいたします。まず大きく第1として危機管理プロジェクトと地域防災計画について。

1. 避難訓練に対する認識を改めるべきということからお聞きします。9月の時点で危機管理プロジェクトの実施事項は1. 避難場所・経路の見直し。2. 避難マニュアルの策定中ということでありました。その3ヵ月後の12月1日付全町民宛、12月18日実施の避難訓練通知には、今回の避難訓練は、山・高台へ避難してくださいとあるだけでありました。9月策定中であった避難マニュアルはどうなっているのか。また同時に見直したはずの避難場所・経路はどうなっているのか。なぜ今回の訓練に出していないのか、出来たことからやっていかなければ、全部仕上がるのは何時になるか分かりません。たった1年1回の避難訓練です。十分有効な成績を上げなければ進歩しません。進歩しないだけでなく反って訓練不信の風潮につながり、現在その状況はその訓練不信の状態に陥っているのでないかと思われま

す。問題の 3.11 の町民の避難状況を見ればそれがよく分かります。町の避難指示に従わない行動が数多く見かけられました。町当局の避難訓練に対する認識も少し改めるべきところがあると思いますがどうですか。

2 点目は総括・評価・反省が向上発展をもたらすということからお聞きします。町長は 3.11 の総括は出来ていないと 9 月議会で答弁されましたが、一事業ごとに総括・評価・反省があって初めて進歩・発展・向上が見られます。人間のすることに完全無欠ということはありませんが、常に結果を分析・評価・反省して修正保管を重ねてより良き状態に向上させることが大切だと思います。そこで私なりに 3.11 の総括を試みました。1. 町の避難指示に従って避難した人は少数であった。2. 一部の地域を除き、殆どの地域の漁船は自己判断で沖へ出港避難した。3 目、自己判断で車を高台へ移動避難した。4 目町職員は組織的な行動ではなく、それぞれ個人的に判断して行動しているように見えた。5 目、消防本部は殆ど機能していないように見えた。6 目、各機関の連絡手段が途絶えた。7 目、防災門扉の開閉指示が県、これは南部県民局から出て、町はこれに従った。8 目、避難していた住民も多くが解除を待たず自己判断で帰宅した。9 目、休暇中の町職員で防災計画による参集をせず、自己判断で行動した例もある。以上多くの問題点がありましたが、まとめて町の計画や指示よりも、即座の自己判断によって行動したといえます。端的な言い方をすれば町は町、自分は自分の思うようにするという結果になっていたと言えます。何故こんなことになったのか、私は旧町時代から合併後も避難訓練のあり方に原因があると思います。おざなりの無意味な訓練を永年繰り返してきた結果であると思います。東北の小学校で真剣な訓練を繰り返し行ってきた小学校で 1 名の被害者も出さずに避難した学校があると聞いております。本町においても 3.11 を早急に総括して真剣な実のある訓練を行うべきと考えますがどうですか。

議 副 町 長

副町長

私の方から危機管理プロジェクトで今現在行っておりますマニュアルの策定状況についてお答えをさせていただきます。

現在、以前にも答弁をいたしておりますが各専門部会におきまして、それぞれの個別の危機対処マニュアルを作成をしております。今現在中間報告を提出されております。それで最終の提出期限を 12 月末ということでしたしております、その後で

すけども各専門部会から出されてきましたマニュアルにつきまして、来年からですね年度内になんとか取りまとめが出来ればというふうには考えております。今現在出されておりますマニュアルについて重複するような項目等も考えられますので、これらのすり合わせ、あるいは調整等を行ってひとつのマニュアルとしてできればというふうに考えております。

それから避難訓練の方法等についてでございますけれども、今現在真剣な訓練が必要でないのかというようなご質問だったかと思えますけども、それにつきまして9月のときにも町長がお答えをさしていただいて、いろいろ訓練の方法とかについて考えてまいりたいというようなことを申し上げたかと思うんですけども、それについて今回自主防災会の総会で協議をしていただいた結果、とにかく高台へ今回については避難してもらおうというようなことで、実施をするということにいたしております。その訓練の状況に応じて後、問題点とか課題点については総括をいたしまして、今後の訓練のあり方等を考えていきたいというふうに思っております。

後ちょっと沢山ありまして、ちょっと控えきれてないところがあるんですけども、最終的には危機管理プロジェクト等におきまして、その3.11の問題等なって掲げられておりました9項目だったかと思えますけども、それについてもマニュアルの取りまとめとあわせまして、検討をしてまいりたいというふうに考えております。そして最終的には今あります地域防災計画についての改定に反映ができたらというふうに考えております。以上ちょっと抜け落ちているところがあるかと思えますけど、以上答弁とさせていただきます。

議 長
7 番 議 員

北山議員

私は今副町長がるる答弁をいただきましたが、私はそういうようなことを聞いたんではありません。副町長が9月議会にいろいろ答弁したというような答弁がありました。私が聞かせていただきたいと思うのは、9月議会の答弁を基にして今質問をしたわけです。まず1点目については9月議会では避難場所・避難経路の見直し、これができていると。2つ目に避難マニュアルの策定中であるということが答弁されました。それを踏まえてあれから3ヶ月、同僚議員もそのようなことをいっておりましたが、3ヶ月たってあの当ても12月の避難訓練ではちゃんと実行性の伴う避難訓練をやるんだと、そういう答弁をいただいております。

しかし今回の12月のこの避難訓練では、町がやっていた避難場所・避難経路、全然反映されていないし、避難マニュアル3ヶ月もたっていないにそのことも反映されていない。答弁の中で自主防災組織の総会で話をしたというような答弁もありましたが、自主防災組織にやっていただく地域にあった避難訓練をやっていただくのであれば、町が出しておるこの周知、これについては地域防災計画、各地域の自主防災組織が中心となって周知をして、地域にあった避難訓練をやるべきだと私は思います。今現在出されておるのは町主催の避難訓練です。町主催の避難訓練というのであれば、やはり変更された避難場所あるいは避難経路で避難マニュアルで、策定中の避難マニュアルを確実に12月には避難訓練があるというのを認識しておるのであれば、当然それまでに避難マニュアルを完結してこの防災訓練に反映さすべき、思いますんでそのところを再度なぜこのようなかたちになったのか、お聞かせを願いたいと思います。

次に第2点目、9項目いろいろあて書ききれなかったというような答弁がありました。これについては私が3.11のあの状況の中どうであったかということ自分なりに総括したわけです。そしてその総括した結果がどうなのか、その当時行われたことは果たして良かったのか悪かったのか、良かったらいいことはどんどん進めて行くべきだと思います。悪ければ即座にそれを変えていく・変更していく、そういうことを副町長は危機管理マニュアル、マニュアルの中で今後また検証していきますというような答弁だったように思いますが。まず3.11のあの状況について町が総括をして、その町が総括したことが果たしてどうだったのかという検証を行って、そういうことはないから今回の避難訓練にしても、なんか意味の分からない、同僚議員もいっていましたが、何が目的でこの避難訓練をするのか分からない、というようなことになっておるんだと思います。9月議会では町長は総括はやっていないというような答弁でしたが、何回もいいますがあれから3ヶ月、当然3ヶ月もあれば総括できない期間ではないと私は思うのですが、そのところを再度答弁をいただけたらと思います。

議 副 町 長

副町長

今のなぜこの総括が遅れているのかということでございますけども、その当時に各課等でその問題点等につきましては提出をしていただいております、その30項目ほどあったかと思うんですけども、そのついでに提案あるいは意見については職員

内でございますけども、提出をしていただいております。それを消防防災課の方でとりまとめを行いまして、町長の方に提出をしているという状況でございます。だから決してその総括ができてないとかいうには思っておりません。それを今後もその今現在策定しております危機管理マニュアル等の作成の上で生かしていけたらというふうに考えております。

あと今回の避難訓練の目的等につきましては、冒頭消防防災課長の方から寺下議員にもお答えをさせていただいておりますので、ご理解願えたらと思います。

議 長
7 番 議 員

北山議員

あのう副町長、理解していただいたらっていうような答弁なんですけど、何を根拠に持って理解をせえっていうんか、そこらのところが私にはちょっと分からないんですよ。先ほども説明したとおり、各地域にあった避難訓練をやるのであれば各地域の自主防災組織、これはもう一生懸命がんばってやってくれていると思います。その人等に地域にあったような避難訓練をやってもらう、町は町でやるのであれば、やはり今までのできていること、それを基にして町としてやっていくと、これは当たり前前の話だと思います。9月議会のときですか、副町長は防災対策基本法第42条の規定に基づいて美波町の災害に対処するために、総括的・計画的な防災対策の推進を図り、もって地域住民の生活・身体及び財産を災害から保護することを目的として地域防災計画を策定するんだと、そう答弁されております。であるならば、やはりちゃんと町が主催でやるのであれば町民の生命・身体・財産を守るために、早急に防災マニュアルですか、これを策定中であるならば12月に避難訓練があると、ほう認識されとったわけでしょ。当然ほれの3ヶ月の間に普通やるんが常識ですよ。それ以外に地域に合った自主防災組織にやっていたくんであれば、それはそれで自主防災組織にやっていただいて、その検証はまた検証でやった、やると。町は町でやはり町のできることでやっていくと、最終町は町民の生命・身体・財産を守る責任があるんでしょ。ほれを国の法律でちゃんと地域防災計画を作らなければならないというように明記されて、最終地域防災計画の変更までいくと、そういう答弁も町長もされておりましたが、危機管理プロジェクトが1つの手立てとして地域防災計画の変更に携わっていくんであれば、それこそ町長が常にいっておるように、できることからやっている、9月の答弁では全てできて初めて変更だというような答弁もありまし

たが、そうではないと思います。出来る事からどんどんどんどんやっていって、最終全体の地域防災計画の変更に繋がっていくと私はそう思うんですが、何をもって理解していただきたいのかそのところが私には理解できんのんですが、再度答弁をただけたらと思います。

すいません、もう1つ。それと先ほど検証はできていないのではないと、30項目ですか、そういう項目を総括できているんだというような、そういうような答弁もあったように思いますが、それならばちゃんとできているとそのときに答弁すべきで、9月議会に町長はできていないんだと、こういう答弁っていうのは本当に町民に対しても無視をしているというようなかたち、議会に対しても無視をしているというようなことに繋がっていくと思いますんで、やはり答弁の重みっていうのは十分感じていただいて、答弁をしていただきたいと思います。

答弁をお願いします。

議 長 小休します
(小休中)

議 長 再開します。
消防防災課長

消防防災課長 避難訓練につきましてはですね、先ほど午前中の寺下議員さんのときにもお答えさしていただいたんですけども、今回の避難訓練をするにあたりまして、訓練の仕方というか方法につきましては消防防災課内でも検討いたしました。それもそれと今回の訓練にあたりましては単純に山・高台へ避難してくださいというように書いておりますが、これもこの中に先ほどいいましたように、各8月に行っていただきました自主防災組織での避難場所の見直しをもとに行っていただくというふうなことで、自主防災会組織でも相談させていただきました。これは課内で検討した内容的なことをチラシを案として作りまして、自主防災会組織で今回町が避難訓練をするに、12月18日に避難訓練をするにあたりましては、今回はこういうふうな方法でやっていきたいと思いますということで皆様方に相談して今回の訓練というかたちで、そういうチラシ、そのチラシも案としてお見せいたしました。それで先ほどもいいましたようにやり方につきましては、やはりいろいろと考え方・意見もあったんですけども、12月18日この訓練を受けてまた先ほどもいいましたように、各おもな避難所では職員が避難者からのご検討もお聞きすることになっておりますので、それをまた声を受けまして

これからの避難訓練の仕方なり方法なりも検討していくというふうを考えております。以上です。

議長
7 番 議員

北山議員

3 問目ですが、今防災課長の答弁ですが、防災課では検討したというような答弁だったんだろうと思います。しかしやはり正しい検討をしなければいろんなやり方がある・いろんな意見がある。そらそうでしょう、しかしながらやはりこの防災問題っていうんはこと、人命に関わることなんで、やはりちゃんとした町は町の立場でやれること、自主防災組織の方には自主防災組織の方でやれること、それをいろいろ検討して考えるんが町の役目だと私は思います。これからってという言葉もありましたが、これからこれからはいけないと思います。やはり 3.11 のあの状況を見て、これからやるんだこれからやるんだ、こういう認識っていうんはやはり防災課の課長としての認識を疑わざる負えません。やはり今日も午前中から同僚議員がいろいろ質問をしてきた中で言葉だけで実行が合致してないとか、スピード感を持ってとか、そういう議員の発言。これを網羅すればやはり町の対応がまずいんでないんかということに繋がっていくと私は思います。今後やというような認識ではなく、すぐさま出来ることはやっていくと、そういう認識で今後対応をしていただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

議長
7 番 議員
議長
町

北山議員

町長どうですか、今のんで、今後。

町長

今議員がおっしゃられたってことは重々分かっております。それでいろいろと町の方で先ほどの避難訓練をとれば、議員のおっしゃりたいことは防災会が自主的にやることは防災会が自主的にやるんだから、全体でやる町の計画は町が主催なんで町が責任を持ってきちんとやらなくちゃだめじゃないかというようなご指摘かなあというふうに受け止めております。そんな中で十分どういふんですかね、今回の避難訓練が今までの 3 か月の期間あったそれぞれの見直しでありますとか、専門部会のことでもありますとか、そういったことを踏まえてまたは踏まえられてないというようなご意見をいただいたところでありますので、今後そういったところをないようにしていきたいなあと思っておりますけれども、町といたしましては町独自でつくっていくよりはこういった住民の方との共同といいますか、自主防災会とのいろんな意見を交えながら町単独、単独っていった

らおかしいですかね、町が主導でというようりもそれぞれ意見も聞きながらよりよい避難訓練につとめてまいりたいと思います。

議長
7 番 議員

長 北山議員

第 1 問目については町は美波町住民の生命と身体と財産を守るという認識をもって今後対応していただきたいと思ひますんで、よろしくお願ひします。

それでは第 2 点目の農業振興について。9 月議会まで幾度となく 1 次産業の振興、後継者問題について質問しましたが、町は色々国の制度を挙げるだけで、その制度を活用している具体的事業は何もありませんでした。また、町長はこの重要性は常に認識しているが、実施事業を見つけるのに苦労している、商工青年部からも要望が出ているが、大変難しい。ただ町として今出来ることは情報の提供が一番大きいと考えるという答弁がありました。このことを踏まえまして質問と提案をしたいと思ひます。

まず 1 番目、町が持っている産業振興に関する情報を一覧表で示して頂きたいと思ひます。また現在町が情報を収集しているものがあればこの場で報告をしてください。2 点目 11 月 14 日の総務産業建設委員会では耕作放棄地・休耕田の現状と対策について、耕作放棄地解消支援制度と耕作放棄地の地区別面積の資料をもらいましたが、町としての明確な対策は出てきていませんでした。そこで次の手立てとしては、貸し出す用意のある田畑の件数と面積、田畑を借りて耕作したい人の数（移入の人口も含みます。）を調査して双方をドッキングさせる作業をやるべきと思ひますがどうですか。3 点目は、これは提案ですが、現在高知県のある地域が団体を組織し、製薬会社と薬草の契約栽培を行って地域の振興に貢献している事例があります。阿南市でもこれに倣って団体が組織され薬草の栽培を始めており拡大を図っています。本町においてもそうした活動が芽生えるよう町として調査支援体制を整え検討作業を進めるよう提案しますが、考えをお聞かせください。

議長
産業振興課長

長 産業振興課長

休耕田・耕作放棄地の現状と主な対策についてということで、まずご答弁申上げます。まず用語の意味についてご説明いたします。休耕田とは米の生産調整等により水稻の作付けを行わない水田のことでございます。それから耕作放棄地とは農林業センサスにおて以前耕作地であったもので過去 1 年以上作付けせ

ず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地と定義されています。

本町の耕作放棄地の現状であります。農地面積 414 ヘクタールでございます。ほ場整備済み面積が 170 ヘクタール約 41%、水稲作付け面積は 223.5 ヘクタールで 54%、保全管理が 133.4 ヘクタールで 32%、耕作放棄地は 32.9 ヘクタールで 8% となっております。各地区の面積をみますと、恵比須浜が 1.8 ヘクタール、奥河内 7.7 ヘクタール、山河内 8.5 ヘクタール、西河内 3.5 ヘクタール、北河内 3.1 ヘクタール、赤松 3.5 ヘクタール、木岐 1.4 ヘクタール、田井が 1.0 ヘクタール、東由岐 0.6 ヘクタール、西の地 2.0 ヘクタール、伊座利が 0.4 ヘクタールでございます。

耕作放棄地の解消支援事業といたしまして、国の耕作放棄地再生利用交付金がございます。この事業は再生利用活動に対する助成として、所有者本人が再生する場合及び 5 年以上所有者に変わって営農する場合に該当します。人力・農業機械等で草刈等を行う場合は 10 アールあたり 50 千円の助成、重機等を用いて再生作業お行う場合はそう総費用の 1/2 の補助が受けられます。また再生した農地に 2 年目も土作りが必要な場合は 10 ヘクタールあたり 25 千円の補助が受けられます。再生を行った農地に同年作付けを行った場合は 10 アール当たり 25 千円の上乗せが入ります。それと施設等の保管整備に対する助成として農業用施設の整備、いわゆるハウスとか果樹棚でございますが、それと基盤の整備、排水路・農道等に 1/2 の補助がございます。また県の補助事業として耕作放棄地活用実証支援事業が本年度平成 23 年度から始まり、再生増産支援として先ほどの再生利用交付金事業の対象にならない場合または活用しない場合、10 ヘクタール当たり 50 千円の交付、再生利用交付金を活用する場合は 10 ヘクタール当たり 25 千円の交付金が上乗せされます。また施設整備支援として先ほどの農業用施設等に事業費の 1/4 上限 1,000 千円でございますが、の補助金が上乗せがございます。その他関連事業といたしまして、中山間地域直接支払交付金事業、それから農業者特別戸別所得補償制度、有害鳥獣駆除関係事業等がございます。

今後の対策としましては、以上のような耕作放棄地解消支援事業等に中心に国・県・JA 等関係機関と共同により住民への周知徹底を行い、耕作放棄地の解消に向けて進めていきたいと思っております。

それと町の持っている産業振興策の一覧表を示されたいということですが、今全てを持っているわけではございませんので、ちょっと答えはできません。それと田畑の貸す面積と耕作したい借りたい面積の調査してはどうかということですが、それは一応研究してやれるようなかっこうでしてみたいと思います。それと薬草の契約につきましては、団体等を作って高知の方でやっているということを聞いております。そのことも一応研究して、うちでやれるのかどうか、そこらも研究してみたいと思っております。以上です。

議 7 番 議 長 北山議員
この1番目の産業振興に関する情報の一覧表を示していただきたいということで、答えが出来ないというような答弁だったんですが、これはどういう意味なんですかね。後で出すこともできんのですかね。

議 町 長 町長
今課長が答弁いたしましたのは、今出せないというか、という話なので後で出せますので。

議 7 番 議 長 北山議員
すいません、分かりました。それでは第1問目に聞かせていただいた産業振興に関する情報に関する一覧表、これは後日出していただけるという話なので、早急に出していただきたいと思います。

2点目のことについても前向きな方向で検討すると、そう理解していいのか。3点目についても内容は承知しようというような答弁であったので、これも真剣に前向きな方向で検討すると、そう理解していいのかどうか、お聞かせを願いたいと思います。

それからこれからの農業には農地法の改正により、農地利用規制や農地生産法人の出資制限の緩和などが行われています。それで様々な担い手の農業参入が可能になっています。そこで農業の活性化には農業経営者を育てる仕組みと農業経営者を核にした地域にあった地域農業集団をつくらなければならないといわれています。町長も午前中の答弁の中で、未来をつくる人づくりというような4本柱の1つをもっておられると伺っております。それを今後推進するために、新規就農総合支援事業という事業があるんですが、このことについては課長はご存知なんですか。お聞かせを願いたいと思います。

議 長 小休します。
(小休中)

議 長 再開します。
産業振興課長

産業振興課長 先ほどの検討でございますが、前向きの検討をしてみたいと思っております。それと新規就農支援事業は名前は聞いておりますが、中の内容については詳しくは私は知っておりません。

議 長 北山議員
7 番 議員 2 点目 3 点目の件については前向きの方角で検討していただけるという答弁なんで、一応了解をして経過を見させていただきたいと思っております。

それと最後にいいました新規就農総合支援事業という事業は知っておるが中身は分からないというので、中身を報告をしておきたいと思っております。新規就農総合支援事業とは 2 つのことで成り立っているようです。1 つ目は新規就農者確保事業というものがあまして、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間、これは 2 年以内だそうです。及び経営が不安定な就農直後、これは 5 年以内の所得を確保する給付金と農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就農者に対して実施する実践研修、最長 2 年間に要する経費を支援するという事業とそれと農業者育成支援事業、これは地域農業のリーダーとなる人材の層を厚くするため、高度な経営力・地域リーダーとしての人間力を養成する教育機関などに支援し、また就農希望者に対し、求人情報や就農相談・就業前の短期就業体験実施などを支援するというような事業だそうです。

今後この事業を研究した上で、事業主体に町がなり、美波町からそういう若いリーダーに成りえる人材を研修に行ってもらい、その方に美波町に帰ってもらう。そして地域農業のリーダーを育成していったらどうかと思うんですが、このことについての対応についても再度お聞かせを願いたいと思っております。

議 長 産業課長
産業振興課長 よく研究した上で対処したいと思っております。
議 長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。
続いて 9 番岩瀬議員の一般質問を許可します。
岩瀬議員

9 番 議員 私は 1 つだけ質問させていただきます。避難場所及び日和佐幼稚園・保育園の建設場所についてでございます。具体的に場所を提案させてもうて、町長の答弁をお伺いしたいと思っております。日和佐小学校裏に避難場所と幼保一元化になるかと施設を建設予定してはどうかと思っておりますんで、この避難場所と両方

兼ねていただいたらお互いの経費も安くつくのではないかと思いますし、午前中から皆さんの避難場所のいろいろ質問もありましたけれども、この日和佐川の厄除け橋から北側の地域には避難するところということを考えてみればあの辺しか頭が私は浮かばないんですけど、まあひとつよろしくお願いします。

長 町長

長 それでは答弁をさせていただきます。議員からご提言のございました件につきましては、私共も考えているところでございまして、この度の東日本の大震災を受けて日和佐小学校裏山を避難場所として位置づけをさせていただいております。日和佐小学校をはじめ住民の方々も避難訓練等で実施して避難をしていただいたりとかいうことをしております。先の議員の一般質問とも重なりますけれども、大浜に近い山王付近につきましては午前中建設課長の方からもご説明がありましたけれども、今年度から県工事で治山事業をしていただいております。3カ年計画と伺っておりますので、その工事が終わりましたら進入路として使われている避難路、今は山王とところも狭くてそして谷といますか側溝をまたぐようなかたちで小学校の生徒達は逃げているということで危険ということもいわれておりますので、直ぐにというわけにはいきませんが、それが終わったあかつきにはある程度広い避難路が確保されるのではないかとこのように考えておるところであります。

次に来年度からの工事着手を要望しております日和佐小学校の校舎のすぐ裏のいわゆる裏側の擁壁でございますが、随分いたんできておりますのでそれを県営の急傾斜地の対策事業でやっていただくよう知事をお願いしたところ、来年からやっていただけるというように返事をいただいておりますけれども、それにつきましても工事が終わりましたらそのところを工夫をして、多くの生徒達が主に生徒達になろうかと思うんですけども、逃げれるようなところも作っていきたいというふうに思っております。それから天神地区にかけての西の方につきましても、急傾斜地が続いております、そして工事もされているということでなかなか自然に取り付けが難しいところもございまして、それにつきましても中由岐に設置されておりますような段階的な避難階段を付けていくというようなことで、今後進めてまいりたいというふうに思っております。

そしてもう一つ大きなご提言をいただいた日和佐小学校裏山に幼保を移設してはどうかというようなことではございますが、

実は日和佐幼稚園・保育園につきましては現在本当に日和佐港の近くにありまして、津波の被害が想定されるところでございます、本年 8 月に両園の保護者の代表の方から私と議長とに要望書が出てまいりまして、それはご存知かなあと思いますが、両園を高台または高台へ早急に避難できる場所への移転の要望書というようになっております。以前にも永本議員さんの方から山河内はどうかというようなご質問もありまして、一方で山河内地区からですね先般ほの日和佐幼稚園と保育園を玉厨子山農村公園に誘致したいというような要望もいただきました。ということで私共は繰返しになりますけれども、今月出るであろうその県の暫定の津波の高さでありますとか、それから浸水深を見定めた後で本当に候補地ということでそれぞれ検討をさせていただこうと思っておりますので、今のところそれぐらいしかちょっと答弁ができないんですけれども、今後検討させていただくということで答弁とさせていただきたいと思っております。

議 長
9 番 議 員

岩瀬議員

自席からちょっと再問をお願いしたいんですけれども、私という具体的な場所というので、今の県とか国の査定がなかったらという今の問題もありますけれども、間違いなしに今の幼稚園・保育所の場所ではもう移転してもらわなならいかんということ分かると思っておりますので、その中でやっぱりこの地区で場所という条件の整えてきた場合に小さなもんで避難場所をつくるんでなしに、やっぱりお金は少々かかっても私は必ず必要なもんであると思っておりますんで、裏山に自動車が入るぐらいの大きな道を付けていただいて、皆さんが避難できる、こんまい道でないで、人間の渋滞いうんが起こってしまったら助かる命も助かりませんので、やっぱり少々お金が私がかかるとおもってますけども、大たい的にひとつこの地域に、今昔らか城山でもなんでもそういう大きなものは作って今までやってきてますんで、絶対できないっていうことは私はないと思うし、今だと土木技術を推移すれば簡単なことだと思いますんで、金額的なものだけじゃなしにやっぱり利便性もみな考えていただいて、そのところが一番多くの住民が助かるし、施設も小学校もあるし、役場もありますんで場所的には一番ええと思っておりますんで、ぜひこちらの方を検討をお願いしたいと思っております。

議 長
町 長
議 員

町長

検討させていただきます。

以上で岩瀬議員の一般質問は終了しました。

以上で通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問は終わります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

(時に 15時23分)

12月16日(金)

(時に 9時00分)

議 長 おはようございます。只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。ただ今から、議案審議を行います。本義会から議案の採決につきましては起立によって行います。

総務企画課長 (議案第66号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論は、ありませんか。「討論なし」と認めます。これから、議案第66号美波町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。「起立多数です。」

よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 67 号美波町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 67 号の説明を行う)

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員

ちょっと聞かせていただきたいと思いますんですが、現行の条例の中で(1)申請がなかったとき、(2)指定管理候補者として選定することが認められる法人等がなかったとき(3)適正な管理を行うため緊急を要し、指定管理候補者を選定するいとまがなかったときっていうんの上に今回つぎ足すというようなかたちなんです。このつぎ足される分の町長が該当施設の適正な管理を確保するため、特に必要と認めるとき、(1)(2)(3)っていうんは(4)の町長が該当施設の適正な管理を確保するため必要と認めるとい言葉で全部集約されるように思うんですけど、これってもうこれ一文だけあったらやれるんじゃないですか。ほこらちょっとお聞かせ願えますか。

議 長
総務企画課長

総務課長

第 4 条の 1 から 3 号につきましては以前からあった内容でございますけれども、条例といたしまして皆さん方に見ていただいて分かりやすく、こういった場合は公募によらないことができますよっていうことを示させてもらっていますけれども、今回の第 4 号につきましては、その上に例外的な指定として設けさしていただいておりますので、1 号から 3 号につきましては従来どおり残さしていただきまして、分かりやすくさせていただいております。よろしくお願ひします。

議 長

他に質疑はございませんか。

山本議員

1 4 番 議 員

この条例の指定管理をして、それは公募を原則としますというふうになっておりますが、今後において公民館等の類似施設である集会場について旧日和佐町に何箇所かあると思います。それで今後これに関連して集会所も指定管理者の方向で前向きに検討していただければ集会所においても過疎・高齢化が進んでおる中で、なかなか維持管理ができていない状況でありますので、前向きに検討をお願いいたします。

議 長
町 長

町長

今議員からおっしゃられましたいわゆる大きな町ごとの集会

所でなくて、もう少し小さい分っていうことですよ、今まで建設に対しまして町が実施した集会所と、その補助を出して地域の方で建てていただいているいわゆる集会所の 2 種類がこうありますけれども、その中で経年劣化によりまして維持経費・維持管理が難しくなっているというようなお話しも聞いております。そういうふうな今申上げましたように町が事業主体で建てている分は町の建物というようなものになりますけれども、ちょうど補助を出して地域で建てていただいているものもございいます。かといって同じように手法が違うだけでいわゆる字単位の集会所ができておりますけれども、趣旨といたしましては同じようないわゆる維持管理についてどちらもどういったらいいんですかね、町の建物であろうと地元が建てたというようなことになっておりますけれども、出所はお金は町から出ているということもありまして、この指定管理は公の施設になりますから、町がいわゆる条例で定めている設置条例的に入っているものでないってというようなところもありますから、そのあたりちょっと検討させていただいて、そして実際的に集会所が地域で維持管理していただいているんだけれども、大修繕そういったものについてお困りだというようなお話について町が何かできる手立てをとというのは以前からちょっと聞いている話でありますから、それは検討中でございます。ですから指定管理をしてほやってするかどうかっていうのは、ちょっともう少しね勉強といたしますか研究をさせていただきたいなあと考えております。

議

長

他にございませんか。これで質疑を終ります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 67 号美波町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第 67 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 68 号平成 23 年度美波町一般会計補正予算(第 4 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。総務企画課長

総務企画課長 (議案第68号の説明をする)
議長 説明が終わりました。質疑を行います。
北山議員

7番議員 2点お聞かせを願いたいと思います。まず1点めは総務費の財産管理費の備品購入費、これは先ほどの説明でプリウスを買うというような説明がありました。2,400千円、この金額っていうんは車体価格としては少し安いように思うんですが、これって定価で出しておるのかどうか、そこらをお聞かせ願います。

それと今回財産の備品として提案をされておりますが、財産の消滅をしたとき、当然議会に報告すべきと思いますが、報告がなく議会運営委員会のときに聞かせていただいたというような状況ですんで、町としては少し配慮にかけていたのではないかなあと思いますんで、そこらのところのお聞かせ願えますか。

次に農林水産業費、農山村活性化費のことをお聞かせ願います。これについては山河内の山河内活性化協議会いうところが産直市をするというような、その費用分だというような説明を受けたんですが、このような動きっていうんは今後他の地域にも当然波及していつてもらいたいと思いますんで、この協議会の中身とこの費用の内容ですか、そこらのところもう少し詳しく説明をしていただきたいと思いますんで、よろしく願いいたします。

議長 総務課長

総務企画課長 財産購入費の公用車の購入でございますけれども、こちらで見積もりを取っておりますけれども、これがプリウスで出さしていただいています。それで車両本体価格につきましては2,170千円となっております、それに保険料とかですね諸費用を含まして消費税もプラスいたしまして2,400千円とそういう見積もりをいただいております。それでまた今後この金額で入札となればまた購入価格はこれよりも安くはなるかと思っております。

それと公用車、今回購入にあたりましては1台事故ということで廃車となったわけでございますけれども、経過につきましては議員おっしゃられたとおり議会運営委員会において少しご説明させていただいたかたちになっておりましたけれども、10月の24日の16時、夕方の4時ですかね、ぐらいに牟岐町の国道55号線で鬼ヶ岩屋の温泉の入口付近で、海陽町に出張しておりました保育士3名が乗った車がこちらへ帰ってくる途中に対向車ですかね、中央のセンターラインを超えた対向車に衝突さ

れまして、正面衝突というかたちで車が大破したということでございます。それで全面的に相手方が過失割合は100対0ということで悪いんでございますけれども、そういった経緯がございます。それで今回1台不足ということで購入させていただきましたので、議会の方に報告が遅くなりましたけれども今回ご報告させていただくということでご了承願いたいと思います。

議長
産業振興課長

産業課長

山河内地区の活性化協議会の中身でございますが、目的におきましては地域内の農業者の高齢化及び担い手の農家の減少により、弱体化しつつある地域の農業再生し農業の活性化に寄与すること目的につくられております。一応会員としましては今のところは6名ということで、山河内の産直市、いま水車小屋があると思うんですが、あすこに産直市をやるということで、将来的には独自産業まで発展できたらなあということで、補助金の中身としましては、それに伴う備品等の購入費、それから用地借り上げ料の賃貸料といういことでございます。一応1,000千円としておりますが、これから予算がとりましたら交付申請が出てきて、そこらは詳しく審査しまして補助を行うということになっております。

議長
7番 議員

北山議員

1点目の件についてですが、この新聞ですか、新聞では今後エコ減税とか補助金っていうんがこの20日に閣議決定をされるというような話も聞くんですが、そうなってくればこれについてももう少し金額が安くなるということになるのか、そこらのところ再度お聞かせをいただきたいと思うのと、今後財産が無くなった時点で逐次、議会に報告していただきたいと思います。

それと農山村活性化費の件ですが、中身の資産っていうんがまだ上がってきてない中で予算を付けたわけですか。今後上がってくるというような話だったんですが、そこらのところ再度お聞かせ願いますか。

議長
総務企画課長

総務企画課長

ご質問のエコ減税でございますけれども、ちょっと私内容についてはどういった内容かっていうんが把握しておりませんけれども、もちろん対象になるようでありましたら、もちろん価格的に下がってこようかと思っております。以上でございます。

議長
総務企画課長

総務課長

今回今までなかったような事故により、公用車が1台無くなったということでございますけれども、実際的にはそういった

大きな物で損失するようなことがあれば逐次こうやって議会でも報告はさせてもらおうかとおもいますけれども、中でも決算のときには必ずそういったこともご報告させていただいておりますので、全てが決算というのではないんですけれども、大きな財産の喪失につきましてはこういった議会によりご報告させていただけたらと思います。

議長
産業振興課長

産業課長

一応概算というか、概算では上がってきてます。私がゆうたんはもっと細かい、この備品が該当するとか、これは需用費で該当せんとか、消耗品で該当するとか、そういうことを審査して交付金を交付するというのを。

議長
7番議員

北山議員

総務課長の答弁なんですけど、私はそういうことを聞いているのではなくて、やはり財産を議決する立場にありますんで、財産が消滅した時点で議会の方に逐次報告をしていただきたいということなんで、決算でいうとか本議会でいうとかいうことをきっきょうわけではないんで、逐次やはり議会のほうにちゃんと議長がおいでするんで、議長のところには報告をしていただけたら私たち議員にもちゃんと議会から報告をしてくれるんで、逐次町の財産がなくなった場合は報告すべきと私は思いますんで、よろしくお願いします。

議長
町長

町長

今のご質問ですけれども、財産という幅が広いわけがございますけれども、いわゆる土地からはじまりまして今回のような車、車は普通物品の方に分けられるというか、いうんがあります。ほの物品についてのいわゆる廃棄については町の方の専決というようなことで各課からは廃棄処分に対する伺いが上がってくるようになっていきます。ですから議員がいわれとるんはそういった条例にもとづくとか規則にもとづくんでなくて、同義的といいますか、そういったもの議会の方に報告して欲しいというふうには受け取ってよろしんですかね。ということで小さい物から大きな物までございますが、今総務課長がいたしましたように、ある程度決めささせていただいて、議会の方へ報告するのがいいという分についてはまた報告さしていただくようなかたちで、小さな物もありますので、財産には本当に小さな物もありますので、そういったものについては特に議会の方に報告をしなくてもいいのじゃないのかなというものもありますから、そのあたりちょっと精査さしてさせていただいて、議会へ報告さ

していただくということでさしていただこうかなあと思います。

議 7 番 議 長 北山議員、ほんでよろしいですか。

議 7 番 議 員 結構です。

議 7 番 議 長 他にございませんか。

議 5 番 議 員 永本議員

議 5 番 議 員 15 ページ、海部老人ホーム負担金 2,269 千円ですか、これにつきまして、これはちょっと位置的ですね町長、あのう海拔高が非常に低いわけですよ。7 メーターあるかないかといったところにありまして、本町からもほんなお世話になっていないと思います。別件ですが海陽町にあります特別養護老人ホーム、あすこも海拔 12 メーターということですから、そんなに高くない。ほれから需要の状況を調べていただいたらですね、海部老人ホームの場合はほとんど牟岐町の方が利用されておる。本町からは海陽町からも少ないといわれております。そういう場合であれば町外の町に移管するというようなことで、必要なところが先では建物も古くなっておりまうから、たちまち建て直さなければならぬ。それから津波被害の時いろいろなややこしい話になると思うんですが、一部事務組合の方でそういった話を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議 町 長 町長

議 町 長 今議員おっしゃられたように、海部老人ホームについては今現在、美波町から入所しているのは 3 名というふうに伺っておるところでありまして、今回の南海地震対策の関係で津波・施設の老朽化等もございまして、海部老人ホームにつきましては一部事務組合の中で指定管理も含めて民間委託っていうのを視野に入れて今協議をしている最中でございます。以前から議会の方からもこの海部老人ホームとそれと海陽町にございます特別養護の海南荘につきましても美波町からの入所者が非常にすくないので、その割りに大きな負担金を負っているからどうかしたらどうかというような意見をいただいております。郡の町村会でもちゃんとした議題と上げて協議はしてありませんけれども、数年前に今まで人口割りであったものを 1 割だけ入所者割りにして、あと 9 割を人口割りということで若干軽減といたしますかしていただいておりますけれども、私といたしましては議会の方からそういった、ありますし実際には成り立っていか、成り立ちのときは 6 町で始めたいわゆる事業でございまして、それぞれが協調して責任を持ってやるというような

ことで出発しておりますから、今私共の住民がお世話になっているのが少ないからというただ理由だけで、脱退であるとかそういったことがなかなか道義的にできないのかなとは思っておりますけれども、今後につきましては先ほど申上げました入所者割りをもう少し率を高くしていただくようなかたちで要望をさせていただこうかなあというふうに思っております。根本的な議員がおっしゃられるほどの津波でやられる場所の移転でありますとか、そういったときの費用っていうのは検討も多分立地の施設である町の方で考えられていくことではあるのかなあと思いますけれども、今申上げましたようにこの負担金については美波町の要望としては入所者割をもう少し増やしていただいて、負担を軽減するというようなかたちで勧めさせていただこうかなあと思っておりますので、そのあたりでご理解をいただけたらというふうに思います。

議
9 番

長
員

岩瀬議員

12 ページの消防費のところですけども、測量委託料の分ですけど、これ業者に頼むんでなしに今海拔計いうんがありますんでそれを購入していただいて、住民の全てが知りたいと思うところがあるんであれば自主防災組合なんかに貸し出した方が、効率が私はええと思うんですけどどうでしょうか。

議
町

長
長

町長

先般の議会運営委員会でも副議長の方からそういったご意見をいただいて、昨日も数名の議員の方からそういったご意見をいただいたところでございます。それで例示として出されていた鳴門市で貸し出しをされているというようなことございましたので、鳴門市の方へ担当課の方から聞いていただいて、どういう内容かというようなことで聞いていただいたところ、実際に10千円で3台購入して貸し出しをしているというようなことございます。その精度はどんなんでしょうかというふうに聞いたところ、一応ね気圧計だそうです。ということで単位としては1メートル単位で測量しかできないということで、気圧計なんで天候によっても誤差が出ると、それは承知したところでいわゆるソフト的に自主防災会が自分達のいたるところ、いわゆる避難の場所であるとか、ある程度の目安として知りたいというようなこともあって貸し出しをするようにした、というようなことございます。私共の方としては今回予算で1,000千円、100箇所させていただくということで提案させていただいて

おりますけれども、そういうことも申し上げたたら鳴門市でも私共でも市が行う分は金額申上げますと 200 箇所 で 1,500 千円、これはちゃんと測量費を計上してそれはやっております。今回の 100 千円で買わしていただいてする分はあくまでも自主防災会やそれぞれ自分達のところで自分達がこの辺はいくらなんだろう、海拔はいくらなんだろうということを知りたいところをやるということでございますので、私達の方もこれはこれでそういったきっちりとしたというか、何点何メーターまで出ますので、いわゆるアバウトな数値じゃなくて、出さしていただいて町としてそれはやらさしていただくけれども、私共の自主防災会の中でもそういったことでこの買わさしていただいてですね、今回の予算には入っておりませんから、新年度でも買わさしていただいて、そして自主防災会に貸し出しをして、そして意識を高めていただくし、自分達のところでも町とは、町ができないところといたしますか、町は 100 箇所といことにしていますので、それ以外のところでしていただくというようなことでさせていただこうかなあと思っておりますので、今回の 1,000 千円というのはそういったことで 100 箇所における測量ということでご理解いただけたらと思います。

議長 他にございませんか。

山本議員

14 番議員 3 点お聞きします。1 点めに 17 ページの本日の新聞にも報道されておりますように、都市計画の災害危険度判定業務これは都市計画にのってのひとつのステップとは考えますが、避難路等については昨日もいいましたようにスピード感を持って望む必要があるのに、時間的に 1 年もかけて時間の浪費ではないかという点と、その必要性、これをする必要と 21,000 千円の積算根拠お聞きします。

次 13 ページの企画費の期末手当とかこういろいろ住居手当も出ておりますが、これ他の自治体では県の人事院勧告から住居手当については減額と来年度から廃止という自治体もあちこちいわれておりますが、財政的にも比較的健全な北島町あたりでも廃止の方向でいっておりますが、本町においてはどのようにされておるのかお聞きします。それと住民の声を反映するんであれば通勤手当についても痛みを共に皆が分かち合えるのであれば町内分までにするとかいう方向性も考えている時期に来ておるのではないかといい点もあわせてお聞きいたします。

15 ページの委託料、老人福祉費・介護予防事業委託料、これ

1 事業所なのか、各事業所で配食するのであれば事業別の配食先への金額別、以上です。

議 長
建設課長

建設課長

先ほどの災害危険度判定調査でございます。まず目的でございますが、地震及び一般災害に対しまして防災上、重点的かつ緊急的に整備を要する地域を明確にするということと、その結果を公表することによりまして住民自らが住んでいる地域の災害に対する危険性の認識を深めて、住民団体の防災まちづくり活動の危惧を高めるということを目的とするものであります。調査地区につきましては、日和佐都市計画区域、地域では18地区で世帯対象の世帯は1,770世帯、人口では4,000人約4,000人でございます。美波町で最も人口が集中している地域でもあります。事業内容につきましてはまず基礎調査を行います。基礎調査では建物、建築物でございますが家屋・木造家屋の棟数とか建築の年度であるとか、建築の高さですね平屋であるとか2階建てであるとか3階建てであるとか、ほういうふうなことを調べたり、空き家の数ですね空地・道路、道路台帳によってこれは道路を調べたり、消火設備、消火栓がどんなところにあるのかとか、ほれとかいらん施設がどうなのかとか、ほういうようなことを基礎的に美波町、現在持っている既存のデータとか現地の調査によりまして調査の結果をまとめるということでございます。それがまず基礎調査。その後で災害危険度判定、地震に対する判定とか、津波に関する判定とか、その他ほの一般災害ですね、そういうようなんに対する判定を行います。これは建築物の倒壊の危険度とか、延焼の危険度とか、道路閉塞の危険度、避難危険度、浸水範囲とか浸水期間の検討等を行いまして、これにつきましては国土交通省の指針にもとずきまして各項目ごと計算方法によって決めるものでございます。それと地区住民に判定結果の公表及び説明を行います。だいたいこの説明を行う時期につきましては平成24年12月ごろ、1年ぐらい先ぐらいのことを想定しております。調査期間は23年度から24年度ぐらいです。2ヵ年かけます。それで危険度判定結果をもとに地域のまちづくり方針等策定を補助します。これが調査の内容でございます。必要性もそういうようなところで必要ということで調査をするものでございます。先ほどいわれておりました積算根拠につきましては、現在資料を持ち合わせていませんので、ちょっと後ほど報告したいと思っております。以上でございます。

議 長 総務課長

総務企画課長

住居手当の関係でございますけれども、今回こちらで予算の方でお示しさせていただいておりますのは、通常の借りている住宅、家賃がいる場合は町から住居手当出させていただいているんですけれども、今回新聞等で住居手当の廃止と載っておりますのは、持ち家に対する住居手当でございます。当町においても以前までは出しておりましたけれども、今年の4月から廃止いたしております。それは昨年11月の臨時議会で上げさせておりましたけれども、それは国の人勧に基いたものでございまして、県とか今回のっているような市町村につきましては、遅れて、国より遅れて廃止をすることで美波町においては先駆けてやっているというかたちになっております。それと通勤手当でございますけれども、これにつきまして国の制度と民間ともございますけれども、通常の支給範囲でさせていただいている内容でございますので、もちろんそういった町外からの分は駄目ってというような制度的にできるかどうかわかりませんが、そういった流れがあればですね、美波町もさしてはいただきますけれども、現在のところ町外からでも通勤手当の支給さしていただくという方向で進めさせていただきたいと思っております。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長

介護予防及び地域支えあい事業委託料3,530千円でございます。ご説明いたします。この制度につきましては生きがい活動支援通所事業と食の自立支援事業・訪問理美容サービス事業における利用者の増加でございます。生きがい活動支援通所事業におきましては、社会福祉法人3事業所に委託しております。食の自立支援事業においては2事業所に委託しております。訪問理美容サービス事業については1社会福祉法人に委託しております。それぞれ当初の見込みより利用者の増加によるものでございます。委託料については実績にともあい精算をしております。

議 長 他にございませんか。

向山議員

8 番 議 員

3点ほどお聞きしたいと思います。先ほど質問があった消防費の災害対策費の1,200千円、これももう少し低額になるような方法というのは考えられないのでしょうか。例えば職員さんお忙しいんでしょうけれども、そういった技術も持っている職員さんもおいでるだろうし、けんどそれぞれ基準のポイント、標高

高を設置したポイントもあるし、そのあたりもご検討いただいて安く速くできるような方法でも考えていただければありがたいなあとと思います。これはお願いです。

それから教育費の 18 ページ、日和佐小学校費の修繕費についてもう少し詳しく説明をお願いしたいのと、同じく教育費の保健体育総務費の 1,346 千円修繕費、これすいません聞き漏らしたので再度説明をお願いいたします。

議 長 学校教育課長

学校教育課長 私の方からは日和佐小学校の修繕費でございますが、これは先日 9 月の台風 12 号時において日和佐小学校の正面玄関のかんの開きになっている扉の 1 ヶ所が職員、待機しておいた職員が開けたときに強風が吹いてきて、それで扉が止めにあたって大きく反ってしまったということでそれを取替えないかんということでその費用がこの予算に計上されている分でございます。

議 長 社会教育課長

社会教育課長 私の方からは保健体育総務費の 1,346 千円につきましてご説明申し上げます。由岐小学校のフェンスの修繕、これいい方悪いかもしれませんが、レフト側海側ですね、あすこの元々ありましたフェンスが傾いてきております、グラウンド側に。それで児童または小さな子供さんが行かれるとちょっと危ないということで、それを固定するというような修繕、それともう 1 点同じく遊具をおいてある校舎側の前に遊具をおいてあるブランコとかの前の今いうたネット側ですけれども、ちょっと水溜りになるとということで海の方に向けて排水路を設けるとい側溝の修繕になります。以上です。

議 長 向山議員

8 番 議員 先ほどの玄関なんですけれども、その財源がその他とか入っているのは一応保険金でしょうか。

議 長 学校教育課長

学校教育課長 はい、議員おっしゃるとおり保険を今申請しているところでございます。その分でございます。

8 番 議員 分かりました、ありがとうございます。

議 長 他にございませんか。

寺下議員

1 2 番 議員 19 ページの保健体育費の海洋センター費ですが、備品購入費について一応もう 1 回内容をお伺いしたいのと、プールの方が最近こう休んできるといように聞いたんですけど、私がちょっと確

認できてないんですけど、そのあたりの状況を教えていただきたいと思います。

議 長
社会教育課長

社会教育課長

それでは海洋センター費の備品購入費につきましてご説明いたします。プール用の備品購入費になります。物品につきましてはプールの床面を掃除するプールクリーナーが1台、閉館後夜間のために使用しますプールカバーのシートこれが3枚、そのプールカバーの巻取り機・巻取りローラー・コースロープこれが5本、古くなっておりますので取替えと。それからプールの表示版、それに取りつめますシート、以上のプール用の備品になります。

それからプールが今休館ということでございますけども、プールの方では改修工事を今計画しておりまして、もうすぐ工事にかかりますけれども、前もって12月から2月末まで、お知らせをすでに出しておるとお思いますけれども、プールにつきましては休館ということでご案内をさせていただいております。よろしくお願いたします。以上です。

議 長
11番議員
議 長
社会教育課長
議 長

他に

寺下議員

その工事については当初予算で出とったんですか。

社会教育課長

出ております。

他にございませんか。

岩瀬議員

9番議員

ちょっと先ほどの小学校のドアの件についてお聞きしたいんやけど、ほのドアで開けただけでそういう砕けたというような報告ですけれども、それ小学生が開け閉めしよって危険度はないんですかそれ。私はちょっと設計段階から小学校に使われるものに対して、それだけ危険のあるもん最初から設計するん間違とうんでないかと思うんですけど。

議 長
学校教育課長

学校教育課長

この度の件につきましては、非常な猛烈な強風だったということで、通常その開け閉めについては問題ないと考えております。

議 長
9番議員

岩瀬議員よろしいですか。

通常でないという意味、言い方いうんは風っていうものはね、いろいろ私ら経験、サッシ屋でございまして、ドアについてはやっぱりかなり危険度はあると思うんですけども、建てもん

やって 1 年ちょっとしか経ってないようなもんで、ほんまに大丈夫かなあと心配はあるんですけど。

議 長
学校教育課長

学校教育課長

心配あるないという、私共としては心配ないというふうにし
かいいようがないんですけども、心配ないと思っております。

議 長

他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 68 号平成 23 年度美波町一般会計補正予算
(第 4 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願
います。

「起立多数です。」

議案第 68 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(小休中)

議 長

再開します。

総務課長

議 長
総務企画課長

先ほどの一般会計補正予算の中で、答弁の中で公用車の購入
の経緯の中でですね、事故を起こした者が保育士と答弁をいた
しましたけれども、幼稚園教諭の間違いでございますので、訂
正させていただきます。

議 長
建設課長

建設課長

先ほどの山本議員の災害危険度判定調査の積算根拠につ
いて、これにつきましては徳島県では実績がないために他県の事
業費面積を参考に算出しております。日和佐都市計画区域の面
積が 1,550 ヘクタールです。それにヘクタールあたり 13,500 円
をかけまして 2,100 ということで算出してあります。事業内容
につきましては、国・県の動向を見ながら今後も発注時まで
に内容調査に検討していきたいと思っております。以上でございます。

議 長
14 番 議員
建設課長
議 長

山本議員

それは面積だけで根拠として、戸数というんは関係ないん。

今のところね。

日程第 4 議案第 69 号平成 23 年度美波町国民健康保険事業
特別会計補正予算(第 3 号)議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長
 保健福祉課長 (議案第 69 号の説明をする)
 議長 説明が終わりました。質疑を行います。
 江本議員

2 番 議員 この 6 ページですかね、療養費でかなりこれ治療費と思うんですが、増えてきておりますよね。また高額医療費もだんだんと追加ってということで増えてきておるように思うんですが、やっぱり該当者っていうんですかね、対象人数はやっぱり増えてきておるんですかね。どうでしょうか

議長 保健福祉課長
 保健福祉課長 今回の高額療養費の追加でございますが、療養費については 10 月診療分までで 1 か月平均約 4,700 千円ございました。11 月診療分で 1 ヶ月で 14,650 千円と高額になりました。高額療養費につきましても 10 月までで平均 600 千円ぐらいだったんですけれども、11 月に 1 か月 4,550 千円ということになっております。この分の増加につきましては、レセプトがオンライン化になりまして保健福祉課の専用パソコンで確認することができます。一応 1 名の方の疾病によることで増加いたしておりまして、11 月、その以後の月がきたんですけれども正常に帰っていらしたので、ずっと高額になっていくっていう追加ではございませんので。

議長 江本議員
 2 番 議員 保険料とか病院の医療費とかってということ、単純に私らもなかなか把握できないんですが、やっぱり年によって予算だいたい組むでしょ、当初予算で組んだる以上にやっぱり変動によって増える月があるというように理解してええんだろうか。ほの少ない月もあるとは思うんやけど、平均して変動によって増えてくるってということもあるんだろうと思うんですが、平均的にいったらこれぐらいの負担増ってということも考えられるっていうふうに理解したらええんだろうか、ほこんところ。

議長 保健福祉課長
 保健福祉課長 療養費については少しずつですけれども、上がってきている状況でありますけれどもこの 11 月分については、1 名の心疾患の方の手術、それと腎疾患の方の高度な手術がありましたので、1 ヶ月がかなり高額になったということであります。医療費の適正化についてはいろいろ保健師を含め適正にしております。今月は特別そういう療養費の高額医療があったということでございます。

議 長 他にございませんか。

山本議員

1 4 番 議 員 この 6 ページの特定健診、これ特定健診の推移いうん、受診率の推移いうんはどのようになっておるのか、また聞くところによりますと受診率がまだ昨年度より下がったようにいわれておりますが、その受診率を上げるような対策をどのように考えとんかちょっとお聞きします。

議 長 保健福祉課長

保健福祉課長 9月に22年度の決算のときに少し申上げましたけれども、特定健診の目標値には少し及ばなかったところでありましてけれども、保健師が個別訪問とかまた地区内での小中学校のPTAとか、そういうところに簡易健診ということで行かせていただいて、徐々にですけど増えていくようにしております。

議 長 他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第69号平成23年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第69号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号平成23年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長

建 設 課 長 (議案第70号の説明をする)

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第70号平成23年度美波町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願

ます。

「起立多数です。」

議案第 70 号は原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 71 号平成 23 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

建設課長

建設課長
議

（議案第 71 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 71 号平成 23 年度美波町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第 71 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 72 号平成 23 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

（議案第 72 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 72 号平成 23 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第 72 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 73 号平成 23 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議

（議案第 73 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 73 号平成 23 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第 73 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 74 号平成 23 年度美波町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長
議

（議案第 74 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 74 号平成 23 年度美波町水道事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

「起立多数です。」

議案第 74 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 75 号平成 23 年度美波町病院事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

病院事務長

日和佐病院事務長

（議案第 75 号の説明をする）

議

長 説明が終わりました。質疑を行います。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
「討論なし」と認めます。
これから、議案第 75 号平成 23 年度美波町病院事業会計補正
予算（第 2 号）を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願
います。
「起立多数です。」
議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 76 号 美波町固定資産評価審査委員会委
員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長

総務企画課長
議

（議案第 76 号の説明をする）
長 説明が終わりました。質疑を行います。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
「討論なし」と認めます。
これから、議案第 76 号美波町固定資産評価審査委員会委員の
選任についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願
います。
「起立多数です。」
議案第 74 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 12 請願第 1 号ケーブルテレビによる議会中継を早期
に求める請願書について議題といたします。

お諮りします。

請願第 1 号ケーブルテレビによる議会中継を早期に求める請
願書については会議規則 89 条の第 2 項の規定によって、委員会
の付託を省略したいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

請願第 1 号ケーブルテレビによる議会中継を早期に求める請願書については委員会の付託を省略することに決定しました。

質疑を行います。質疑ありませんか。

江本議員

2 番 議 員 このケーブルテレビの議会中、早期に求める請願書ということですが、平成 21 年の 6 月に美波町議会におかれまして地域情報通信基盤整備事業ってということで、行政・議会情報配信のシステム構築の議決されておりますので、それによって現在も着々と進行しておられる。また 23 年今年の 12 月よりインターネット配信ということも予定されておるようでございますので、このように段々と計画をなされていく中でこのように早期に実現という提案は必要ないんではなかろうかと思っておりますので、この一旦議決のある分に付きまして、不用であるというように考えますがどうでしょうか。

議 長 他に質疑ございませんか。

北山議員

7 番 議 員 紹介議員として今のことに答えたいと思います。そうです、今江本議員がおっしゃったように平成 21 年 6 月議会において地上デジタル放送化に向けて町内域のケーブル敷設地域情報通信ネットワークを活用して、防災・観光・他生活行政情報及び議会情報を映像中継配信して、地域住民の福祉と行政サービスの向上に示るためのシステムを構築するということで決議されて、現在その実現に向けて最善の努力がなされております。しかしその内容について、今回出されておるものはその内容に合致はしておりますが、それ以上にいろいろ海部郡、あるいは阿南市・那賀町と近隣の市町村の情報も町民にいろいろ情報の提供をするというような中身も追加をされておりますんで、当然 21 年 6 月の議会に決議されておる趣旨からしましても、その追加されておることっていうのも当然議会の意思としては合致しておるということでありまして、今回の請願書を採択、今議会において採択いただけますようによろしくお願いをしたいと思います。

議 長 他にございませんか。

山本議員

1 4 番 議 員 質疑であります。先ほど江本議員もいわれましたように、美波町議会としては今現在ケーブルテレビ中継にも向けて取組んでおる中で、それ以上の請願の必要性が先ほども説明を受けましたが、必要性があるのか再度お聞きします。

議 7 番 議 長 北山議員
繰返しになりますが、この中の請願事項の中の1つとして、郡内・他の自治体の議会放映も自らの町を知ってもらう取組みの1つととらえ、マイナス要素ととらえずに情報の公開を積極的に進めるという観点から、前の決議の上に追加をされるような請願書でありますので、本議会で採択をしていただきたいと思ひます。

議 長 他に質疑ございませんか。
これで質疑をおわります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
江本議員

2 番 議 員 同じような項目の議決っていうことは2度も必要ないと思うんで、私は反対いたします。

議 7 番 議 長 北山議員
私は紹介議員ということで賛成の立場から、先ほどもいいましたが、住民に対する情報の公開ということは今一般的にもいわれておることありますので、できるだけ他町村の情報についても美波町の住民に見てもらえる議会になると思ひますので、採決をしていただきたいと思ひます。

議 長 これから請願第1号ケーブルテレビによる議会中継を早期に求める請願書を採決します。

お諮りします。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願ひます。

(賛成 4 反対 8)

「起立少数です。」

議案第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第13 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成23年第4回美波町議会定例会を閉会します。
お疲れ様でした。

(時に 11時27分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 24年 1月 29日

美波町議会議長

川尻竹蔵

議会議員

伴田邦人

議会議員

山本正男